

行政院所屬各機關因公出國人員出國報告書

(出國類別：研究)

「日本導入全球貿易安全與便捷標準架構機制」研修報告

出國人員：經建會法協中心蔡文傑副主任
經建會法協中心林寶玉組長
財政部關稅總局徐仁慈簡任稽核
經濟部商業司周東鳳技士

出國地點：日本

出國期間：96年12月2日至12月8日

報告日期：97年2月29日

行政院所屬各機關出國報告提要

系統識別號：C09603428

報告名稱：研修「日本導入全球貿易安全與便捷標準架構機制」

頁數：158（含附件）

出國計畫主辦機關/聯絡人/電話：

行政院經建會法協中心副主任 蔡文傑 (02)25087940

行政院經建會法協中心組長 林寶玉 (02)25087922

財政部關稅總局簡任稽核 徐仁慈 (02)25505500-2991

經濟部商業司技士 周東鳳 (02)23212200-279

出國類別：1.考察2.進修3.研究4.實習5.其他

考察地點：日本

考察期間：96年12月2日至12月8日

報告日期：97年2月29日

關鍵詞：

全球貿易安全與便捷標準架構(WCO SAFE)、優質企業 (Authorized Economic Operator; AEO)、風險管理(Risk Management)、X 光檢查儀、一處收件服務 (One Stop Service)、NACCS、單一窗口(Single Window)、橫濱海關

內容摘要：

由於世界關務組織(WCO)所倡議之「全球貿易安全與便捷標準架構」(WCO SAFE Framework of Standards)係我國規劃「建構優質經貿網絡」重要計畫之一，爰由經建會、財政部關稅總局及經濟部商業司派員組團赴日本研修日本導入 WCO SAFE Framework of Standards 之機制。

研修期間，透過駐日經濟文化代表處等機構協助與安排，由日本財務省關稅局、經產省、NACCS 資訊處理中心、NTT Data 公司及日本三菱、CANON 等企業介紹 AEO 及單一窗口等問題，並實地參訪橫濱港灣局、關稅局操作大型 X 光貨櫃檢查儀業務。

WCO SAFE 各國已逐步規劃實施，我國亦應考量實際需要及能力訂定各計畫時程與先後順序，逐步導入。

目 錄

壹、緣起	1
貳、研習行程表	2
參、研修內容	3
一、日本實施 AEO 制度	3
(一) 進出口管理制度.....	3
(二) 特例輸入者及特定輸出制度	8
(三) 特定輸出申報制度	12
(四) 簡易進口申報制度	15
(五) AEO 認證情況	18
(六) 民間業者對 AEO 制度之期待.....	20
二、日本單一窗口制度.....	24
(一) NACCS 自動化系統.....	24
(二) 港灣進出口業務自動化.....	27
(三) 下一代單一窗口規劃.....	31
三、參訪橫濱海關及橫濱港.....	35
(一) 橫濱海關.....	35
(二) 橫濱港	39
肆、研習心得與建議	42
附件.....	47

附件目錄

附件 1_日本特例輸入輸出者之審查要領.....	47
附件 2_輸出入制度改善.....	52
附件 3_日本特例輸入輸出者之審查清表.....	56
附件 4_法令遵守規則檢視表範例.....	65
附件 5_守法規則 CP model_範例.....	79
附件 6_日本輸出流程圖.....	83
附件 7_特定輸出申告制度手續及承認要件.....	84
附件 8_日本簡易申報制度之審查手續與要件.....	85
附件 9_簡易進口申報流程.....	86
附件 10_Development of AEO Program in Japan	87
附件 11_日本版 AEO 制度の構築.....	92
附件 12_日本貿易管理制度.....	96
附件 13_JETRAS 簡介.....	104
附件 14_輸出者から見た日本版 A E O 制度への期待.....	111
附件 15_日本版 AEO に係る荷主の観点.....	120
附件 16_Single Window System of Japan Customs.....	127
附件 17_NACCS and National Single Window in Japan.....	144

壹、緣起

世界關務組織（World Customs Organization；WCO）為確保國際貿易供應鏈之安全與便捷，於 2005 年 6 月通過「全球貿易安全與便捷標準架構」（Framework of Standards to Secure and Facilitate Global Trade；簡稱 WCO SAFE）。

截至 2007 年 11 月 30 日止 WCO 171 個會員中已有 149 個會員填送採行該標準架構之意願書，且亞太經濟合作會議（APEC）於 2005 年 9 月召開之關務程序次級委員會會議中亦列為會員體共同行動計畫，我國於 2006 年 10 月 31 日向 APEC 簽署採行意願書。

日本為我國主要貿易國之一，貿易頻繁，距離又近，因此，如能就近研習日本實施本架構之機制，對我國導入本架構之推動將有幫助。故在經濟部 96 年台日技術合作計畫下，由本會提出「日本導入 WCO SAFE 標準架構之運作機制」，藉由研修日本之推動經驗，以作為我國導入此一機制之參考。爰由行政院經建會、財政部關稅總局及經濟部商業司派員赴日研修日本導入 WCO SAFE 之實施情況。

貳、研修行程表

12月2日（星期日）啟程（台北→日本東京）

12月3日（星期一）1.開課典禮

2.研習AEO課程（財務省關稅局關稅評價專門官郡山清武先生主講）

12月4日（星期二）1.NACCS系統介紹（NACCS通關情報處理中心次長德正芳先生主講）

2.經濟產業省配合WCO SAFE有關進出口簽審作業與NACCS系統之研習（貿易經濟協力局會田竜之先生主講）

12月5日（星期三）1.濱濱海關有關通關EDI作業、X-RAY設施見習（濱濱海關調查部特別審理官渥美桂先生等人）

2.濱濱港灣局參訪（橫濱市港灣局IT推廣課課長瀨戶誠先生等人）

12月6日（星期四）1. Canon機構對於AEO制度之期待與配合特定出口申報制度之內部管理措施（Canon貿易法務部部長中野雅之先生主講）

2.三菱商事機構對於AEO實施現況之介紹（三菱商事ICT事業本部部長渡邊浩吉先生主講）

12月7日（星期五）1.NTT Data公司介紹下一代NACCS通關處理作業與建置單一窗口之規畫作業（NTT Data公司營業部部長加藤浩治先生主講）

2.閉幕式

12月8日（星期六）回程（日本東京→台北）

參、研修內容

一、日本實施 AEO(Authorized Economic Operators)制度現況

(一) 日本進出口貿易管理制度

經濟產業省 (Ministry of Economy Trade and Industry 以下簡稱經產省) 是日本進出口貿易管理的主管機關，根據「外匯及外國貿易法」第 48 條及「輸出貿易管理令」第 1、2 條制定其出口管理；「外匯及外國貿易法第」52 條及「輸入貿易管理令」規定其進口管理，以維持其國際和平及安全、均衡進出口貿易及國民經濟的健全發展。

1、進口管理制度

根據日本有關法律規定，進口貨物大體分成自由進口品和非自由進口品兩類。政府對進口貨物的管理，採取事前確認、通關時確認、事後審查、外貿法違反事例罰則等管理措施。某些特定項目如水產品、大麻、麻藥、鴉片、鈾礦等規定有進口配額，需進口前先取得主管大臣確認(事前確認)。而某些特定貨物如大麻，於進口時必需提出麻藥取締官事務所發行之必要文件，才可通關放行(通關時確認)。貨物進口後，根據輸入貿易管理令第 17 條做事後審查。若有違法，則以外貿法第 69 條第 6 項、第 70 條規範刑事罰，以及外貿法第 25 條第 2 項、第

53 條訂立行政制裁處分。

自由進口品是指既不需要進口審查，也不需要提交進口報告書，通關時也不必提交發票的進口貨物。這類進口貨物包括無償救濟品、無償樣品、指定宣傳品、不用於銷售的貨物、外交官用品、入境隨身攜帶品、職業用品、搬家行李、臨時卸貨物品等。

非自由進口品是指依日本「進口貿易管理令」規定必須進行審查的進口貨物，這類進口貨物包括進口配額產品、自特定原產地或裝運地進口的特定產品、須經主管大臣事前確認才能進口的產品和須向海關提交特定文件的產品等。但《進口公告》第 3 號又規定，對於該公告涉及的產品，如已獲得經濟產業大臣確認或已向海關提交原產地證書，則不需進口審查即可獲得進口許可。

非自由進口品中的進口配額產品包括部分水產品、麻醉藥品、核燃料物質、火藥、武器等 73 種非自由化產品，《華盛頓公約》附錄 I 中規定的動植物及其衍生物，以及《蒙特利爾議定書》中規定的破壞臭氧層的物質等。此由經濟產業大臣授權指定外匯銀行，對進口配額產品的進口進行審查。

非自由進口品中自特定原產地或裝運地進口的特定產品

主要包括：未簽署《國際限制捕鯨條約》的國家為原產地或裝運地的鯨魚及其製品；以中國、朝鮮及台灣為原產地或裝運地的鮭魚、鱒魚及其製品；由外國漁船捕獲的、並在海上轉駁的海生哺乳動物、魚貝類、海藻等及其製品；中國及韓國為原產地或裝運地的捻絲；以中國、日本本國、韓國及台灣為原產地，且在中國、韓國或台灣以外地區裝運的絲織品（除精梳絲織品及混紡絲織品外）；以中國為原產地，在中國以外地區裝運的特殊絲織品；以中國及日本本國為原產地的絲織品（除精梳絲織品及混紡絲織品外）製成的膝毯、亞麻床單、亞麻桌布、窗簾等，此類產品的進口許可須由經產省審查。非自由進口品中須經主管大臣事前確認方能進口的產品，主要包括某些特定醫藥品、紡織品、水產品及珍稀野生動物等。

2、出口管理

日本不僅是《瓦森納協定》的成員，同時也加入所有的國際出口管理體系，包括核供應國集團、澳大利亞集團、導彈技術控制，對相關國際條約所規定的貨物實施審查、許可等出口管理措施。以「外匯及外國貿易法」、「進出口交易法」和「出口貿易管理令」為主體的出口管理法律體系，規定出口限制、限制提供技術和出口的事前確認、事後審查等制度。

(1) 安全保障出口管制

安全保障出口管制由經濟產業省貿易管理部負責，其對象是武器和被認為有可能轉為軍用的高科技用品，這兩類貨物或技術出口，必須獲得經濟產業大臣許可。納入安全保障出口管制的貨物或技術，「外匯及外國貿易法」及相關政令、省令等有具體規定。一般而言，被列入管制名單的武器，尤其是大規模殺傷性武器、核能相關物品、化學及生物武器相關物品、導彈相關物品、常規武器等的出口，須先獲得經濟產業大臣許可。

(2) 對聯合國決定予以經濟制裁的國家，實施出口限制。

(3) 限制提供技術

對於由日本居住者向非日本居住者提供的、與特定種類貨物的設計、製造或使用有關的技術時，須經事前出口審查。

(4) 與某些特殊貿易方式有關的出口限制

日本企業在外國進行委託加工貿易，如其加工產品返銷日本將會對日本國內產業造成危害，則其加工原料自日本出口時必須有經濟產業大臣審查確認。

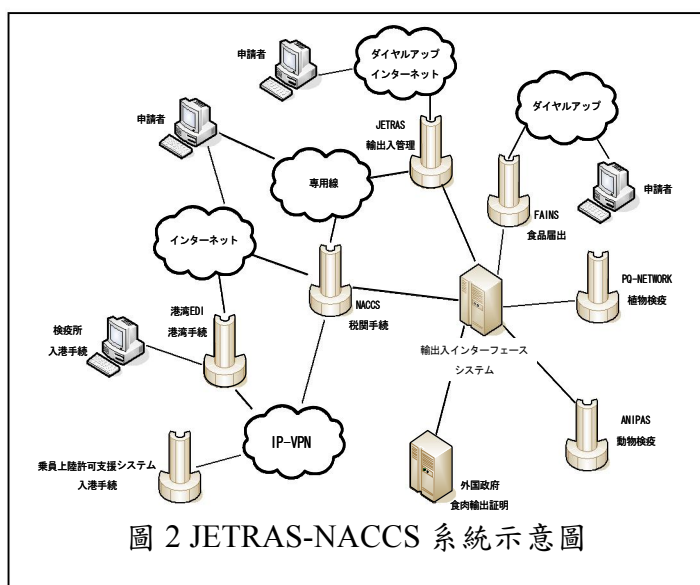
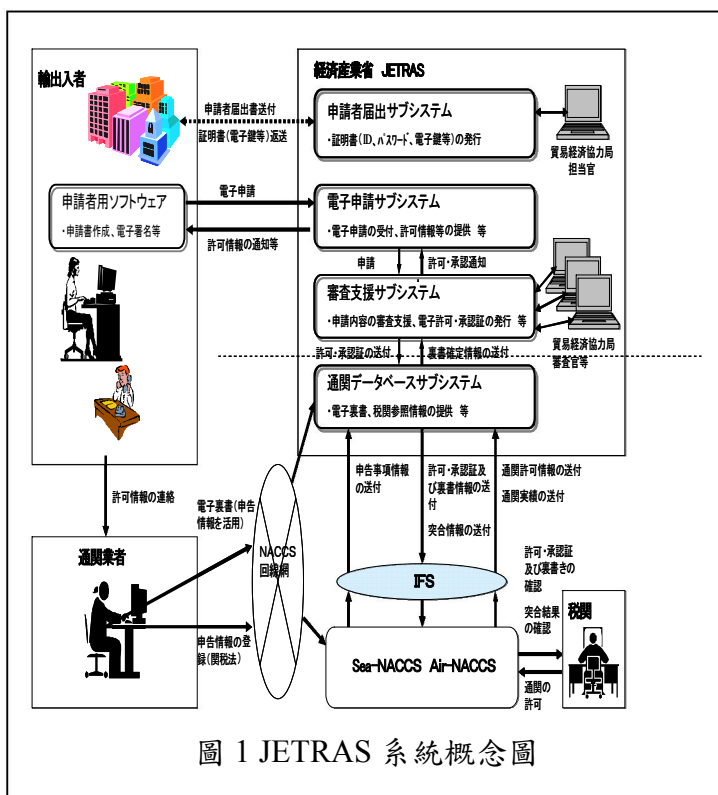
(5) 其他需要進行出口審查確認的產品

包括國內供應不足的產品，如原油、核燃料等；可能引

起過度競爭，影響出口秩序的產品，如捕魚船；禁止出口的產品，如國寶、毒品等；根據國際協定須進行出口管制的產品。

3、進出口管理作業電子化作業

日本2002年開始使用之貿易管理系統 (Japan Electronic open network TRAdE control System ; JETRAS)係經產省於2000年4月主導開發，作為辦理進出口貿易手續的資訊系統



(圖 1)，並與 NACCS 系統連接(圖 2)。另於 2005 年設計開發新版 JETRAS 系統，已於 2007 年 10 月試行新系統(圖 3)，2009 年將轉成 Internet 認證，且能

24 小時受理申報。

日本 JETRAS 並未含蓋所有進出口項目，對於進出口件數不多、沒有繁複手續的、以及無法提高效率的項目，

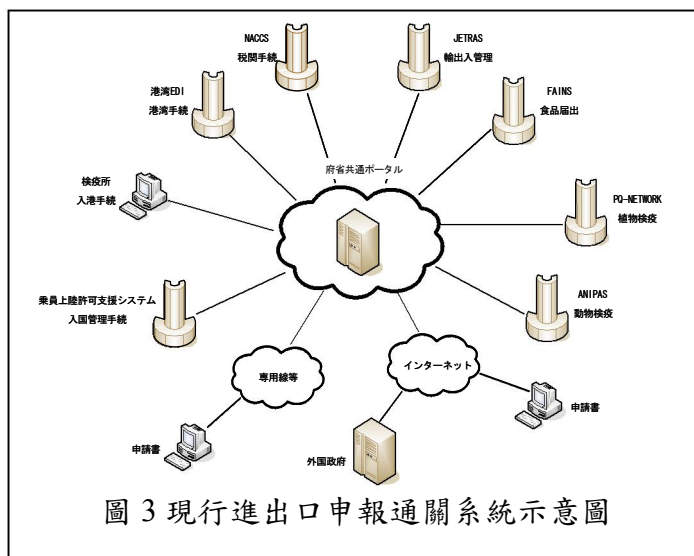


圖 3 現行進出口申報通關系統示意圖

並未列入 JETRAS 的電子申報系統開發。日本政府並不強制業者一定要透過 JETRAS 系統申報必要之進出口文件，大多數日本業者還是慣用紙張申報進出口，目前僅有 10%的業者是利用 JETRAS 系統進行申報。

(二) 日本版 AEO 制度—特例輸入者及特定輸出制度

日本自 2001 年 3 月就開始實施「簡易進口申報制度」，以促進國際物流之迅速與便捷。但「911 事件」發生後，有關國際物流安全之確保及效率，蔚為國際風潮，日本海關配合此一世界趨勢，從提高使用者之便利性及確保更高度的守法之觀點。財務省關稅局先依關稅法 67 條於 2005 年 3 月制定「特定出口通關申報制度」，並於同年 9 月完成「對守法優良業者提供新制出口通關制度相關申請認定手續及法令遵守規則」政策意見徵詢調查報告，才於 2006 年 3 月 1 日開始實施「特定出

者認定要件之審查要領（附件 1），並於同年 6 月 26 日及 9 月 20 日進行二次修正，其實施守法優良業者制度主要係依據關稅法第 7 條之 5、第 51 條、第 61 條、第 62 條及第 67 條之 4 辦理。其主要改進項目（附件 2）包括：（1）原則上，所有貨物均適用特例申報制度及特定出口申報制度，不再限制 1 年須有 6 次以上之輸入紀錄。（2）特例輸入者與特定輸出者須訂定「法令遵守規則」（Compliance Program），此項規則進出口將予統一化，並將其應記載事項由 130 項大幅整併為 40 項。（3）申請人應依「法令遵守規則」與「檢視表」（check sheet），自行檢視守法程度，主管機關會於受理申請書經後，應於 1 個月內做出決定。（4）就關稅法之「法令遵守規則」與經濟產業省及國土交通省之「法令遵守規則」制度加以調和與合作。

特例輸入者及特定輸出者認定要件之審查要領中附有「法令遵守規則」，主要內容及內部體制審查事項清表（附件 3）如下：

- 1、關體制整備基本事項（審查 17 細項）。
- 2、各部門業務內容等相關事項（審查 23 細項）。
- 3、執行海關手續相關事項（審查 21 細項）。
- 4、執行貨物管理相關事項（審查 11 細項）。

- 5、監查體制（審查 7 細項）。
- 6、其他法令遵守規則之相關事項（審查 3 細項）。
- 7、與相關企業之指導有關事項（審查 3 細項）。
- 8、與海關連絡機制等相關事項（審查 5 細項）。
- 9、報告及危機處理有關事項（審查 6 細項）。
- 10、帳簿之作成及保管有關事項（審查 6 細項）。
- 11、與財務有關事項（審查 3 細項）。
- 12、教育及研修有關事項（審查 3 細項）。
- 13、有關懲罰事項（審查 1 細項）。

企業欲申請成為特例輸入者或特定輸出者，須填寫「法令遵守規則」檢視表（check sheet）（附件 4），進行自我評估後，送請海關逐項審查檢視並簽註意見。審查合格者，授與特例輸入者或特定輸出者資格。附件 5 為企業制定之「法令遵守規則」參考範例。

「法令遵守規則」檢視表

第一章 總則	1、目的 2、適用範圍
第二章 基本方針	基本方針

第三章 組織	<ul style="list-style-type: none"> 1、最高負責人 2、公司內部體制之建構 3、總管理部門 4、事業部門 5、事務管理部門 6、法令監查部門 7、各部門負責任人 8、員工之配置
第四章 基本業務	<ul style="list-style-type: none"> 1、輸出入風險之擬定與管理 2、輸出入通關業務 3、貨物管理 4、擔保及納稅之管理
第五章 其它法令之法令遵守規則	其它法令之法令遵守規則
第六章 對相關企業之指導	對相關企業進行指導與管理
第七章 與海關的聯絡機制	與海關的聯絡機制
第八章 報告與危機管理	報告與危機管理
第九章 帳簿文件管理	<ul style="list-style-type: none"> 1、帳簿之記載 2、帳簿文件之保存
第十章 研修及教育	
第十一章 懲戒規定	
第十二章 其他	

(三) 特定輸出申報制度

日本出口申報制度分成一般及特定輸出申報兩大類，其出口作業流程圖詳附件 6。一般貨物出口必須向海關提出申報，經過必要的查驗程序並獲得核可放行後，始可裝船出港。在提出出口申報之前，原則上須先把貨物搬入保稅區以後，才可以提出出口申報。「特定出口申報制度」，貨物不須搬入保稅區，在該特定出口人的企業設施（工廠或倉庫）內、運輸途中即可

完成出口通關手續（含出口申報與出口許可），即裝船前可申報通關。在貨物的查驗方面，亦可獲得優良守法的相對優惠，獲得快速通關的便利，有效縮短物流前置時間、提升通關手續可預測性、避免貨櫃場擁擠耽誤裝船費時以及降低物流成本等優點，有效實現貿易便捷化並提升國際物流效率，進而提升國際競爭力。

對於擬適用「特定輸出申報制度」，以享有出口申報制度便捷化之措施者，須提出申請並經海關長之認可。為利海關長認可，企業應依據關稅法第 67 條之 4 之規定填寫「特定輸出人認定申請書」（附件 7），向海關（原則係向從事貿易業務所在地之管轄海關申請）提出申請，經認可之「特定輸出人」，得於全國海關適用「特定輸出申報制度」。海關長應依據如次 7 項基準，進行特定出口人之認定審查，對於符合這 7 項標準要件，原則上都可獲得特定出口人資格認定。

1、過去 3 年，沒有因為違反關稅法或關稅定率法或其他關稅

相關法規劃之規定而被判處刑罰或通告處分者。

2、過去 2 年，沒有因為違反關稅法第 70 條規定之其他法令

之規定而被判處刑罰者。

3、過去 2 年，沒有因為違反前二項法令以外之法令之規定而

被判處監禁以上之刑罰者。

- 4、員工、代理人、使用人及其它從業人員，未受以上第 1 至第 3 項處分者。
- 5、過去 3 年、未被取消特定輸出人之認可者。
- 6、具備執行適用本制度之貨物出口相關業務（包含出口貨物送至國際貿易貨船或貨機裝貨為止的貨物管理相關業務）適當能力者。
- 7、為執行適用本制度之貨物出口相關業務（通關手續及貨物管理），該出口人（為法人時包含員工）制定有規範遵守事項的適當「法令遵守規則」（關稅法第 67 條之 4 第 (3) 項所稱之「規則」）。

但並不是所有貨物都可適用特定出口申報制度，根據日本關稅法第 67 條之 3、關稅法施行令第 59 條之 5 以及第 59 條之 6 的規定，以下四類貨物不適用特定出口申報，包括 (1) 出口貿易管理令附表 1 之第 1 項（武器）所列之貨物；(2) 輸往出口貿易管理令附表 4 所揭示的北韓、伊拉克、伊朗以及利比亞等地區之貨物而須取得經濟產業大臣之許可或承認者；(3) 出口申報時需要辦理關稅減免或退稅手續之貨物；(4) 在適當的貨物管理及適當執行關稅法方面，暫時不適用「特定出口申報

制度」之貨物（例如混載他人貨物之貨物等）。

（四）簡易進口申報制度

一般要領取從外國運送到日本的貨物，必須先向貨物存放保稅區的當地管轄海關提出進口（納稅）申報；應查驗之貨物在完成查驗手續以後，其為應課徵關稅、國內消費稅以及地方消費稅者，應依法先完成納稅手續後，始可取得進口許可；獲得進口許可的貨物，即視同國內貨物，隨時可以領取。此一進口申報流程，得由貨物進口人自行申報；貨物進口人亦得委託海關認可之通關業者代辦進口申報手續，此為「一般進口申報」。

另有簡易進口申報制度，須先取得海關長之認定，相關規定詳附件 8。進口人可根據日本關稅法第 7 條之 2 的規定，檢具「特例進口人認定申請書」向海關（以企業主要執行貿易業務所在地的管轄海關為原則）相關部門提出申請，取得當地管轄海關「特例進口人」之資格認定後，其貨物得於全國各海關適用簡易進口申報制度。簡易進口申報流程如附件 9，其對於申請人之規範如下：

- 1、申請者過去 3 年，沒有違反關稅法或其他國稅相關法律之規定而被判處刑罰，或因關稅法或國稅犯則取締法之規定

而受到通告處分者。

- 2、申請者過去 2 年，沒有違反第 1 項以外之法令規定而被判處監禁以上之刑罰處分者。
- 3、申請者過去 3 年，沒有被課以關稅或進口貨物之國內消費稅之補稅（重加算稅）紀錄者。
- 4、申請者過去 3 年，沒有延滯繳納關稅或進口貨物之內國消費稅等不良紀錄者。
- 5、過去 3 年、沒有被取消特例進口人之認可者。
- 6、具備履行本制度有關進口業務之能力者。
- 7、為適用本制度之貨物進口相關業務（通關手續及貨物管理），進口人（為法人時包含員工）要制定「法令遵守規則」。

進口人取得「特例進口人」資格而適用簡易進口申報制度時，應提供擔保（即關稅法所稱之「提貨擔保」）；如果沒有提供擔保，則不得適用簡易進口申報制度進口貨物。提貨擔保之金額、時間與手續等規範包括：(1) 在擔保金額方面，主要為指定貨物應課關稅、內國消費稅以及地方消費稅之總預估額。(2) 在擔保時間方面，應於進口指定貨物當月之前月月底以前提供擔保。(3) 在擔保手續方面，應向預定進口地之管轄海

關提出擔保物件（如保證人之保證書等）。但有以下情況者即不適用簡易進口申報：

1、適用減稅、免稅、退稅之貨物，於提領時須進行現品確認者，以及依關稅定率法第 11 條（為加工或修繕之出口貨物之減稅）與第 17 條（再出口免稅）規定之貨物。

2、適用特惠關稅、特別緊急關稅等之貨物中，以最高限額管理，適用稅率依據過去進口總量或總額為基準而決定者。

(1) 適用關稅暫定措施法第 8 條之 2 第 1 項（特惠關稅）規定之貨物中，以最高限額管理之「特定特惠礦工業產品等」。

(2) 但前項貨物不適用特惠稅率時，得適用簡易申報制度。

(3) 關稅暫定措施法第 7 條之 3（進口數量超過基準進口量時的特別緊急關稅）、第 7 條之 5（生鮮牛肉及冷凍牛肉等關稅緊急措施）以及第 7 條之 6（活體豬及豬肉等關稅緊急措施）之貨物。

依關稅法第 7 條之 2 及關稅法施行令第 4 條之 2 規定，簡易申報制度分成「進口申報」與「納稅申報」二大項，其規範簡析如下：

1、進口申報（或稱「提貨申報」）

- (1) 在簡易進口申報制度下的進口申報手續，應向貨物存放所在地的管轄海關提出申報。原則上，不必向海關提出發貨單、保費明細等相關文件，但其他法規要求的相關文件，申報時應全數檢附備齊。
- (2) 納稅申報項目（例如課稅標準、稅額等），不需要在進口申報時提出。另外，就系統申報的最多申報項目數方面，一般進口申報項目共有 123 項（平均鍵入項目數為 60 項）；簡易申報制度下的進口申報項目為 60 項（平均鍵入項目數為 27 項）。
- (3) 過去在進口申報時為稽徵關稅而實施的審查、查驗手續，基本上全部省略。

2、納稅申報

- (1) 納稅申報，應製作一個月中取得各件進口許可的申報書（即關稅法所稱之「特例申報書」），於翌月月底前提出申報。
- (2) 無正當理由未在期限內提出納稅申報時，將被取消「特例進口人」的認定資格。

（五）AEO 認證情況

日本實施以遵守法令為前提的簡易進口申報制度後，可

享有進口與納稅分開之二段式報關申報，在納稅申報前即可提領貨物的便捷優惠。原來適用此一制度的貨物須事前取得海關長的指定，而且申請人必須有一年間進口該等指定貨物 6 次以上之實績，且取得適用資格後，另外又有提貨擔保之限制條件，造成特例進口人之額外成本負擔，因此原申請認證之進口人僅有 51 家。後經關稅法修正，取消申請人必須在一年間進口該等指定貨物 6 次以上實績之規定，預期未來申請人將會增加。

在推動進出口人 AEO 制度之後，2007 年 10 月已將實施對象將推展至倉儲業者，並已開始研議運輸、通關業者之 AEO 適用制度。目前暫無委託第三人認證之計畫，運輸業由國土交通部負責認證，海關發證。目前，海關也無直接進入廠商系統稽核之作法，僅至廠商辦公室看電腦畫面、列印。

「特定出口申報制度」自 2006 年 3 月實施以來，迄 2007 年 12 月底，僅有 45 家業者獲得海關長認定為特定出口人，享有相對便捷之一段式出口報關作業。

日本正就 AEO 制度與其他國家洽談相互承認問題，包括美國、歐盟(EU)、中國、韓國、馬來西亞、澳洲及紐西蘭等，其中以紐西蘭最為積極，紐西蘭課長已於 2007 年 12 月 5 日至

7 日到日本洽談簽訂協定事宜。另亦正與美國諮商中，有關出口標準尚須協商，惟尚無具體日程。

(六) 民間業者對 AEO 制度之期待

1、Canon 公司

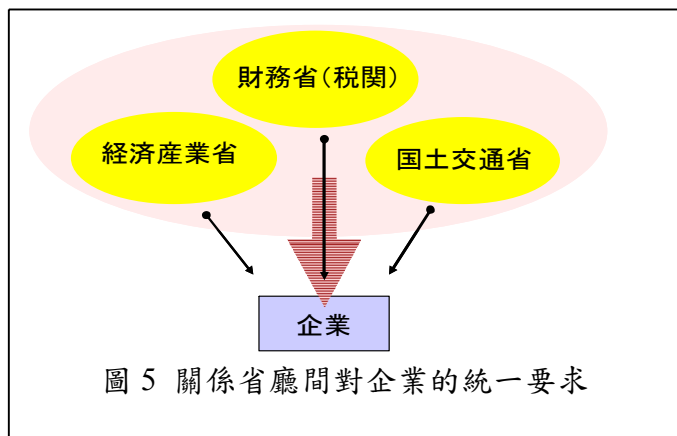
Canon 公司已成立 60 年，因其高品質的產品成為世界名牌，並在資訊產業中，以傲人的光學技術基礎，不斷挑戰、研發改良各式產品，除將商品多元化外，同時結合先進數位科技，使產品更貼近消費者在生活或工作面的需求，其行銷經營網遍佈全球，包括美洲、歐洲及亞洲/大洋洲。知名產品包括彩色噴墨印表機、數位相機、數位影印機、個人影印機、多功能事務機、液晶投影機及視訊設備等。本次研習由 Canon 貿易法務部部長中野雅之先生介紹日本出口申報制度及業者對 AEO 制度的看法。

Canon 公司於 1988 年取得經產省的「輸出許可制度」認可，2006 年 2 月取得財務省海關長發給之認定書，成為「特定輸出申告制度」之合格業者，是日本第一個取得認定的業者。截至目前為止，被承認符合「特定輸出申告制度」的業者，全日本只有 Toyota、日產公司等 45 家業者。Canon 於實際利用「特定輸出申告制度」後，發現有以下

好處：(1) 過去他們需考慮貨物檢查時間，現在不需檢查，節省申報時間；(2) 因隨時可申報，提高業務的靈活度；(3) 輸出業務無紙化，手續非常簡單。

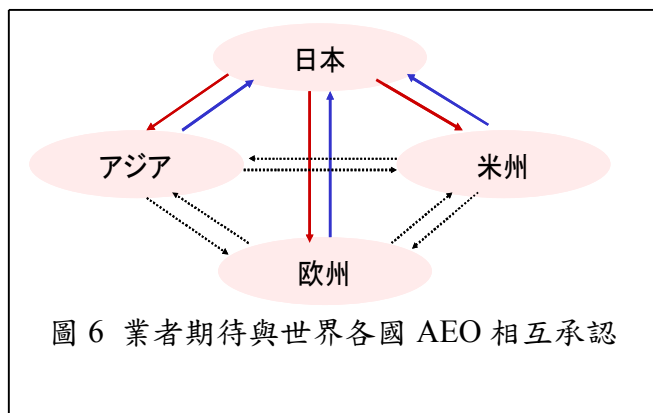
但日本業者認為，由負責人當頭、企業內部配合制定規章，以符合快速通關的條件，對於公司的負擔極為沉重，投入的成本更是難以估算。由於包括倉庫業者、物流配送運送業者及通關等出口相關業者，尚不需取得認證資格，而是由貨主負責教育這些業者須符合「特定輸出申告制度」。故業界普遍認為，這些業者也應取得認證資格，以減輕貨主的負擔。AEO 制度對大企業是（日本約有 200 家的大型企業，約占日本貿易量 70%-80%）有幫助，但對中小企業則是一項極大的成本負擔。雖然進出口業者都很關心 AEO 制度，但出口型的公司對 AEO 的期望較大，進口業者就比較關心關稅的問題。

日本業者期望政府在制定 AEO 時，各省廳間應加以協調，如財務省所規範的「特定輸



出申告制度」、經產省的「輸出許可制度」，以及國土交通省的「Known Shipper/Regulated Agent 制度」，可彙總成一共通規範讓企業(圖 5)遵守，若各省有各自的要求，徒增業者遵循成本。

此外，業者也希望日本的 AEO 可以和其他國家的 AEO 相互承認，讓已由日本認可的 AEO 業者，在日本之外如美國、亞洲、歐洲等國家都能具有同等的效力(圖 6)。



2、三菱商事株事會社

三菱商事(Mitsubishi Corp.)在日本及世界 80 多個國家擁有 200 多個據點，是最大的綜合商社，旗下合併申報財務報表的企業高達 500 多家，約有 5 萬多個不同國籍的人才在該集團內工作。三菱商事營業項目涵蓋能源、金屬、機械、化學品、食料、資材、紡織等所有產業，與世界各地的顧客，維持長年的業務往來關係。三菱商事與台灣關貿網路公司有貿易便捷化的業務來往，本次研習由三菱商

事集團下 ICT 事業本部貿易基磐開發室部長渡邊浩吉先生從日本貨主觀點說明對 AEO 制度的應對。

以出口美國為例，美國政府要求出口輸美的貨物，100%要用 X-Ray 檢查，因此日本港口都需裝設 X-Ray，這造成港口作業費用提高，但美方並不負擔這些費用，而是由出口貨主負擔。業者若將這些成本加入貨品，將變相由消費者負擔這些額外的成本。貨主若加入 AEO，則可簡化通關手續，就可降低成本，否則貨主在港口的作業成本將會增加。因此，三菱商事極希望可加入 AEO 行列。

主講者渡邊浩吉部長表示，日本預定於 2008 年 3 月至 2009 年 4 月間完成整個 AEO 法令遵守規則的制定，期間將由相關政府部門與民間業者組成之「AEO 推進官民協會」，積極就 AEO 制度的建構進行討論，所有討論內容皆公佈在財務省關稅局網站，目前已公佈「AEO 推進官民協會的討論狀況」與「我が国における AEO 制度の構築等に向けた保税・通関制度等の見直し」兩份報告。三菱商事呼籲政府給予遵守法令規則(Compliance Program)的 AEO 業者有相對應的優惠措施，對符合認定的業者放寬其貿易通關手續；並建議包括貨主、通關業者、國內運輸業者及貿易

供應鏈上之相關業者都需取得 AEO 資格認定；同時積極推動日本版 AEO 與其他貿易國之相互承認。

二、日本單一窗口制度

日本通關電子化係從航空貨物進口業務開始實施，根據 1977 年 5 月通過的《關於航空運輸貨物通關手續特例等的法律》及其相關政令，同年 7 月政府和民間企業分別出資 6,000 萬和 2,000 萬日元成立航空貨物通關資訊處理中心，該中心於 1978 年 8 月啟動航空貨物通關資訊處理系統 (Air-NACCS: Air Nippon Automated Cargo Clearance System)，通過電算化方式處理航空貨物通關手續及相關民間業務，1985 年該系統開始受理出口航空貨物相關業務。

相較於航空貨物，海運貨物的電子通關比較晚實施，日本國會於 1991 年 3 月通過《藉由電子資訊處理組織實施通關手續的特例等相關事務的法律》(以下簡稱《通關特例法》)，擴大了海關指定機構實施電子通關的業務範圍。根據該法，同年 7 月航空貨物通關資訊處理中心改名為通關資訊處理中心(以下簡稱 NACCS 中心)，由民間企業再投資 1,000 萬日元，該中心於同年 10 月啟動海運貨物通關資訊處理系統 (Sea-NACCS)。

(一) NACCS 自動化系統

NACCS 中心成立時為特殊法人，2003 年 10 月改組為獨立行政法人，並明文規定 NACCS 中心為 Single Window 作業的資料轉換中心，與其連接的政務電子平台，包括 1997 年 2 月啟動之厚生勞動省的進口食品監視支援系統（Food automated import notification and inspection network system；FAINS）、1997 年 4 月啟動之農林水產省的植物檢疫網絡系統(Plant Quarantine)和動物檢疫檢查手續自動化系統（Animal quarantine inspection procedure automated system；ANIPAS）以及 2002 年 11 月啟動之經產省貿易管理網路系統（JETRAS）。此外，Sea-NACCS 還與國土交通省的港灣 EDI 系統、法務省的海員上陸許可支援系統相連。方便使用者集中辦理各類手續，提升效率、節省時間。

該中心受日本財務省監督，其通關系統之特點如下：

- 1、NACCS 中心的業務，包括海關通關手續等政務部分，以及通關過程中貨物資訊管理等電子商務部分。目前，日本 12 個空港包含航空公司、倉儲業者、空運代理、報關行、銀行等 608 家業者，大約 99%的空運進出口業務皆透過 Air-NACCS 報關；而包含各主要海港之相關業者，也有約 95%的海運進出口報關業務透過 Sea-NACCS 申報。另

為方便進出口商使用該系統，NACCS 同時整合了部分貨物進出口物流資訊管理系統，如貨物的裝卸、存放、通關等即時的資訊監控、複式聯運貨物管理、運費管理等增值服務。

2、NACCS 系統每 8 年進行一次系統升級，目前使用的海空運 NACCS 系統，分別是於 1999 年和 2001 年更新，第三代海運 NACCS 系統預計 2008 年開始運轉，第五代空運 NACCS 系統將於 2009 年開始運轉。新一代 NACCS 系統將有新使用者加入，如進口商、出口商及無船承運經營者 (Non-Vessel Operation common carrier; NVOCC)，新系統之特質，包括 (1) 整合一些海空運系統模組，使得發票與裝箱單共通內容可相容；(2) 全年無休 24 小時運作，並具備系統損毀復原之功能架構。

3、根據法律規定 NACCS 中心的業務自主，其經費主要來自日本政府和民間企業繳納的使用費，該中心可向企業收取報單的傳輸費用和專線費用；同時可依據合約，定期向政府收取 NACCS 系統的使用費用，財務省亦透過合約進行監督。

4、NACCS 系統處理之文件，包括 (1) 到港通知 (Arrival

Notice) (2) 一般申報 (General Declaration) (3) 船員/旅客清單 (Crew/Passenger List) (4) 停靠港申請書 (Port of Calls) 與 (5) 艙單申報 (Cargo Declaration)。

海關內部另建置 CIS (Customs Intelligence Database System)，儲存歷年的進出口申報資訊、進出口貨物的審查檢查資訊，作為實施進出口貨物通關風險管理之判定依據。例如，對於屢次違反規定的進出口商，海關的 CIS 會向 NACCS 系統發出停止受理的指令。CIS 系統預定在 2008 年度開始運作新系統，NACCS 以外的系統如 CuPES、CIOMTIS、貿易統計系統以及 ACTIS 等，預定在 2009 年度以後陸續完成與 CIS 系統相互整合。

(二) 港灣進出口業務自動化 (Automation for Port Entry/Exit)

1、港口電子資料交換(EDI)系統

1999 年 10 月開始提供港口電子資料交換系統(簡稱港口 EDI 系統)服務，第一階段包含船席指派與貨物資訊兩種 UN/EDIFACT 訊息，並在此一基礎上，2002 年試行危險品資訊申報(IFTDGN)。此系統是由日本交通和基礎建設部下的港務局指派的港區及環境發展研究中心 (Waterfront Vitalization & Environment Research Center；WAVE)發展、

營運和管理。參與 EDI 系統的成員有港口顧問、港灣專家和航商或其代理行，從 1999 年開辦迄今，計有 66 個港務局，97 個港勤公司，570 個航運公司或其代理行加入，有關日本港埠 EDI 單一窗口系統關聯圖如圖 7 所示。



圖 7 日本港埠 EDI 單一窗口系統關聯圖

隨著電子商務環境之成熟，業者希望減少輸入電腦的資料或項目，因此日本和海關、移民局、檢疫局同心協力提供一個電子資料輸入平台給航運界(如航運公司/代理行)，即所謂的「單一窗口作業方式」，此一方式是在 2003 年 6 月 23 日開始運作。透過此作業方式，一旦使用者在單一窗口傳送進/出港相關申請資料，這份資料將會自動傳送至相關單位。

港口 EDI 系統處理之文件，包括 (1) 檢疫單位 (MCHLW) 需要之到港通知、船員/旅客清單

(Crew/Passenger List)、停靠港申請書 (Port of Calls)、(2) 海岸巡防署 (Coast Guard) 需要之危險物品清單 (Dangerous Goods) 與繫船申請書 (Application for moorings)、(3) 地方政府 (Regional Government) 需要之一般申報文件、以及 (4) 登陸許可 (Landing Permission) 等 7 項。

2、港口物流資訊網路系統(POLINET)

POLINET 過去稱作 SHIPNETS，由 POLISA(港口物流資訊系統協會)管理，是日本第一個跨各企業的 EDI 網路系統，該系統從 1993 年起，成為貨運承攬業、航商、理貨公司等公司在各港間傳遞航運相關文件之工具。

POLINET 除了傳統的 SHIPNETS 標準訊息格式化之外，也處理 UN/EDIFACT 資訊、日本本地的 CII 標準、以及業主的訊息格式化。並自 1998 年擴大適用的範圍，除了出口之外，還包含進口、貨櫃碼頭、內陸貨櫃集散站、貨櫃經營業者、倉儲、陸路運輸與其他相關的單位。

此外 POLINET 在 2001 年 2 月起，EDI 可在 Internet 之平台上運作，自 2002 年 4 月起新版本的 EDI 系統更增加 e Forwarder ASP (網路貨運承攬業者)的服務範圍。網路 EDI 系統(階段 II)包含 Web-POLINET 和 Cyber-POLINET 兩者，

皆為傳統 VAN-to-VAN POLINET 界面。此系統提供資訊得以在 Web 與 UN/EDIFACT 兩系統之間轉換的功能。

Web-POLINET 減輕輸入資料的負擔和而且更容易使用，它是一種容易使用且經濟的 EDI 系統，且適合沒有大型系統的小型使用者使用。

e Forwarder ASP 可以協助貨運承攬業者更有效率地處理每日例行之業務，包括進口、出口文件、倉儲、託運業務。所需費用比現行運作之服務費用低許多，解以吸引原有業者轉向使用此一系統。使用者沒有系統維持的負擔，同時投資風險也可以達到最小化。預期 e Forwarder ASP 所提供的服務，將有助於日本港口物流 EDI 的普及。

港口物流資訊系統協會(POLISA)在 2005 年 4 月 1 日開始推行使用有關 POLISA 網絡及 e-Forwarder ASP 系統。未來 30 年間內，每位會員每一年需繳交 15 萬日元的手續費，類似於會費，若欲退出組織者，則需付類似違約金 24 萬日元的費用。在 2005 年 10 月 1 至 2006 年 3 月 31 日之間才加入者，將有 6 個月的免費會員，但需繳交的會費和違約金均為 12 萬日元。POLISA 計畫除向港口物流相關產業擴展，未來將更進一步則朝向科技技術資訊的發展。

其中 Web 化的 POLINET 是一項 EDI 網際網路的作業環境，而此資訊系統可允許資料自網頁輸入。可直接傳送 D/R(dock receipt)，裝櫃計畫(CLP)及出口資訊等相關資訊。Sea-NACCS 已於 2006 年 2 月與 POLINET 完成連線作業。

此外，尚有乘員登陸許可支援系統 (Crew Landing Permit Support System; CLPSS)，此系統處理之文件包括(1) 到港通知 (Arrival Notice) (2) 一般申報 (General Declaration) (3) 船員/旅客清單 (Crew/Passenger List) (4) 停靠港申請書 (Port of Calls) 與 (5) 登陸許可 (Landing Permission)。

(三) 單一窗口規劃

1、日本 OSS 及 SW 之發展與現況

(1) 一處收件服務 (One Stop Service ; OSS)

日本進口通關作業除需向海關申報外，有 10%的貨品依法需以書面方式向相關機關申請核准方得進口，例如動物、植物及食品的檢驗檢疫。為使 NACCS 擔任一處收件服務之功能，遂由各檢驗檢疫機關建置資訊系統，並與 NACCS 系統連結進行資料交換，報關業者申請動物、植物及食品的檢驗檢疫、報關，可於一台電腦分別輸入資料，

NACCS 的使用者可以用電子方式傳送所有需要之通關文件，但不同手續須分開辦理，此即一處收件服務。港灣業務於 2002 年 2 月提供 OSS 服務。

(2) 單一窗口 (Single Window)

雖然 OSS 制度允許使用者在其終端機辦理多項手續，但資料卻須分別傳送給各行政機關。因此，2001 年 8 月財務省大臣 Masajuro Shiokawa 提出國際物流改革計畫時，有關整體資訊科技(IT)計畫即涵蓋單一窗口(Single Window)系統之建置，讓使用者藉由 NACCS 系統與相關政府系統連結，能以單一輸入 (a single input) 及單一傳送 (single transmission) 方式，完成所有進出口手續或港口之作業手續；港灣業務於 2003 年 7 月導入 SW 服務。

現行單一窗口作業已於前述，係由 NACCS 系統與相關檢疫、檢驗與簽審系統等相關政務電子平台介接，並與港灣 EDI 系統 (Port EDI System)、船員移民支援系統 (Crew Immigration Support System) 連線所構成，其作業組態詳圖 8。

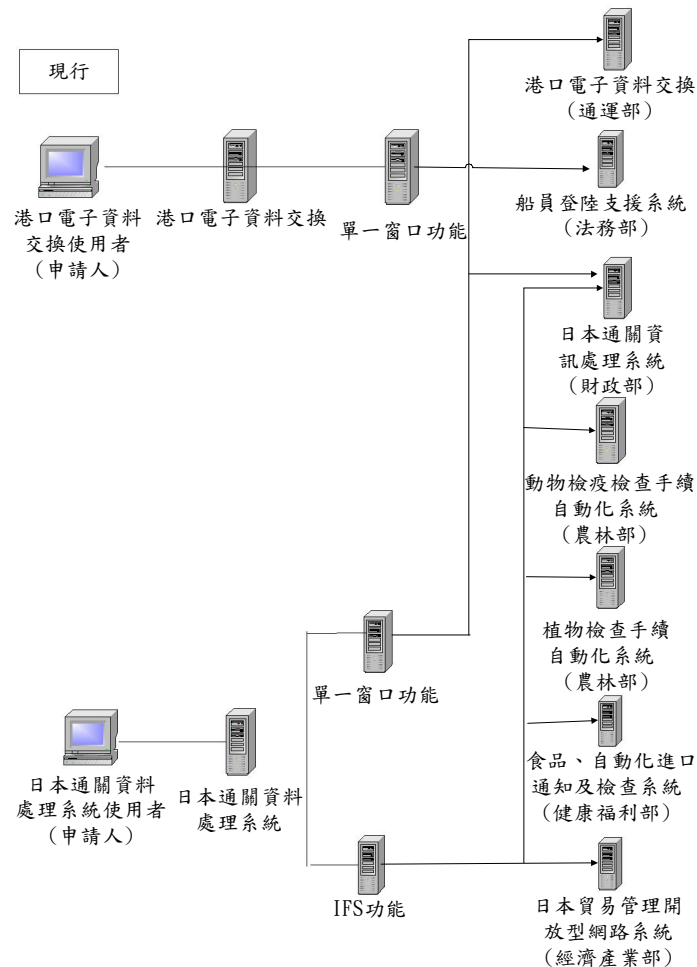


圖 8 現行單一窗口組態圖

2、規劃與建置作業

2007年4月日本首相安倍晉三宣示將推動「單一窗口制度」，整合海空運系統，讓海空運系統在同一平台運作，讓貨主一次完成檢疫、通關及其他的相關管制措施，達成降低成本及縮短處理時間，以實現其「亞洲門戶」之目標。

日本下一代單一窗口之建置作業，係藉由「進出口暨港灣手續相關部會聯絡會議」發揮統籌協調機制，相關部會則

包括內閣官房、內閣府、法務省、外務省、財務省、厚生勞動省、農林水產省、經濟產業省以及國土交通省等相關部會。預計於 2008 年 10 月採取「府省共同入口系統」之單一窗口服務。

「下一代單一窗口計畫」建置作業準則包括 (1) 依據國際標準 (2) 考量申請人的立場 (3) 業務與系統同步檢討改良 (4) 行政手續原則電子化 (5) 兼顧安全與保障之原則，預定於 2008 年 10 月起用「府省共通入口系統」，其示意圖如圖 9。

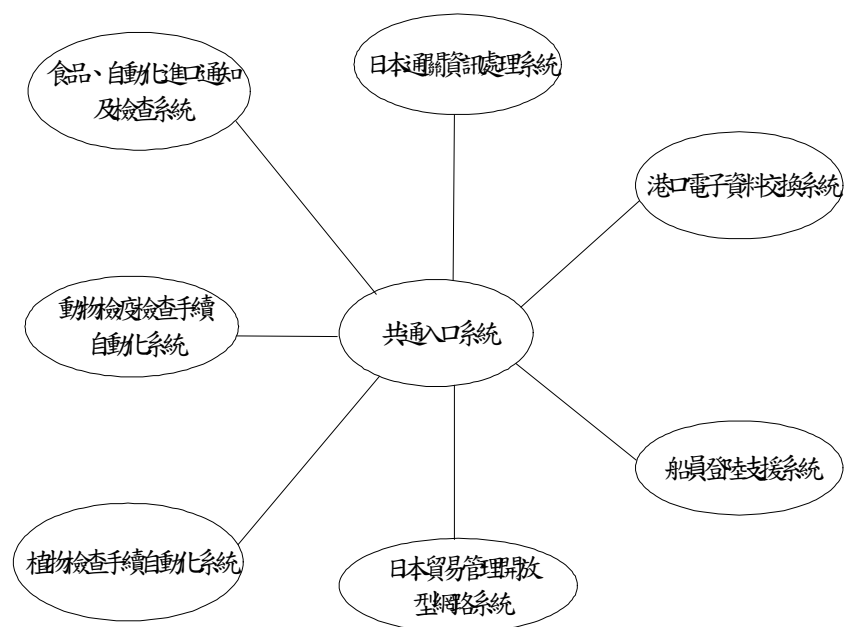


圖 9 下一代單一窗口示意圖

下一代 NACCS 系統之建置，仍由與 NACCS 系統發展約有 35 年歷史關係之 NTT Data Corporation 得標，總金額為

279 億 7,000 萬日元，此項費用包括軟體、硬體設備及應用技術支援，為 8 年之總費用。費用中不包括籌措 data center (設備場所等)的費用、網路費用、政府機關共通 Portal (single window 系統) 或是港灣 sub-system (類似台灣的 MTNet 系統)的整合開發/營運費用。也不包括依其他法令所建置之系統，如 RETRAS、ANIPAS 等系統。有關下一代 NACCS 系統建置的相關資料，包括目前的方案、內部設計(程序設計、資料庫設計)等所有資訊皆置於 NACCS 通關情報處理中心的網站 (<http://www.naccs.go.jp/index.html>)。

簡化流程與整併文件作業部分，已依國際海事組織 (IMO) 之 FAL 標準，將各機關要求申報之 16 種進出口文件整併為 8 種，包括 (1) 將港務長 (Captain of the Port)、港務管理機構、海關及移民局等要求提供之 4 份一般申報單 (General Declaration) 合併為僅提供 1 份。(2) 將海關及檢疫單位等要求提供之 2 份艙單 (Cargo Declaration) 合併為僅提供 1 份。(3) 海關、移民局及檢疫等單位要求提供之 3 份船員名單 (Crew List) 合併為僅提供 1 份。(4) 海關、移民局及檢疫等單位要求提供之 3 份旅客名單 (Passenger List) 合併為僅提供 1 份。以下為維持 1 份不變的項目：(5) 海關

要求提供船用物品申報單 (Ship's Stores Declaration)。(6)
海關要求提供進口報單 (Import Declaration for Consigned
Articles)。(7) 危險物品申報單 (Dangerous Goods
Declaration)。(8) 海上健康申報單 (Maritime Declaration of
Health)。

3、下一代單一窗口之功能

(1) 單一窗口服務之共通入口系統

申請人傳送一單一窗口之訊息 (Message)，然後共同的入口網站以共同的格式或通訊協定將訊息傳送到每一管理機構。

(2) 個別行政管理手續之共通入口系統

申請人傳送非單一窗口之信息，然後共通入口系統以共同的通訊協定將訊息到某一管理機構。

(3) 外國相關業者 (Foreign Stakeholder) 之共通入口系統

外國申請人傳送單一窗口之信息，然後共通入口系統以共同的通訊協定將訊息傳送到某一管理機關。

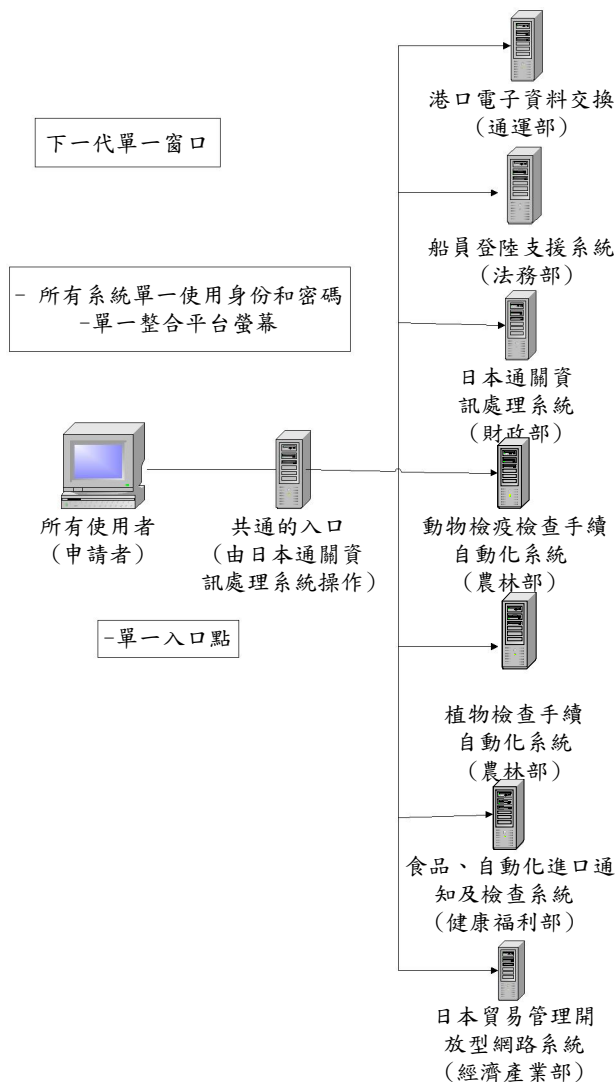


圖 10 下一代單一窗口組態圖

三、參訪橫濱海關及橫濱港

(一) 橫濱海關

橫濱與函館、長崎於 1859 年同時開港，1872 年與「神奈川運上所」統一為「橫濱稅關」，1955 年 8 月確定其主要管轄地域為神奈川、茨城、栃木、千葉(部份除外)、福島與宮城等 6 縣。近年橫濱港海關查緝走私有重大破獲，本牧碼頭查獲從中國進口貨櫃藏有價值 156 億日元之禁藥 260 公

斤；大黑碼頭查獲外籍船員藏有槍枝 11 支、彈藥 220 發、大麻 5,112 公克等。

1、採用非侵入性檢查設備

日本在橫濱港等 13 個重要港口使用 16 部固定式大型 X 光檢查設備（圖 11）及若干移動式 X 光檢查設備。該檢查設

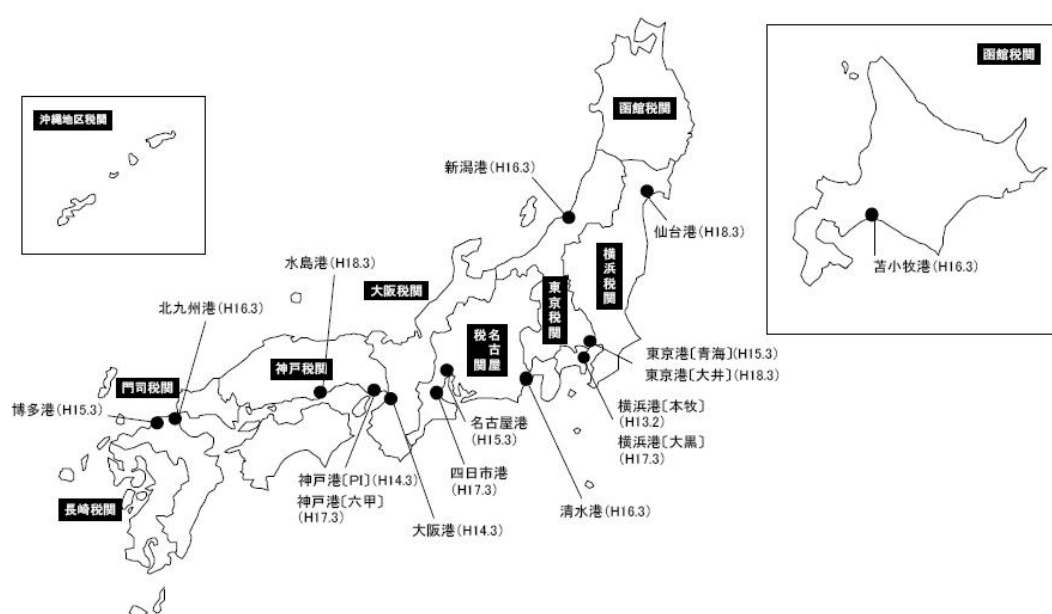


圖 11 日本大型 X 光檢查設備配置現況圖 資料來源：財務省關稅局
備係橫濱海關向德國公司租用，橫濱海關設有進出口貨物共同查驗區，經 X 光透視可疑之貨物，貨櫃則拖至共同查驗區拆櫃進倉開箱查驗。

2、預先申報制度

日本政府於 2006 年修正關稅法，引進「艙單、旅客及機員相關事項之預先申報制度」，即外國船舶、飛機在進入日本

港口、機場前，有義務預先向海關提報艙單、旅客及機員等相關資訊的制度，已於 2007 年 2 月開始實施。其申報時限分別規定如下：

(1) 艙單

a. 船舶：入港前 24 小時。

b. 飛機：(a) 飛行時間 5 小時以上：入港前 3 小時。

(b) 飛行時間 3 小時以上：入港前 1 小時。

(c) 飛行時間未滿 3 小時：入港前。

(2) 旅客機員清單

a. 船舶：入港前 2 小時。

b. 飛機：(a) 飛行時間 2 小時以上：入港前 90 分鐘。

(b) 飛行時間 1 小時以上：入港前 30 分鐘。

(c) 飛行時間未滿 1 小時：入港前。

(3) 未強制要求進口人或出口人採預先電子申報

日本現行措施是進口人「得預先申報」。換言之，進口人可以選擇預先申報或事後申報，並未加以強制化（義務化）。近期內，政策上也不會有所調整。

(二) 橫濱港

2009 年將是橫濱港開港 150 週年，2006 年入港國外船舶

為 11,506 艘，為日本第一；貿易額 11 兆 6,668 億日圓，為日本第三名。主要輸出貨品以汽車、汽車零組件等，輸入貨品以非鐵金屬（如鋁等）、原油及生活用品等為主。於 2004 年 7 月與東京港共同指定為「京濱港」，為日本三大超級中樞港灣之一，其目標為透過相關計畫推動，能由目前平均 3~4 日作業時間縮短為 1 日，並以韓國釜山港及臺灣高雄港為目標，希望能減低 3 成營運成本。

1、橫濱港貨櫃碼頭

橫濱港包括本牧、南本牧及大黑三大貨櫃碼頭，本牧碼頭之 BC 突堤泊位水深達到 15 米，岸壁長為 1,390 米，擁有 50 公頃貨櫃場為全日本面積最大，可讓積載能力 8,000TEU 超大型貨櫃船靠岸，並有全天候貨物檢查場及 24 小時動植物檢疫服務，於 2005 年 12 月全面啟用。南本牧碼頭於 2001 年開始使用，總面積為 216.9 公頃，MC1 及 MC2 泊位總長度為 700 米，水深皆為負 16 米，能堆放 18,000TEU 貨櫃，為了應付超大型貨船及貨物量增加，將預計建設日本第一個水深負 18 米以上的 MC3、MC4 泊位。大黑碼頭 321 公頃，係於 1990 年填海而成。

2、橫濱港貨櫃物情報系統(Y-CON24)

包含輸入貨櫃搬出管理、空貨櫃搬出管理、預約貨櫃輸出入管理系統，主要以貨櫃相關作業進行管理。其中有關預約貨櫃輸出入管理系統為預約登錄制，因現行貨櫃場作業時間限定在每天早上 8:30 至下午 16:30，為能夠方便業者 24 小時隨時提領、存放貨物，特定規劃一特定區域，經由上網預約登錄許可後，就可將貨物存放此處供業者隨時提領、存放，此系統惟有在南本牧碼頭實施，作業流程如圖 12。

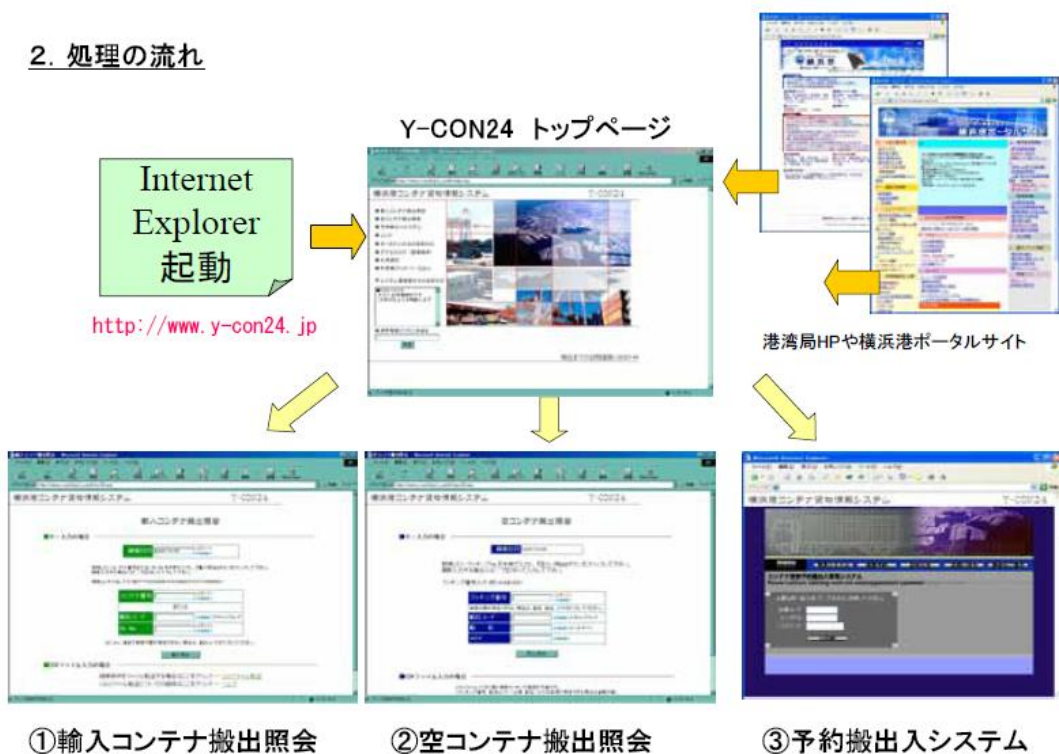


圖 12 橫濱港貨櫃物情報系統流程圖 資料來源：橫濱港灣局

肆、研習心得與建議

本次研習除要感謝經濟部國際合作處、台北駐日本代表處及財團法人日本國際協力中心（JICE）等單位之協助與安排，還要特別感謝台灣經濟研究院東京事務所所長劉柏立博士的鼎力協助，讓本次研習得以順利成行。在研習過程，能請到包括財務省、經產省等不同部會、以及包括 Canon、Mitsubishi 與 NTT Data 等民間業者的主講者，且能實地參訪橫濱港與海關殊屬不易。

本次研習目的在瞭解日本推動 WCO SAFE 架構之相關作為與單一窗口之作業與規劃，研修內容包括政府部門介紹日本進出口申報手續之改革措施、進出口簽審系統、以及下一代 NACCS 通關處理作業與成為單一窗口之規畫，並透過民間業者從貨主觀點述說業界對日本版 AEO 制度的期待；並實地參訪橫濱海關，了解其運用 X-Ray 做貨物安全的檢查措施。我們不但瞭解了日本主管機關在推動 WCO SAFE 架構的進程、單一窗口之作業與規畫期程、以及相關安檢措施，同時也提出值得國內借鏡之處。

一、心得

（一）日本政府已依 WCO SAFE 架構，於 2007 年開始採行進口

「艙單、旅客及機員相關事項預先申報」制度，即外國船舶、飛機進入日本港口、機場前，有義務預先向海關提報艙單、旅客及機員等相關資訊的制度。此項制度對進口貨物及旅客、機員所攜帶行李之風險管理及管控極有幫助，我國可評估是否實施。

(二) 日本為兼顧貿易便捷與安全，已於 2007 年修正關稅法，並擬定修正「特定出口通關申報制度」及「簡易進口申報制度」之要件與審查要領，雖其認定標準與 WCO、美國或歐盟等不盡相同，然其相關法規架構值得我國建置 AEO 機制之參考。

(三) 日本已經在橫濱港等 13 個重要港口引進非侵入性設備，對進出口貨櫃進行檢測，保障進出口貨物安全。

(四) 日本建置下一代 NACCS 系統，8 年總經費日幣 297 億 7,000 萬元，以更新軟體、硬體設備及應用技術支援，另編列 5 年日幣 10 億元經費以建置下一代單一窗口，可見日本政府改善進出口貿易與通關系統之政治決心與規畫實現預定目標之中長期計畫。

(五) 日本下一代單一窗口以建置府省共通入口及實現單一傳輸為主軸，以符合聯合國 UN/CEFACT 第 33 號建議書單一窗

口之概念。計畫中亦將原為各自獨立之海空運 NACCS 系統建立共同平台。

二、建議

(一) 對台日技術合作計畫之建議

1、加強活動安排單位與研習人員之溝通

目前赴日研習時間係由日方通知，又有關計畫係於一年前提出，有些研修項目或許因時空變化有調整之必要，日方似可於安排前再次與我方確認，我方除確認計畫內容外，亦可斟酌調整或加以補充，俾使有關安排更為切合需要。此外，日方可將有關網站網址先告知研習者，俾可先預習，屆時研習者可就網站不足之資料，再加詢問及研討，使研習內容可更為深入，亦能獲得更多之研習成效。

2、讓更多人員參與學習

一次活動的安排殊屬不易，在支出成本固定情況下，除台日技術合作計畫原規劃之名額外，建議可讓該次參與單位另行編列預算，讓更多人員得以參與學習。

(二) 對於 WCO SAFE 導入之建議

1、政策明確、落實推動

日本版 AEO 計畫與美國 C-TPACT 或 WCO SAFE 規劃

之自願性質不同，其有關 AEO 資格之認定要件，適用貨物、適用條件，以及不適用之貨物或條件等事項，皆明文規定於關稅法中。我國現行授權業者自主管理之優良廠商及策略聯盟制度，已有 AEO 之精神，應可積極研擬 AEO 之規範。

參考日本改善單一窗口運作之做法，現階段我國宜積極檢視現行相關系統是否符合單一入口點及單一傳輸之概念，分析缺口、研擬解決方案及評估補足缺口之可行方案，並積極擬訂推動策略。

日本政府對 AEO 之規範，係透過民間業者因其貿易需求主動研提規範建議，並協助政府推動。台灣可效法日本先訂出業界需求的 AEO 資格條件，協助國內進出口業者符合全球貿易供應鏈安全規範之要求，以爭取進口國的快速通關與優惠，掌握商機。

2、加強與業者溝通

日本對於 AEO 制度的建構、下一代單一窗口應具備的條件、NACCS 的業務範圍等，係透過設置「官民協會」一起討論。如 2007 年由財務省，經濟產業省，國土交通省，外務省等相關府省及日本經濟團體連合會為首的民間團體

所組成之「AEO 推進官民協會」，積極就 AEO 制度的建構進行討論，作為 AEO 法制修改之參考。此一運作機制，可降低制度實施後之遵循成本，值得參考。

3、掌握可以合作或協商之管道

日本 AEO 計畫已進行與他國洽談相互承認中，我國未來亦可嘗試與其洽談互相承認；研習期間曾提出此一構想，三菱公司建議台灣應先有 AEO 資格跨國互相承認草案，以利兩國諮商。此外，循現行台日交流模式，先由「東亞經濟會議」提出建議，經由「台日經貿會議」採行後，將可循序發展。短期目標先建立交流平台；中長期的計畫，則以實現台日「AEO 計畫」之相互合作、相互承認機制為目標。

此外，韓國海關曾回應以科長級層級進行台韓雙方互訪，諮商關務合作事宜，我方感覺有被矮化情事，未予同意。鑑於日本與紐西蘭諮商 AEO 相互承認會議時，出席層級為財務省關稅局課長級與紐西蘭之科長級，我國與外國海關談判時似可參酌辦理，俟簽署正式合作文件時再由較高階官員出面簽字，惟國內應強化相當等級之談判能力。

特例輸入者等の承認要件の審査要領について

改正 (財関第 418 号)
平成 19 年 3 月 31 日

改正 (財関第 878 号)
平成 19 年 6 月 26 日

改正 (財関第 1208 号)
平成 19 年 9 月 20 日

関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 7 条の 5、第 51 条、第 62 条において準用する第 51 条又は第 67 条の 4 に規定する承認の要件の審査は、平成 19 年 10 月 1 日より、下記により行うこととするので了知ありたい。

記

1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。

「法」とは、関税法(昭和 29 年法律第 61 号)をいう。

「令」とは、関税法施行令(昭和 29 年政令第 150 号)をいう。

「規則」とは、関税法施行規則(昭和 41 年大蔵省令第 55 号)をいう。

「特例輸入者」とは、法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。

「特定保税承認者」とは、法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の規定により承認を受けた者をいう。

「特定輸出者」とは、法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定輸出者をいう。

「法令遵守規則」とは、法第 7 条の 5 第 3 号、法第 51 条第 3 号(法第 62 条において準用する場合を含む。)又は法第 67 条の 4 第 3 号に規定する規則をいう。

「承認申請者」とは、法第 7 条の 2 第 6 項、法第 50 条第 1 項、法第 61 条の 5 第 1 項又は法第 67 条の 3 第 5 項に規定する申請書を税関長に提出した者をいう。

「輸入申告」とは、法第 67 条の規定に基づき、貨物を輸入しようとする者が行う輸入申告をいう。

「特例申告」とは、法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。

「特例申告貨物」とは、法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。

「特例輸入関連業務」とは、法第 7 条の 5 第 2 号に規定する特例申告貨物の輸入に関する業務をいう。

「保税蔵置場」とは、法第 42 条第 1 項に規定する許可を受けた場所又は法第 50 条第 1 項に規定する届出を行った場所をいう。

「保税工場」とは、法第 56 条第 1 項に規定する許可を受けた場所又は法第 61 条の 5 第 1 項に規定する届出を行った場所をいう。

「貨物管理業務」とは、保税蔵置場における法第 42 条第 1 項に規定する行為に関する業務又は保税工場における法第 56 条第 1 項に規定する保税作業に関する業務を

いう。

「特定輸出申告」とは、法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告をいう。

「特定輸出貨物」とは、法第 30 条第 1 項第 5 号に規定する特定輸出貨物をいう。

「特定輸出関連業務」とは、法第 67 条の 4 第 2 号に規定する特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務をいう。

(19) 「他法令」とは、法第 70 条第 1 項及び第 2 項に規定する他の法令をいう。

「帳簿書類」とは、法第 7 条の 9 第 1 項又は第 67 条の 6 第 1 項に規定する帳簿書類をいう。

(21) 「保税帳簿」とは、法第 34 条の 2 又は法第 61 条の 3 の規定により設け、保存する帳簿（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）の規定に基づき同法第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」により保存する場合を含む。）をいう。

(22) 「他法令の遵守規則」とは、規則第 1 条の 2 第 1 号八及び第 2 号八、規則第 4 条の 5 第 1 号八又は第 2 号八（規則第 4 条の 10 において準用する場合を含む。）又は規則第 9 条第 1 号八及び第 2 号八に規定する法令の規定を遵守するための規則をいう。

(23) 「財務状況」とは、規則第 1 条の 2 第 1 号ト又は規則第 4 条の 5 第 1 号ト若しくは第 2 号ト（規則第 4 条の 10 において準用する場合を含む。）に規定する財務の状況をいう。

2 法第 7 条の 5 第 1 号、法第 51 条第 1 号、法第 62 条において準用する法第 51 条第 1 号又は法第 67 条の 4 第 1 号に規定する事項の審査

法第 7 条の 2 第 6 項、法第 50 条第 3 項、法第 61 条の 5 第 3 項又は法第 67 条の 3 第 5 項に規定する申請書の提出があった場合には、承認申請者（当該承認申請者が使用する代理人、支配人その他の主要な従業者を含むものとし、当該承認申請者が法人である場合にはその役員を含む。）が法第 7 条の 5 第 1 号イ及びロの規定、法第 51 条第 1 号ロ及び同号ハの規定、法第 62 条において準用する法第 51 条第 1 号ロ及び同号ハの規定又は法第 67 条の 4 第 1 号イからハまでの規定に該当する者でないこと、及び当該承認申請者が法第 7 条の 5 第 1 号への規定、法第 51 条第 1 号イの規定、法第 62 条において準用する法第 51 条第 1 号イの規定又は法第 67 条の 4 第 1 号ホの規定に該当する者でないことについて審査する。なお、法第 7 条の 5 第 1 号ハ及び法第 67 条の 4 第 1 号ニに規定する使用人その他の従業者とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者並びに通関業務（通関に関連する一切の業務をいうものとし、通関に関連する経理、営業その他の業務を含む。）に直接携わる担当者とし、通関業務以外の業務に従事している者であって、かつ、承認申請者の通関業務に影響力を有していないことが明らかであると認められる者は除くものとし、法第 51 条第 1 号ハ（法第 62 条において準用する場合を含む。）に規定する支配人その他の主要な従業者とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者とする。

特例輸入者の承認申請の審査に当たっては、上記に加え、当該承認申請者が法第 7 条の 5 第 1 号ニ及びホの規定に該当する者でないことについても審査する必要がある。

るので留意する。なお、法第7条の5第1号ホに規定する滞納が次に掲げる事実によるものである場合には、当該申請者は同号ホの規定には該当しないものとして取り扱って差し支えないが、その確認は、承認申請者から事情を聴取することにより行うものとし、必要に応じ、その事実を証する書類を提出させるものとする。

災害(震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、承認申請者(その代理人を含む。)の責任によらないものをいう。)により納期限内に関税等を納付できなかった事実。

修正申告を行った場合であって、日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)の事務取扱い時間内に関税等を納付することができなかったことにより、翌営業日に当該関税等を納付した事実。

上記又はに掲げる事実のほか、これらに類するやむを得ない事由により滞納した事実。

3 法第7条の5第2号、法第51条第2号、法第62条において準用する法第51条第2号又は法第67条の4第2号に規定する事項の審査

法第7条の5第2号又は法第67条の4第2号に規定する電子情報処理組織を使用することができる能力を有していることとは、承認申請者が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告又は特定輸出申告を通関情報処理システム(NACCS)を使用することができる環境を整えていることをいうものとし、当該承認申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通関業者に委託している場合にあつては、当該委託を受けた通関業者がこれらの申告を通関情報処理システムを使用することができる環境を整えていなければならないこととなるので留意する。

法第51条第2号又は法第62条において準用する法第51条第2号に規定する電子情報処理組織を使用することができる能力を有していることとは、貨物管理業務において通関情報処理システムを使用することができる環境を整えており、かつ、管理する貨物の取扱い状況に応じて適時、適正に当該システムに入力することができる能力を有していることをいう。なお、一つの承認申請者が2以上の保税蔵置場等の許可を受けており、一部の保税蔵置場等において通関情報処理システムを使用することができる環境を整えていない場合であっても、その他の保税蔵置場等における貨物管理業務について通関情報処理システムを使用することができる環境を整えており、全体として、適正に当該システムに入力することができる能力を有していることが確認できる場合には、当該基準に適合しているものとして取り扱うものとする。

承認申請者が法第7条の5第2号に規定する特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力又は法第67条の4第2号に規定する特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務を適正に遂行することができる能力を有しているか否かの判断は、承認申請者における税関手続に関する知識及び経験、承認申請者に係る貨物の保管施設における貨物の管理体制の整備状況並びに貨物の盗難等を防止するための保全措置の状況等を審査した上で総合的に行うものとする。

承認申請者が法第51条第2号に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力又は法第62条において準用する法第51条第2号

に規定する保税作業に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有しているか否かの判断は、当該承認申請者に係る保税蔵置場（法第 50 条第 1 項の届出に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は保税工場（法第 61 条の 5 第 1 項の届出に係るものに限る。以下この項において同じ。）における税関手続に関する知識及び経験、承認申請者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物の管理体制の整備状況並びに貨物の盗難等を防止するための保全措置の状況等を審査した上で総合的に行うものとする。なお、承認申請者が法第 48 条第 1 項又は法第 61 条の 4 において準用する法第 48 条第 1 項による処分を過去 3 年以内に受け、又は処分を受けることが予定されている場合には、法第 51 条第 2 号又は法第 62 条において準用する法第 51 条第 2 号に規定する基準に適合しないものとして取り扱うので留意する。

法第 7 条の 5 第 2 号、法第 51 条第 2 号、法第 62 条において準用する法第 51 条第 2 号又は法第 67 条の 4 第 2 号に規定する事項の審査に当たっては、承認申請者の責任者及び配置する従業員が下記に該当する者か否かについても、十分に注意を払うことが望ましい。

指定暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 3 号に規定する指定暴力団をいう。以下同じ。）に過去関与していたこと又は現在関与していることが懸念される者。

国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。

4 法第 7 条の 5 第 3 号、法第 51 条第 3 号、法第 62 条において準用する法第 51 条第 3 号又は法第 67 条の 4 第 3 号に規定する事項の審査

承認申請者が作成する法令遵守規則については、規則第 1 条の 2、規則第 4 条の 5、規則第 4 条の 10 において準用する規則第 4 条の 5 又は規則第 9 条に規定する事項が記載されるとともに、当該事項が特例申告貨物若しくは特定輸出貨物に関する税関手続若しくは管理に係る業務又は貨物管理業務若しくは当該業務に関する税関手続を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙「法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表」により審査するものとする。なお、当該審査に当たっては、別紙様式「法令遵守規則の記載内容等に係るチェックシート」を手交し、これに所要の項目を記入した上で提出させることにより審査の参考とするとともに、承認申請者の業務運営状況、内部体制等を十分に聴取することにより、当該承認申請者の実情を考慮するものとする。

承認申請者が当該承認申請者の事業又は業務の内容等に関し、他法令の遵守規則を定めるべき者又は定めることが望ましいとされている者である場合の当該他法令の遵守規則の取扱いは、次による。

承認申請者（承認申請者が特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務の全部又は一部を他の者に委託している場合にあっては、その者を含む。）が他法令の遵守規則を定めている場合には、当該他法令の遵守規則を当該承認申請者における法令遵守の程度を判断するに当たっての有効な資料とする。この場合

においては、その内容を聴取の上、当該他法令の遵守規則が有効に運用されているか否かを確認する

法令遵守規則に記載すべき事項の一部又は全部が他法令の遵守規則に記載されている場合であって、当該記載されている事項が有効に運用されていることが当該他法令の遵守規則を所管する省庁によって確認されている場合には、当該他法令の遵守規則の当該記載に係る部分又は当該他法令の遵守規則の全部を法令遵守規則として取り扱うこととして差し支えないものとする。

他法令の遵守規則とは、当分の間、次に掲げる規定等をいうものとする。

- (イ) 輸出等しようとする者が外国為替及び外国貿易法の規定に基づく経済産業大臣の輸出等の許可を包括的に受けようとする場合などに、経済産業省へ届け出るよう求めている安全保障貿易管理に係る輸出管理社内規程
- (ロ) 航空保安を確保するための特定航空貨物利用運送事業者等（特定フォワーダー等）に係る認定制度（Known Shipper/Regulated Agent 制度）における特定フォワーダー等が作成する航空貨物保安計画

5 特定の事業部門に係る承認申請の取扱い

承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門が制度を利用するために承認申請が行われる場合の取扱いについては、次による。

承認申請者の名称は当該法人の名称とし、本制度を利用しようとする特定の事業部門の名称について、申請者欄の「(対象事業部門の名称)」の欄への記載を求める。なお、当該承認申請により承認を受けた者であって、当該特定の事業部門以外の事業部門が制度を利用しようとする場合には、承認内容の変更として処理するものとする。

承認申請者が 日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）が付番する日本輸出入者標準コード（以下単に「コード」という。）を取得している法人である場合には、当該法人が取得したコードとは異なるコードを特定の事業部門が取得している必要があるので留意する。

上記2の規定に基づく審査は、当該法人全体が法第7条の5第1号又は法第67条の4第1号の規定に該当するか否かについて審査することとなるので留意する。

特定の事業部門に対してのみ適用される法令遵守規則が提出された場合には、上記4に準じて審査を行うとともに、当該法令遵守規則が当該特定の事業部門において他の事業部門から独立して十分に機能し得るものであることを確認するものとする。

平成 19 年 4 月
財務省関税局

輸出入者の皆様へ

簡易申告制度・特定輸出申告制度の改善

米国で発生した同時多発テロ以降、国際物流におけるセキュリティの確保と効率化の両立は、国際的な流れになっています。

関税局・税関では、税関手続においてこの目的を達成するため、輸入貨物に係る簡易申告制度及び輸出貨物に係る特定輸出申告制度を導入してきましたが、利用者の利便性の向上と、より高度なコンプライアンスを確保する観点から、関税法の一部を改正し、4月1日（一部10月1日）に施行しました。

主な改善項目

- ・ 原則として、全ての貨物について、特例申告又は特定輸出申告が行えるようになりました。
- ・ 特例輸入者についてもコンプライアンス・プログラムを定めて頂くことになりましたが、特例輸入者と特定輸出者のコンプライアンス・プログラムについて、これを統一して作成することができるようにするとともに、記載すべき事項等を大幅に削減（約130項目から約40項目へ）し、簡素化を図りました。
- ・ コンプライアンスに関するチェックシートを公表し、申請者が自らコンプライアンスの程度をチェックすることができるようにしました。また、申請書を受理してから、承認又は不承認を決定するまでの処理期間を、原則として1か月に短縮しました。
- ・ 関税法におけるコンプライアンス・プログラムと、経済産業省及び国土交通省の制度に係るコンプライアンス・プログラムとの調和と連携を図りました。

詳細については、それぞれのリーフレットをご覧ください。

簡易申告制度の改善について

平成19年4月1日（一部10月1日）から、簡易申告制度が変わりました。

今般、関税法が改正され、簡易申告制度をより利用しやすい制度にするとともに、輸入者の皆様方の法令遵守に対する取組みをより一層高めて頂くため、特例輸入者の承認の要件が変わりました。

より使いやすくするために

これまでは、輸入者が継続して輸入（年6回以上）している貨物について、税関長の指定を受ける必要がありましたが、このような指定制を廃止し、基本的に全ての貨物について特例申告を行うことができるようになりました。

簡易申告制度を利用する貨物については、その貨物が本邦に到着する前に国内への引取りのための申告（輸入申告）を行うことができるようになります。

これまでは、輸入の許可毎に特例申告を行うこととされていましたが、月毎の輸入許可について一括して特例申告を行うことができるようになります。

（注）上記 と は、本年10月1日から施行されます。

より高いコンプライアンスのために

過去の一定期間に、関税関係及び国税関係の法令以外の法令についても、違反していないことが必要になりました。

役員や従業員等が、法令を遵守するために守るべき法令遵守規則を定めていることが必要になりました。

電子情報処理組織（NACCS）により特例申告等を行うことができるなど、適正な業務遂行能力を有していることが必要になりました。また、財務状況に関する事項等に関して、監査体制等について確認させて頂くことになりました。

特定輸出申告制度の改善について

平成 19 年 4 月 1 日から、特定輸出申告制度が変わりました。

今般、関税法が改正され、特定輸出申告制度をより利用しやすい制度にするとともに、輸出者の皆様方の法令遵守に対する取組みをより一層高めて頂くため、特定輸出者の承認の要件が変わりました。

より使いやすくするために

これまで、輸出しようとする貨物が置かれている場所を管轄する税関に対してのみ特定輸出申告を行うことができましたが、これに加えて、貨物を外国貿易船や外国貿易機に積み込む予定である開港又は税関空港を管轄する税関に対しても特定輸出申告を行うことができるようになりました。

これにより、これらの港や空港に向けて運送されている途中の貨物についても、特定輸出申告を行うことができるようになりました。

他の輸出者との混載貨物についても、特定輸出申告が行えるようになりました。

より高いコンプライアンスのために

電子情報処理組織（NACCS）により特定輸出申告を行うことが必要になりました。また、財務状況に関する事項等に関して、監査体制等について確認させて頂くことになりました。

新しい承認の要件、法令遵守規則の記載事項などについては、「特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について」(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)をご覧頂くほか、各税関の法令遵守担当部門にお問い合わせ下さい。連絡先は、以下のとおりです。

- ・函 館 税 関 電話 : 0138-40-4254
- ・東 京 税 関 電話 : 03-3599-6343
- ・横 浜 税 関 電話 : 045-212-6110
- ・名 古 屋 税 関 電話 : 052-654-4169
- ・大 阪 税 関 電話 : 06-6576-3391
- ・神 戸 税 関 電話 : 078-333-3071
- ・門 司 税 関 電話 : 093-332-8503
- ・長 崎 税 関 電話 : 095-828-8665
- ・沖 縄 地 区 税 関 電話 : 098-862-9281

また、以下のホームページもご参照ください。

- ・税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/>

別紙

法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表

1 体制整備等に関する基本的事項

<p>以下の基本的事項が明記されているか。</p> <p>法令遵守規則は、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。</p> <p>法令遵守規則が適用される業務等の範囲。</p>
<p>最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。</p> <p>(注1) 承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門（以下「特定事業部門」という。）が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を行う場合（以下「特定事業部門による利用の場合」という。）であっても、その最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって適当な者（例えば、当該法人の代表権を有している代表取締役又はこれに準ずる者など）であることが必要である。</p> <p>(注2) 最高責任者が下記に該当する者か否かについて、十分に注意を払うことが望ましい。</p> <p>指定暴力団に過去関与していたこと又は現在関与していることが懸念される者。</p> <p>国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。</p>
<p>法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。</p> <p>特例輸入者が定める法令遵守規則にあつては、規則第1条の2第1号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあつては、規則第1条の2第2号イに規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>特定保税承認者が定める法令遵守規則にあつては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあつては、規則第4条の5第2号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>特定輸出者が定める法令遵守規則にあつては、規則第9条第1号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあつては、規則第9条第2号イに規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>特定事業部門による利用の場合であつて、特例輸入者が定める法令遵守規則にあつては、規則第1条の2第1号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>特定事業部門による利用の場合であつて、特定輸出者が定める法令遵守規則にあつては、規則第9条第1号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特</p>

定事業部門に属する部署及び責任者

(注1) 上記 及び においては、規則第1条の2第1号イ、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）又は規則第9条第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第1条の2第1号イ、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）又は規則第9条第1号イに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第1条の2第1号イ から まで又は第9条第1号イ 及び に規定する部門。以下「事業部門」という。）については、承認申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。

(注2) 上記 、 及び においても、上記(注1)に準拠することとなるので留意する。なお、総括管理部門又は監査部門に相当する部署が特定事業部門に属している場合には、これらの部署が他の部署から独立して総括管理部門又は監査部門が行うべき業務を遂行できる体制にあることが必要である。

(注3) 責任者及び配置する従業員が下記に該当する者か否かについて、十分に注意を払うことが望ましい。

指定暴力団に過去関与していたこと又は現在関与していることが懸念される者。

国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。

各部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該各部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。この項において同じ。）について、以下の措置は講じられているか。

責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。

従業員の業務、権限及び責任の範囲は明確にされその業務の種類及び量に照らして、適正な数の従業員が配置されているか。

各部門間等の情報の伝達及び共有化が適正に行える体制が整備されているか。

輸出入に係る業務の全部若しくは一部又は貨物管理業務の一部（寄託を受けた貨物管理業務に係る契約の締結及び税関手続が承認申請者の名により行われ、かつ当該承認申請者が貨物管理業務について自らが主体となつて行う範囲内のものに限る。以下同じ。）を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。

(注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。

荷主等から寄託される貨物の保管等を行う保税蔵置場（法第 50 条第 1 項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）又は保税工場（法第 61 条の 5 第 1 項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）において、荷主等の資質の把握及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断が適正になされているか。

2 各部門の業務内容等に関する事項

総括管理部門

総括管理部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該総括管理部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。

総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。

社内体制及び法令遵守規則の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。）

特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整

特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答

法令遵守状況の監査の支援

危機管理体制の整備

社内教育及び訓練の計画及び実施

業務を委託する関連会社等の信頼度の調査及び委託の適否の判断

関連会社等への特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する指導及び監督

荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における、荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断

（注）承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されておらず、又はこれらの業務のうちいずれかの業務が事業部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）が行うこととされていても差し支えない。

事業部門

「事業部門」には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。

各事業部門は、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。

当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備

当該事業部門における業務手順書等の整備

<p>当該事業部門内における指示、報告等に関する連絡システムの整備</p> <p>当該事業部門と税関その他の関係省庁との連絡窓口の確定</p> <p>当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備</p> <p>従業員に対する法令遵守の認識及び法令遵守規則の理解の徹底</p> <p>監査部門による監査結果に基づく改善勧告を業務手順等に適正に反映させるための体制の整備</p> <p>特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等）</p> <p>（注）承認申請者において特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。</p>

3 税関手続の履行に関する事項

基本的項目

<p>次に掲げる事項を記載した特例申告貨物に関するリスト又はこれに代わる書類（以下「輸入リスト等」という。）又は特定輸出貨物に関するリスト又はこれに代わる書類（以下「輸出リスト等」という。）を作成し、適切に保存されているか。</p> <p>品名、記号及び番号</p> <p>該当する他法令の名称及びその内容</p> <p>特例申告貨物にあつては、関税定率法別表の項又は号の番号及び税率並びに仕出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>特定輸出貨物にあつては、輸出統計品目表の番号及び仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>その他参考となるべき事項</p>
<p>総括管理部門は、輸入リスト等又は輸出リスト等（以下「輸出入リスト等」という。）を共有する体制となっており、税関からの要請があつた場合において、速やかに提出可能となっているか。</p>
<p>次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。</p> <p>法令等の改正があつた場合の輸出入リスト等の改定及びチェック</p> <p>輸出入リスト等に掲載されていない貨物について特例申告（当該貨物に係る輸入申告を含む。）又は特定輸出申告を行うこととなつた場合の速やかな輸出入リスト等への追加</p>

特例申告貨物に関する税関手続

<p>特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p> <p>仕入書等の関係書類及び輸入リスト等に基づく適正な輸入申告の履行</p> <p>審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応の準備</p>
<p>通関業者に輸入申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。</p>

<p>特例申告に関し、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。</p> <p>法第7条の2第2項に規定する期限までに適正に特例申告がされること 輸入許可書及び輸入リスト等に基づき適正に特例申告がされること</p>
<p>法第7条の8第1項に規定する担保について、以下の措置が講じられているか。 提供される担保が同項に規定する担保の額に不足することがないように管理する体制の整備</p> <p>法第7条の8第2項の規定に基づく増担保命令に即座に対応するための手順及び体制の整備</p>

特定輸出貨物に関する税関手続

<p>特定輸出申告は、仕入書等の関係書類及び輸出リスト等に基づき、適正に行われる手順及び体制が整えられているか。</p>
<p>通関業者に特定輸出申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。</p>
<p>審査又は検査が必要とされた場合、関係書類の提出及び検査への対応の準備等が適正に行われる手順及び体制が整えられているか。</p>

保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続

<p>特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>保税地域以外の場所に外国貨物（法第30条第1項各号に掲げる貨物を除く。）を置かないこと</p> <p>法第69条の11第1項第1号から第4号まで、第5号の2及び第6号に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）は、保税地域に置かないこと</p> <p>外国貨物を置くことができる期間の遵守</p> <p>上記 から のほか、保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が行う法第4章第3節又は第4節に規定する手続の適正な履行</p> <p>（注）保税蔵置場又は保税工場に法又はその他の法令に違反する恐れがある貨物を置かないための措置を講じていることが望ましい。</p>

4 貨物管理の履行に関する事項

<p>承認申請者が所有又は管理する貨物の保管施設等（以下「保管施設等」という。）において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか（特定保税承認者の承認申請における審査の場合を除く。）</p> <p>特例申告貨物又は特定輸出貨物（以下「管理対象貨物」という。）の在庫状況の適時適切な把握</p> <p>保管施設等からの管理対象貨物の入出庫状況の適正な管理</p>
<p>移動中の管理対象貨物について、運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状</p>

<p>を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか（特定保税承認者の承認申請における審査の場合を除く。）</p>
<p>管理対象貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか（特定保税承認者の承認申請における審査の場合を除く。）</p> <p>特例申告貨物に係る外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）からの陸揚げの状況、港湾施設又は空港施設その他の保税地域等（以下「港湾施設等」という。）への搬入又は搬出の状況及び当該港湾施設等から保管施設等への移動の状況。</p> <p>特定輸出貨物に係る保管施設等から港湾施設等への移動の状況、港湾施設等への搬入又は搬出の状況及び外国貿易船等への積込みの状況。</p>
<p>管理対象貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか。</p> <p>適切な保管（亡失、盗難等の防止）を図るための人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入の確認</p> <p>上記の確認内容の記録及び一定期間の保存</p> <p>施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備並びに警備員の配置（カメラによる撮影を含む。）及び定期的な巡回警備の実施</p> <p>管理対象貨物とその他の貨物の区分</p> <p>保管中の貨物に異常があった場合の管理統括部門への報告など必要な措置</p>
<p>管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合又は貨物管理業務の一部を他の者に委託する場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。</p> <p>（注）倉庫業者においては、特定保税承認者であること、フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、特定保税承認者である場合においては、本事項の審査を要しない。</p>

5 監査体制

<p>法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>適格な監査人の選定</p> <p>監査対象部署の適正な選定と明確化</p> <p>監査事項の適正な設定と明確化</p> <p>監査時期の適正な設定と明確化</p> <p>監査方法の高度化に向けた随時の見直し体制</p> <p>（注）承認申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。</p>
<p>監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。</p> <p>最高責任者及び総括管理部門への報告体制</p> <p>監査の対象となった事業部門に必要な改善措置が速やかに勧告され、それが確</p>

実際に履行される体制

6 他法令の遵守規則に関する事項

他法令の遵守規則が定められている場合（特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の全部又は一部を他の者に委託している場合で、当該委託を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。

他法令の遵守規則に関して、次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。

その内容に変更があった場合であって、その変更内容が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告

他法令の遵守規則に関して事故又は違法行為等があった場合であって、当該事故又は違法行為等が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告

7 関連会社等の指導等に関する事項

承認申請者の特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物若しくは特定輸出貨物の保管・管理又は貨物管理業務の一部を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。

承認申請に当たり求められる税関手続及び貨物管理の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。

（注）契約書等において明記されていることが望ましい。

関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。

8 税関との連絡体制に関する事項

税関との連絡を担当する者（又は部署）は確立されているか。

次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。

令第4条の5第5項、令第42条第5項、令第50条の4第5項又は第59条の7第5項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。

管理対象貨物に係る事故等が発生した場合。

特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。

税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。

9 報告及び危機管理に関する事項

<p>社内における連絡体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。</p> <p>各部門の担当部署から当該部門の責任者への報告。</p> <p>当該責任者から総括管理部門への報告。</p> <p>総括管理部門から最高責任者への報告。</p> <p>各部門の責任者から他の部門の責任者への報告。</p>
<p>次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。</p> <p>管理対象貨物に係る事故等が発生した場合。</p> <p>特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。</p>

10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項

<p>帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>帳簿書類又は保税帳簿の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化</p> <p>帳簿書類又は保税帳簿への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備</p> <p>税関からの閲覧等の要請に速やかに対応するための手順及び体制の整備</p>
<p>帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。</p> <p>帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p> <p>システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が特定されるなど、その管理体制が整えられていること。</p> <p>税関から要請があった場合には、直ちに見読可能な状態でシステムに記載されている内容を呈示することができること。</p>

11 財務状況に関する事項

<p>財務状況に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>会計帳簿及び財務書類の作成及び保管等を担当する部署及び責任者の明確化</p> <p>会計監査に関する体制の整備</p> <p>関税若しくは国税に関する納税義務の履行又は手数料の納付に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備</p>

12 教育及び研修に関する事項

<p>特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p>

教育及び研修を企画し、定期的かつ継続的にこれを実施する体制の整備
教育及び研修の企画及び実施を担当する部門又は部署及び責任者の明確化
管理者及び従業員に対して、法令遵守規則及び税関手続に関する理解を深め
させるとともに、専門的知識を習得するために十分な内容及び時間の設定

13 懲罰に関する事項

従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があった場合の懲罰に
関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられている
か。

〔別紙様式〕



法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート

特例輸入者	社
特定輸出者	
特定保税承認者 保税蔵置場 保税工場	

注：この記載例は、あくまで参考です。申請者の実情に応じ、実施内容には違いがあります。ご留意下さい。

1 体制整備等に関する基本的事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	<p>以下の基本的事項が明記されているか</p> <p>法令遵守規則は、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。</p> <p>法令遵守規則が適用される業務等の範囲。</p>	<p>YES NO</p>	<p>(株)法令遵守規則（以下「規則」という。）を制定</p>	
		<p>YES NO</p>	<p>規則第1条第2項に記載</p>	
	<p>最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。</p> <p>(注1)承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門（以下「特定事業部門」という。）が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を行う場合（以下「特定事業部門による利用の場合」という。）であっても、その最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって適当な者（例えば、当該法人の代表権を有している代表取締役又はこれに準ずる者など）であることが必要である。</p> <p>(注2)最高責任者が下記に該当する者か否かについて、十分に注意を払うことが望ましい。</p> <p>指定暴力団に過去関与していたこと又は現在関与していることが懸念される者。 国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。</p>	<p>YES NO</p>	<p>規則第3条に記載 貿易業務を総括する取締役</p>	
	<p>法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。</p> <p>特例輸入者が定める法令遵守規則にあつては、規則第1条の2第1号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあつては、規則第1条の2第2号イに規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>特定保税承認者が定める法令遵守規則にあつては、規則第4条の3第1号イ（規則第4条の8において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあつては、規則第4条の5第2号イ（規則第4条の8において準用する場合を含む。）に規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>特定輸出者が定める法令遵守規則にあつては、規則第9条第1号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあつては、規則第9条第2号イに規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>特定事業部門による利用の場合であつて、特例輸入者が定める法令遵守規則にあつては、規則第1条の2第1号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>特定事業部門による利用の場合であつて、特定輸出者が定める</p>	<p>YES NO</p>	<p>規則第4条第1項に基づき、社内体制一覧表を作成し記載</p>	

	<p>法令遵守規則にあっては、規則第9条第1号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>(注1) 上記及びにおいては、規則第1条の2第1号イ、規則第4条の3第1号イ（規則第4条の8において準用する場合を含む。）又は規則第9条第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第1条の2第1号イ、規則第4条の3第1号イ（規則第4条の5において準用する場合を含む。）又は規則第9条第1号イに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第1条の2第1号イからまで又は第9条第1号イ及びに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、承認申請者の実情に応じ、一部の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</p> <p>(注2) 上記、及びにおいても、上記(注1)に準拠することとなるので留意する。なお、総括管理部門又は監査部門に相当する部署が特定事業部門に属している場合には、これらの部署が他の部署から独立して総括管理部門又は監査部門が行うべき業務を遂行できる体制にあることが必要である。</p> <p>(注3) 責任者及び配置する従業員が下記に該当する者か否かについて、十分に注意を払うことが望ましい。</p> <p>指定暴力団に過去関与していたこと又は現在関与していることが懸念される者。 国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。</p>			
	<p>各部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該各部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。この項において同じ。）について、以下の措置は講じられているか。</p> <p>責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。</p> <p>従業員の業務、権限及び責任の範囲は明確にされその業務の種類及び量に照らして、適正な数の従業員が配置されているか。</p> <p>各部門間等の情報の伝達及び共有化が適正に行える体制が整備されているか。</p>	<p>YES NO</p> <p>YES NO</p> <p>YES NO</p>	<p>責任者は、各部門の役職についており、業務執行の権限を有している。また、貿易関連部門に長く従事している。</p> <p>業務手順書及び社内体制一覧表に記載</p> <p>各業務手順書において明記</p>	
	<p>輸出入に係る業務の全部若しくは一部又は貨物管理業務の一部（寄託を受けた貨物管理業務に係る契約の締結及び税関手続が承認申請者の名により行われ、かつ当該承認申請者が貨物管理業務について自らが主体となって行う範囲内のものに限る。以下同じ。）を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。</p> <p>(注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。</p>	<p>YES NO</p>	<p>規則第16条第1項に則って各部門において選定</p>	
	<p>荷主等から寄託される貨物の保管等を行う保税蔵置場（法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）又は保税工場（法第61条の5第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）において、荷主等の資質の把握及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断が適正になされているか。</p>	<p>YES NO</p>	<p>特定保税承認者の事項のため</p>	

2 各部門の業務内容等に関する事項

総括管理部門

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	総括管理部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該総括管理部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。	YES NO	規則第5条に記載 社内体制一覧表に記載	
	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 （注）承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されておらず、又はこれらの業務のうちいずれかの業務が事業部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）が行うこととされていても差し支えない。			
	社内体制及び法令遵守規則の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。）	YES NO	規則第5条第1号に基づき、業務手順書等を作成	
	特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整	YES NO	規則第5条第2号及び業務手順書に規定	
	特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答	YES NO	規則第5条第2号及び業務手順書に規定	
	法令遵守状況の監査の支援	YES NO	規則第8条に基づき法令監査部門が実施	
	危機管理体制の整備	YES NO	規則第5条第3号及び業務手順書に規定	
	社内教育及び訓練の計画及び実施	YES NO	規則第5条第4号及び研修要領により規定	
	業務を委託する関連会社等の信頼度の調査及び委託の適否の判断	YES NO	規則第5条第5号及び第16条第1項に規定	
	関連会社等への特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する指導及び監督	YES NO	規則第5条第5号及び第16条第4号に規定し、業務手順書及び契約書に具体的に記載	
	荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における、荷主等及び荷主等から寄託される貨物の信頼度の調査及び受託の適否の判断	YES NO	特定保税承認者の事項のため	

事業部門

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	「事業部門」には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。	YES NO	規則第9条に則り適正な責任者を配置	
	各事業部門は、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注)承認申請者において特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。			
	当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備	YES NO	規則第4条及び第6条第1項に則り、総括管理部門が業務手順書を作成し記載	
	当該事業部門における業務手順書等の整備	YES NO	各事業部門向けの業務手順書を作成	
	当該事業部門内における指示、報告等に関する連絡系統の整備	YES NO	業務手順書、社内体制一覧表及び電話連絡網を作成し記載	
	当該事業部門と税関その他の関係省庁との連絡窓口の確定	YES NO	規則第17条に基づき責任者を定め、社内の体制は、業務手順書を作成し記載	
	当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備	YES NO	業務手順書を作成し手続を規定 規則第6条第3項及び第8条第2号に則り審査を実施	
	従業員に対する法令遵守の認識及び法令遵守規則の理解の徹底	YES NO	規則第10条に従業員の責務を定めるとともに、第20条に則った研修要領を作成し各種研修を実施	
	監査部門による監査結果に基づく改善勧告を業務手順等に適正に反映させるための体制の整備	YES NO	規則第5条第6号に則り、総括管理部門が実施	
	特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等） (注)承認申請者において特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。	YES NO	業務手順書を作成し手続を規定 規則第6条第3項及び第8条第2号に則り審査を実施	

3 税関手続の履行に関する事項

基本的項目

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	<p>次に掲げる事項を記載した特例申告貨物に関するリスト又はこれに代わる書類（以下「輸入リスト等」という。）又は特定輸出貨物に関するリスト又はこれに代わる書類（以下「輸出リスト等」という。）を作成し、適切に保存されているか。</p> <p>品名、記号及び番号 該当する他法令の名称及びその内容 特例申告貨物にあつては、関稅定率法別表の項又は号の番号及び稅率並びに仕出人の氏名又は名称及び住所又は居所 特定輸出貨物にあつては、輸出統計品目表の番号及び仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所 その他参考となるべき事項</p>	<p>YES NO</p>	<p>規則第 11 条に則り、輸出入リストを作成し管理</p>	
	<p>総括管理部門は、輸入リスト等又は輸出リスト等（以下「輸出入リスト等」という。）を共有する体制となっており、税関からの要請があつた場合において、速やかに提出可能となっているか。</p>	<p>YES NO</p>	<p>規則第 11 条第 1 項に基づき業務手順書において規定</p>	
	<p>次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。</p> <p>法令等の改正があつた場合の輸出入リスト等の改定及びチェック 輸出入リスト等に掲載されていない貨物について特例申告（当該貨物に係る輸入申告を含む。）又は特定輸出申告を行うこととなつた場合の速やかな輸出入リスト等への追加</p>	<p>YES NO</p>	<p>規則第 11 条第 2 項に基づき業務手順書において規定</p>	

特例申告貨物に関する税関手続

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 仕入書等の関係書類及び輸入リスト等に基づく適正な輸入申告の履行 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応の準備	YES NO	規則第 12 条に則り、詳細を業務手順書に規定	
	通関業者に輸入申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。	YES NO	規則第 12 条第 2 項に則り詳細を業務手順書において規定 通関業者については、規則第 16 条に基づき選定し、委任関係は同条第 2 項及び第 3 項の内容の詳細を契約書に記載	
	特例申告に関し、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。 法第 7 条の 2 第 2 項に規定する期限までに適正に特例申告がされること 輸入許可書及び輸入リスト等に基づき適正に特例申告がされること	YES NO	通関業者に手続を委任 委任関係については、契約書に記載	
	法第 7 条の 8 第 1 項に規定する担保について、以下の措置が講じられているか。			
	提供される担保が同項に規定する担保の額に不足することがないように管理する体制の整備	YES NO	規則第 7 条に定める事務管理部門において、規則第 14 条に定める事務を遂行	
	法第 7 条の 8 第 2 項の規定に基づく増担保命令に即座に対応するための手順及び体制の整備	YES NO	同上	

特定輸出貨物に関する税関手続

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	特定輸出申告は、仕入書等の関係書類及び輸出リスト等に基づき、適正に行われる手順及び体制が整えられているか。	YES NO	規則第 12 条第 1 項に則り詳細を業務手順書に規定	
	通関業者に特定輸出申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。	YES NO	規則第 12 条第 2 項に則り詳細を業務手順書において規定 通関業者については、規則第 16 条に基づき選定し、委任関係は同条第 2 項及び第 3 項の内容の詳細を契約書に記載	
	審査又は検査が必要とされた場合、関係書類の提出及び検査への対応の準備等が適正に行われる手順及び体制が整えられているか。	YES NO	規則第 12 条第 3 項に則り、詳細を業務手順書に規定	

保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続

審査事項		自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。				
保税地域以外の場所に外国貨物（法第 30 条第 1 項各号に掲げる貨物を除く。）を置かないこと		YES NO		
法第 69 条の 11 第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 5 号の 2 及び第 6 号に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）は、保税地域に置かないこと		YES NO		
外国貨物を置くことができる期間の遵守		YES NO		
上記 からのほか、保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が行う法第 4 章第 3 節又は第 4 節に規定する手続の適正な履行		YES NO		

4 貨物管理の履行に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	承認申請者が所有又は管理する貨物の保管施設等（以下「保管施設等」という。）において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。（特定保税承認者の承認申請における審査を除く。） 特例申告貨物又は特定輸出貨物（以下「管理対象貨物」という。）の在庫状況の適時適切な把握 保管施設等からの管理対象貨物の入出庫状況の適正な管理	YES NO	規則第 13 条第 2 項に則り、詳細を業務手順書で規定	
	移動中の管理対象貨物について、運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか（特定保税承認者の承認申請における審査を除く。）。	YES NO	同上	
	管理対象貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか（特定保税承認者の承認申請における審査を除く。）。 特例申告貨物に係る外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）からの陸揚げの状況、港湾施設又は空港施設その他の保税地域等（以下「港湾施設等」という。）への搬入又は搬出の状況及び当該港湾施設等から保管施設等への移動の状況。 特定輸出貨物に係る保管施設等から港湾施設等への移動の状況、港湾施設等への搬入又は搬出の状況及び外国貿易船等への積込みの状況。	YES NO	同上	
	管理対象貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか。		規則第 16 条に則って選定した 倉庫に委託	
	適切な保管（亡失、盗難等の防止）を図るための人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入の確認	YES NO	倉庫の管理状況を審査し、規則第 13 条第 3 項に基づく業務手順書の遵守を契約書に明記	
	上記 の確認内容の記録及び一定期間の保存	YES NO	同上	
	施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備並びに警備員の配置（カメラによる撮影を含む。）及び定期的な巡回警備の実施	YES NO	同上	
	管理対象貨物とその他の貨物の区分	YES NO	同上	
	保管中の貨物に異常があった場合の管理統括部門への報告な	YES	規則第 13 条第 4 項に則って、詳細を	

	ど必要な措置	NO	業務手順書等で規定
	管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者の関連業者に委託している場合又は貨物管理業務の一部を他の者に委託する場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。 (注)倉庫業者においては、特定保税承認者であること、フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、特定保税承認者である場合においては、本事項の審査を要しない。	YES NO	倉庫業者については、規則第 16 条に則って選定した 倉庫に委託 運送業者については、規則第 16 条に則って選定した 運輸に委託

5 監査体制

No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄
	法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注)承認申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。		規則第 8 条第 1 号に則った業務手順書において詳細を規定し実施
	適格な監査人の選定	YES NO	社外の監査人ではなく、法令監査部門により監査を実施
	監査対象部署の適正な選定と明確化	YES NO	
	監査事項の適正な設定と明確化	YES NO	
	監査時期の適正な設定と明確化	YES NO	
	監査方法の高度化に向けた随時の見直し体制	YES NO	
	監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。		
	最高責任者及び総括管理部門への報告体制	YES NO	規則第 8 条第 4 号に規定
	監査の対象となった事業部門に必要な改善措置が速やかに報告され、それが確実に履行される体制	YES NO	規則第 5 条第 6 号に基づき総括管理部門が実施

6 他法令の遵守規則に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等	税関審査欄
	他法令の遵守規則が定められている場合に、その名称及び目的が明記されているか。	YES NO	外為法をはじめとする輸出関連法規

			の遵守のための社内規則を制定（経済産業省に提出）	
	<p>他法令の遵守規則に関して、次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。</p> <p>その内容に変更があった場合であって、その変更内容が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告</p> <p>他法令の遵守規則に関して事故又は違法行為等があった場合であって、当該事故又は違法行為等が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告</p>	<p>YES</p> <p>NO</p>	規則第 15 条及び第 18 条に基づき、詳細を業務手順書に規定	

7 関連会社等の指導等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	承認申請者の特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物若しくは特定輸出貨物の保管・管理又は貨物管理業務の一部を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。	<p>YES</p> <p>NO</p>	規則第 16 条に規定 契約書に適正な業務遂行条項を記載
	承認申請に当たり求められる税関手続及び貨物管理の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。 （注）契約書等において明記されていることが望ましい。	<p>YES</p> <p>NO</p>	規則第 16 条に規定 倉庫、運輸及び通関業者における法令遵守規則の制定を確認するとともに、契約書に明記
	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	<p>YES</p> <p>NO</p>	規則第 16 条第 4 号の規定に基づき、総括管理部門が倉庫、運輸及び通関業者における業務手順書を確認

8 税関との連絡体制に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	税関との連絡を担当する者（又は部署）は確立されているか。	YES NO	規則第 17 条及び第 18 条に基づき、詳細を業務手順書等で規定	
	次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 令第 4 条の 5 第 5 項、令第 42 条第 5 項、令第 50 条の 4 第 5 項又は第 59 条の 7 第 5 項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 管理対象貨物に係る事故等が発生した場合。 特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。 税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。	YES NO	規則第 17 条及び第 18 条に基づき、詳細を業務手順書等で規定	

9 報告及び危機管理に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	社内における連絡体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。 各部門の担当部署から当該部門の責任者への報告。 当該責任者から総括管理部門への報告。 総括管理部門から最高責任者への報告。 各部門の責任者から他の部門の責任者への報告。	YES NO	規則第 17 条に規定 業務手順書及び電話連絡網を作成し記載	
	次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。 管理対象貨物に係る事故等が発生した場合。 特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。	YES NO	規則第 17 条に規定 業務手順書及び電話連絡網を作成し記載	

10 帳簿書類又は保稅帳簿の作成及び保管等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	帳簿書類又は保稅帳簿の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。			
	帳簿書類又は保稅帳簿の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化	YES NO	規則第 19 条に基づき、詳細を業務手順書で規定	
	帳簿書類又は保稅帳簿への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備	YES NO	同上	
	税関からの閲覧等の要請に速やかに対応するための手順及び体制の整備	YES NO	検索機能のある閲覧可能な IT システムを構築している	
	帳簿書類又は保稅帳簿の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。			
	帳簿書類又は保稅帳簿の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。	YES NO	規則第 19 条に基づき、詳細を業務手順書で規定	
	システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が特定されるなど、その管理体制が整えられていること。	YES NO	同上	
	税関から要請があった場合には、直ちに見読可能な状態でシステムに記載されている内容を呈示することができること。	YES NO	検索機能のある閲覧可能な IT システムを構築している	

11 財務状況に関する事項

	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
	財務状況に関し、次に掲げる措置が講じられているか。			
	会計帳簿及び財務書類の作成及び保管等を担当する部署及び責任者の明確化	YES NO	会社法、金融商品取引法及び証券取引所規則に則って整備	
	会計監査に関する体制の整備	YES NO	同上	
	関税若しくは国税に関する納税義務の履行又は手数料の納付に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備	YES NO	規則第 18 条に則って、詳細を業務手順書等で規定	

12 教育及び研修に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。		規則第 20 条の各項の内容を総括管理部門が実施	
教育及び研修を企画し、定期的かつ継続的にこれを実施する体制の整備	YES NO		
教育及び研修の企画及び実施を担当する部門又は部署及び責任者の明確化	YES NO		
管理者及び従業員に対して、法令遵守規則及び税関手続に関する理解を深めさせるとともに、専門的知識を習得するために十分な内容及び時間の設定	YES NO		

13 懲罰に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄
従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があった場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。	YES NO	規則第 21 条に記載 社内における処分規定を整備	

【注】この例はあくまでも参考であり、法令遵守規則に定めるべき事項が記載されたものであれば、形式等は問いません。

貿易関連業務に係る法令遵守規則

第1章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 社法令遵守規則（以下「本規則」という。）は、社（以下「当社」という。）が行う貿易に関連する業務（以下「貿易関連業務」¹という。）について、法令を遵守し、業務を適正に遂行することを目的として定める。

2 本規則は、当社が行う輸出入手続、貨物管理その他の貿易関連業務に適用する。

第2章 基本方針

（基本方針）

第2条 貿易関連業務を適正に行うため、以下を当社の基本方針とする。

- 一 貿易関連業務の遂行に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- 二 法令遵守のため必要な社内体制の整備を図る。
- 三 本規則及び別途策定する業務手順書の定めるところにより、適正に業務を行う。

第3章 組織

（最高責任者）

第3条 適正な貿易関連業務の遂行のため、代表取締役又はこれに準ずる者²を最高責任者とする。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針の適正な実施のため、第4条各項に定める社内体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう有効な施策を講じる。

（社内体制の整備）

第4条 貿易関連業務の遂行に際しての責任体制を明らかにするため、各部門における業務内容、従業者の権限及び責任の範囲を明確に定める。

2 各部門間、本支店間及び各従業者間等における情報の伝達及び共有化が確実に行われるよう連絡体制を整備する。また、各部門等における税関その他の関係官庁への連絡体制を整える。

3 貿易関連業務に係る知識及び経験に応じて、従業員の適切な配置を行う。

4 会計帳簿及び財務書類の作成、保管及び会計監査を行う部門を定め、その責任の範囲を明確に定める。

（総括管理部門）

第5条 最高責任者は、法令遵守の観点から、貿易関連業務を総合的に管理する部門（以下「総括管理部門」という。）を設置し、次の業務を行わせることとする。

- 一 社内体制の整備、本規則並びに業務手順書の策定及び改訂
- 二 各部門への指示、連絡及び調整
- 三 危機管理体制の整備
- 四 社内教育及び訓練の実施

¹ 「貿易関連業務」は、必要に応じ「特例申告関連業務」又は「特定輸出関連業務」とする。

² 「これに準ずる者」とは、貿易関連業務を行う部門を統括する取締役のように、代表取締役から委任を受けるのに相応の者とする。

- 五 貿易関連業務の委託先に対する信頼度の調査、指導及び監督
- 六 法令監査部門からの勧告に対応する業務改善の措置

（事業部門）

第6条 各事業部門においては、第4条各項の規定に従い体制を整備する。

- 2 各部門は、取引先との間で輸出入の注文等を行うに当たり、定められた業務手順書に従って関係書類の作成等を行う。
- 3 各部門は、必要に応じて個別の貿易関連業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（事務管理部門）

第7条 事務管理部門においては、定められた業務手順書に従って、輸出入貨物に関する各種書類の対査確認、帳簿書類の保存、在庫や運送状況の管理等を行う。また、引取担保の提供、特例申告の管理及び関税等の納付に関する事務を行い、適正な担保額の確保を行う。

（法令監査部門）

第8条 法令監査部門は、貿易関連業務に関する法令遵守を実効あるものとするために、次の業務を行う。

- 一 業務手順書に則った定期的な監査の実施及び各部門における自己監査の支援
- 二 個別の貿易関連業務が法令及び本規則に適合しているかの審査及び承認
- 三 監査結果等に基づく法令遵守に係る業務の改善措置の勧告
- 四 監査結果及び勧告の最高責任者及び統括管理部門への報告

（各部門における責任者）

第9条 各部門における貿易関連業務を適正に遂行するため、部門ごとに責任者を設置する。

- 2 責任者は、貿易関連法令、本規則及び業務手順書を理解し、これを遵守するため、各部門における貿易関連業務に携わる従業員の指導、監督を行うとともに、業務手順書に基づき適正な指示を行う。

（従業員の責務）

第10条 従業員は、第2章に定める基本方針が企業活動の基本であることを理解し、本規則及び業務手順書に基づき、貿易関連業務を適正に遂行する。

第4章 基本的業務

（輸出入リストの作成・管理）

第11条 貿易関連業務を適正に行うため、当社が特例申告（or 特定輸出申告）を行う対象となる輸出入貨物の品名、記号及び番号、輸出入に際して関係する法令、統計品目番号、適用税率、仕出人（仕向人）等を記載したリスト（以下「貨物リスト」という。）を作成し、総括管理部門はこれを各事業部門と共有する。

- 2 貨物リストは、必要に応じて法令監査部門による審査及び改訂を行う。また、税関から提供を求められた際には速やかに電子媒体により提出する。

（輸出入通関業務）

第 12 条 特例申告貨物（or 特定輸出貨物）の輸出入手続に際しては、当該貨物が貨物リストに掲載されていることを確認し、貨物リストに記載された法令の規定に従い、輸出入申告等の手続を行う。

- 2 通関業者に対して、通関依頼書、仕入書その他通関に必要な書類が適正に提供できるための手順を整備する。
- 3 輸出入申告に係る貨物について税関による検査が行われることとなった場合は、速やかに関係書類の提出、検査への対応等を行う。

（貨物管理）

第 13 条 貨物の出入荷を管理する部門は、特例申告貨物（or 特定輸出貨物）について、仕入書等各種帳票との対照確認を行うとともに、必要に応じて貨物リストの確認を行った後、運送を担当する部門（又は業務委託先）により運送が行われる体制を整備する。

- 2 事務管理部門は、貨物の保管施設における亡失防止等の措置、搬出入の管理に加え、移動中の貨物の運送状況、現在地、外国貿易船（機）への積卸の状況を把握できる体制を整備する。
- 3 貨物の保管施設においては、安全管理のための十分な施設が整えられ、定められた業務手順書に則って適正な保管のための管理がなされることを確保する。
- 4 特例申告貨物（or 特定輸出貨物）に異常が認められた場合には、速やかにその状況が総括管理部門に報告される体制を整備する。

（担保及び納税の管理）

第 14 条 事務管理部門は、特例申告貨物の輸入状況を管理し、必要な担保が確保されているかどうかの確認を行い、税関から増担保提供命令があった場合には、速やかにこれに対応する。

- 2 特例申告及び納税が適正に行われているかを、必要に応じて確認する。

第 5 章 他法令の法令遵守規則

（他法令の法令遵守規則）

第 15 条 総括管理部門は、他法令の法令遵守規則が別に定められている場合又は変更があった場合には、税関に報告する。

第 6 章 関連会社等の指導等

（関連会社等への委託及び指導）

第 16 条 総括管理部門は、各部門が外部の事業者¹に貿易関連業務の一部を委託する場合には、委託の適否について審査を行うとともに、選定に当たっては委託先の信頼性を十分に把握して各部門に連絡する。

- 2 適正な貨物管理の遂行を図るため、委託先が行うべき業務の内容、責任の範囲、担当者及び責任者を明確にする。
- 3 委託する業務に応じた法令遵守規則及び業務手順書を委託先に整備させ、これらが本規則及び当社の業務手順書に整合的であることを確認する。
- 4 総括管理部門は、前 2 項が適正に運用されるよう、委託先に対する監督及び指導を行う。

第 7 章 所管官庁との連絡体制

（所管官庁との関係）

第 17 条 関係法令を所管する官庁からの質問、照会に対応する担当責任者をあらかじめ定める。

また、立入調査及び業務改善措置の求め等に対しては、各部門が協働して積極的に協力し、的確に対応する。

第8章 報告及び危機管理

（報告及び危機管理）

第18条 貿易関連業務についての事故、法令違反等又は財務状況により関税等の納税に支障を及ぼす状況（以下「事故等」という。）が発生した際における報告及び連絡体制をあらかじめ整備しておく。

2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に報告するとともに、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に報告する。

3 総括管理部門は、前項により報告を受けた事故等の内容及び第8条の規定に基づき行われた監査の結果を所管官庁に速やかに報告する。

4 最高責任者及び総括管理部門は、事故等が発生した原因の究明等を行い、その原因に応じて本規則等の改善など、再発防止のための必要な措置をとる。

第9章 帳簿書類等の保存

（帳簿及び書類の保存）

第19条 関税法に基づき備付け及び保存が義務付けられている帳簿書類を作成する部門及び保管を行う部門を明確にし、それぞれの責任者を定める。

2 保存された帳簿書類及びその修正の履歴は、税関からの照会があったときに速やかに利用可能となるような状態に整理しておく。

第10章 教育及び研修

（教育及び研修）

第20条 各部門は、貿易関連業務を適正に遂行するために必要な業務手順書、関係法令集、参考資料等を整備し、従業員が使いやすい場所に整理及び保管するなど、適時に利用可能となるような状態を維持する。

2 各部門の責任者は、従業員が常に高いコンプライアンス意識を維持し、貿易関連法令、本規則等に定める事項を浸透させるため、必要な教育及び訓練を定期的かつ継続的に実施する。

3 法令監査部門は、各部門の責任者及び従業員の専門的知識の水準が十分かどうかを確認するため、定期監査等によって検証を行う。

4 貿易関連業務の一部を外部の事業者へ委託している場合には、委託先及び従業員に対しても教育及び研修を行う体制を整備する。

第11章 処分

（処分）

第21条 法令及び本規則に違反した従業員は、別に定めるところにより、最高責任者が厳正に処分する。

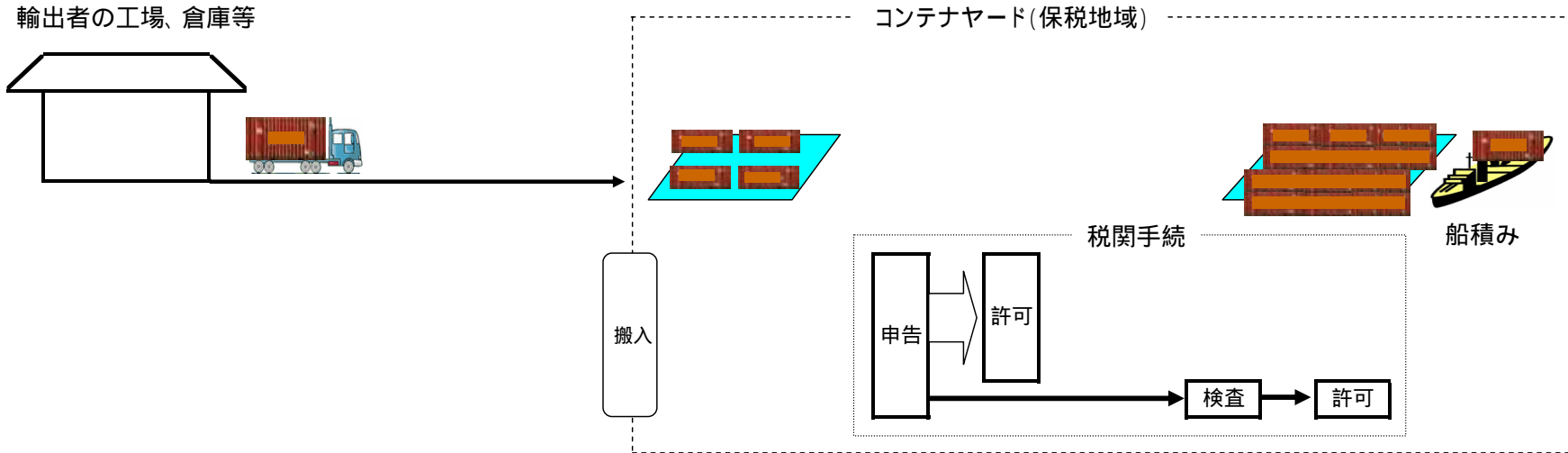
第12章 その他

（規則等の改訂）

第22条 本規則及び業務手順書の改訂を行った場合には、改訂後の本規則及び業務手順書を速やかに所管省庁に提出する。

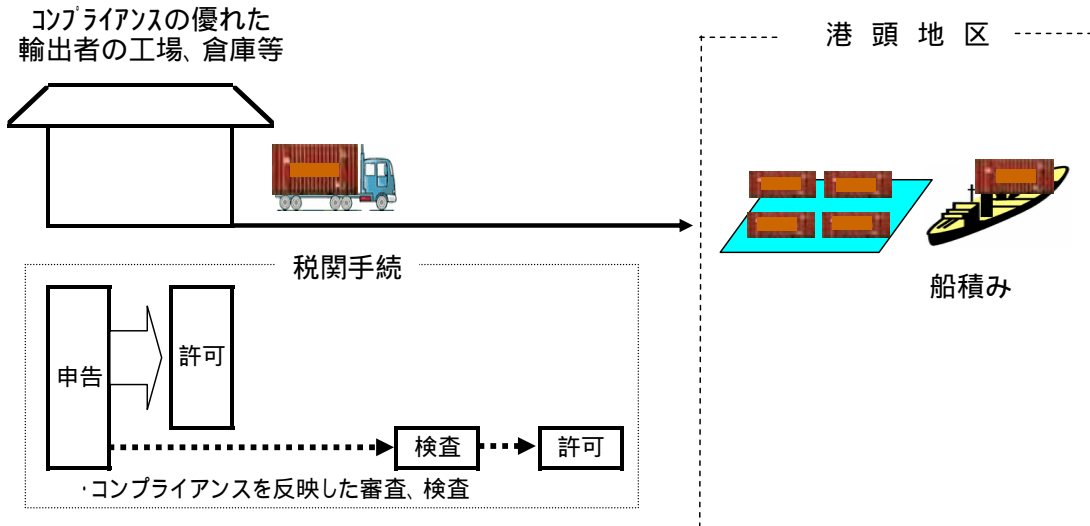
「特定輸出申告制度」(コンプライアンス(法令遵守)の優れた者に対する輸出通関制度)の導入と効果
 セキュリティ対策強化と国際物流の高度化に対応した物流促進の両立

一般の輸出申告



特定輸出申告

コンプライアンスの優れた者について、貨物を保税地域に入れることなく輸出申告を行い、輸出の許可を受けることができる。【平成18年3月1日実施】



改正の効果

セキュリティ対策強化

国際物流の高度化に対応した物流促進

リードタイムの短縮
 CPをより一層審査・検査に反映
 予見可能性の向上
 コンテナヤードの混雑回避

5 6 0 2 特定輸出申告制度を利用する際の手続き及び承認の要件について

1 . 手続き

特定輸出申告制度の利用を希望する方は、税関長の承認を受ける必要があります。

税関長の承認を受けるためには、特定輸出者承認申請書を税関（原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関）の特定輸出申告制度担当部門に提出してください。

なお、輸出者がいずれかの税関に申請書を提出し、承認を得た場合には、当該輸出者は全国の税関官署において、特定輸出申告制度を利用できます。

特定輸出者承認申請書の記載事項及び提出書類については、各税関の特定輸出申告制度担当部門にお問い合わせください。

2 . 承認の要件

承認を受けようとする輸出者が

(イ) 過去3年間に於いて、関税法又は関税定率法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受けていないこと。

(ロ) 過去2年間に於いて、関税法第70条に規定する他の法令の規定に違反して刑に処せられていないこと。

(ハ) 過去2年間に於いて、上記(イ)又は(ロ)以外の法令の規定に違反して禁固以上の刑に処せられていないこと。

(ニ) 上記(イ)～(ハ)による処分を受けたことのある者を役員、代理人、使用人その他従業者としていないこと

(ホ) 過去3年間に於いて、特定輸出者の承認を取り消された者でないこと

(ヘ) 本制度の適用を受ける貨物の輸出に関する業務（貨物を輸出のため外国貿易船又は外国貿易機へ積み込むまでの間の貨物の管理に関する業務を含む）を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

(ト) 本制度の適用を受ける貨物の輸出に関する業務（税関手続及び貨物管理）を適正に遂行するために、当該輸出者（法人の場合は従業者を含む）が遵守すべき事項を規定した法令遵守規則を定めていること。

（関税法第67条の3、第67条の4）

1902 簡易申告制度を利用する際の手続き及び承認の要件について

1. 手続き

簡易申告制度の利用を希望する方は、税関長の承認を受ける必要があります。

税関長の承認を受けるためには、特例輸入者承認申請書を税関（原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関）の簡易申告制度担当部門に提出してください。

なお、輸入者がいずれかの税関に申請書を提出し承認を得た場合には、輸入者は全国の税関官署において、簡易申告制度を利用できます。

特例輸入者承認申請書の記載事項及び提出書類については、各税関の簡易申告制度担当部門にお問い合わせください。

2. 承認の要件

承認を受けようとする輸入者が、

(イ) 過去3年間において、関税法その他の国税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ、又は関税法若しくは国税犯則取締法の規定により通告処分を受けていないこと。

(ロ) 過去2年間において、上記(イ)以外の法令の規定に違反して禁固以上の刑に処せられていないこと

(ハ) 上記(イ)又は(ロ)による処分を受けたことのある者を役員、代理人、使用人その他従業者としていないこと

(ニ) 過去3年間において、関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、重加算税を課されたことがないこと。

(ホ) 過去3年間において、関税又は輸入貨物に係る内国消費税等を滞納したことがないこと。

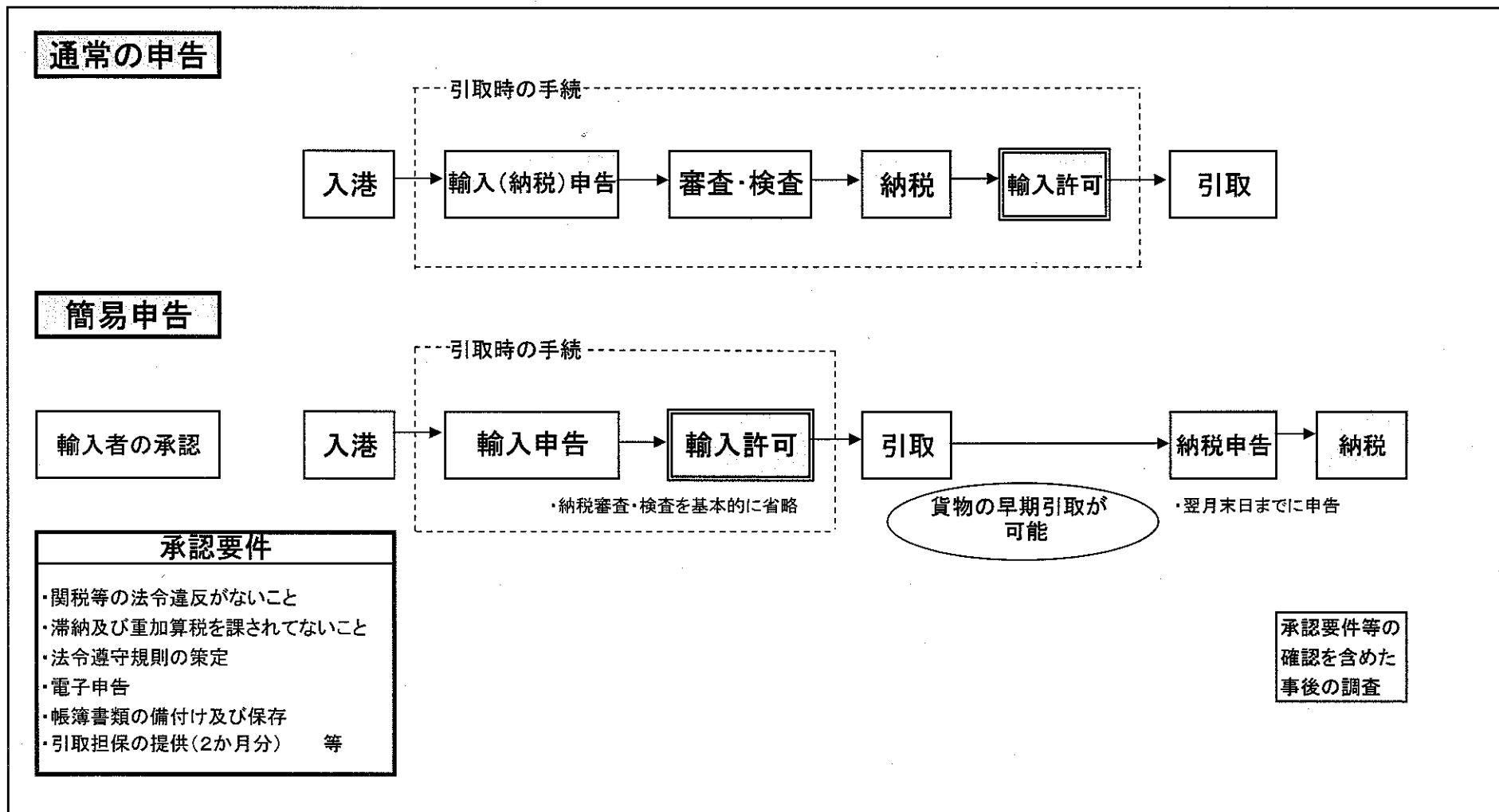
(ヘ) 過去3年間において、特例輸入者の承認を取り消された者でないこと。

(ト) 本制度の適用を受ける貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

(チ) 本制度の適用を受ける貨物の輸入に関する業務（税関手続及び貨物管理）を適正に遂行するために、当該輸入者（法人の場合は従業者を含む。）が遵守すべき事項を規定した法令遵守規則を定めていること。

（関税法第7条の2、第7条の5）

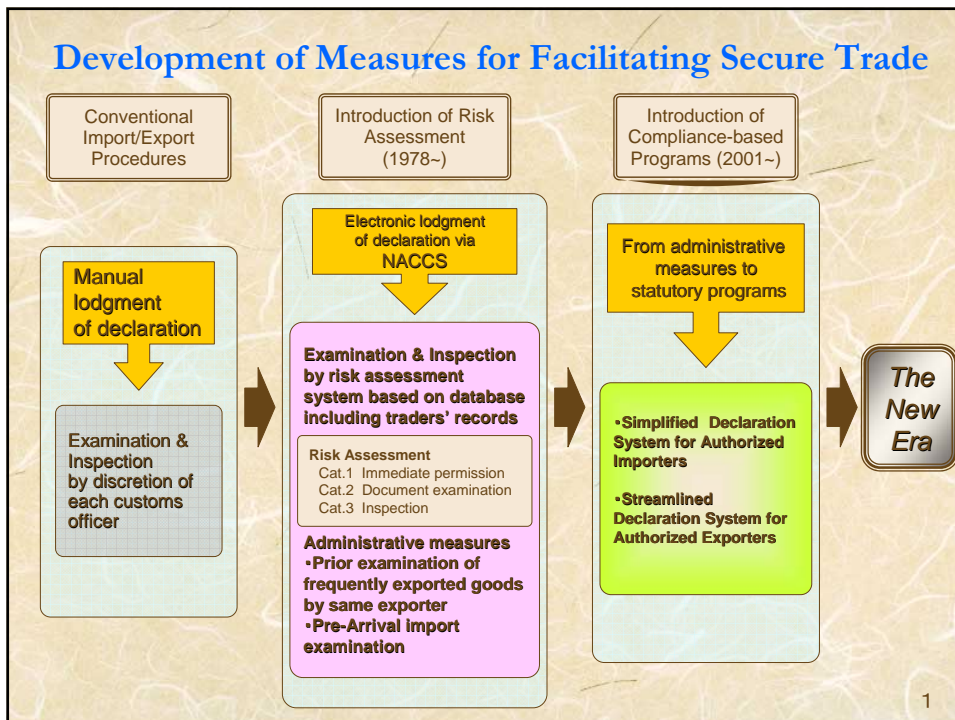
簡易申告制度のフローチャート



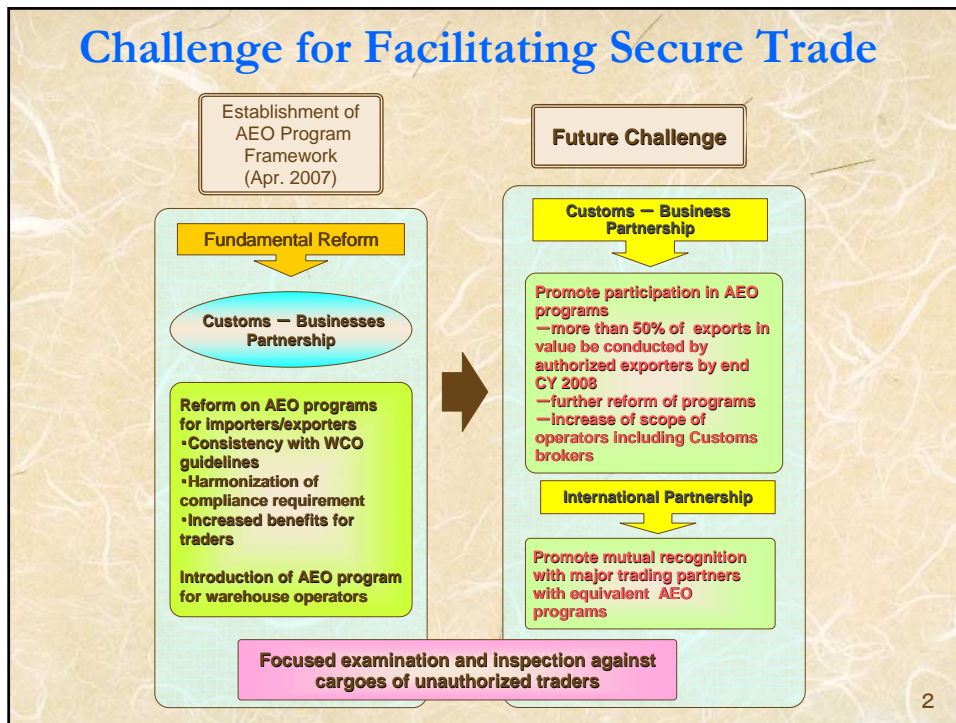
Development of AEO (Authorized Economic Operator) Program in Japan

— Facilitating Secure Trade —

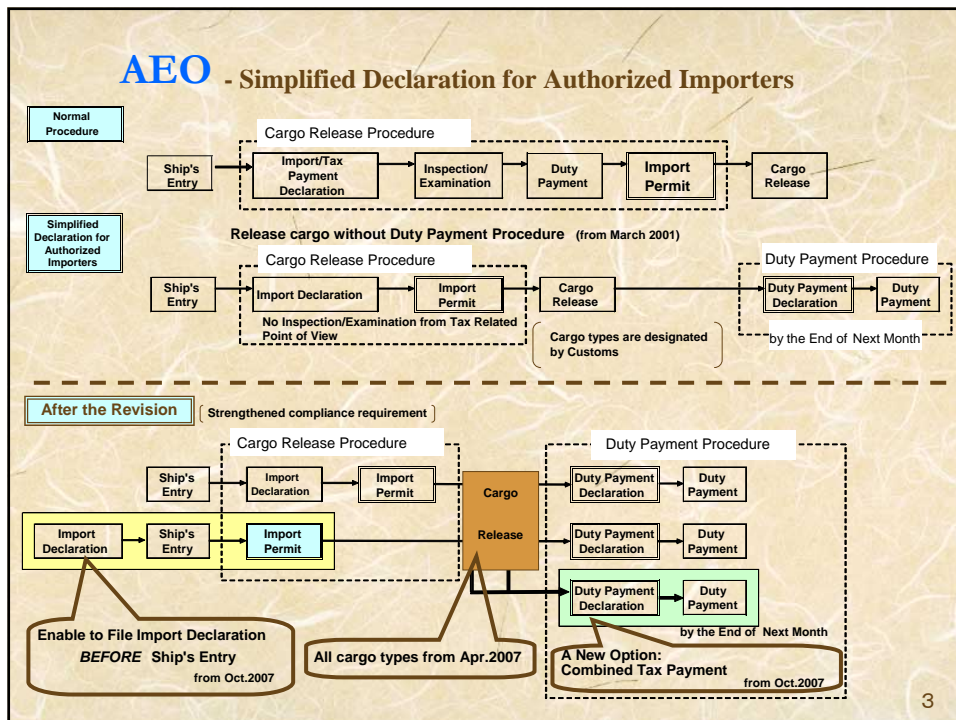
December, 2007

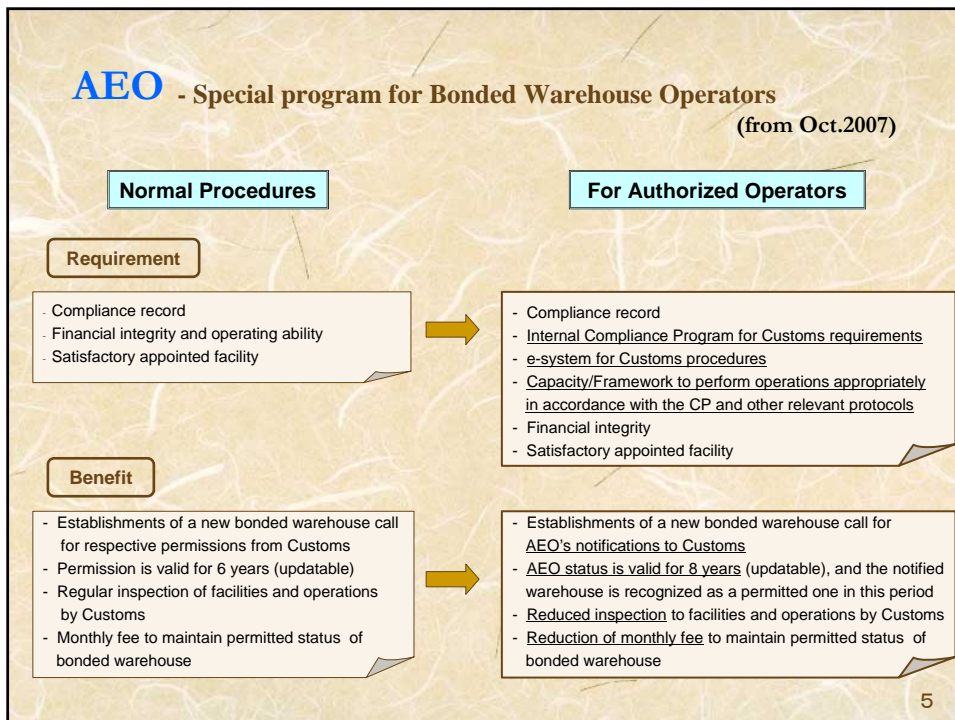
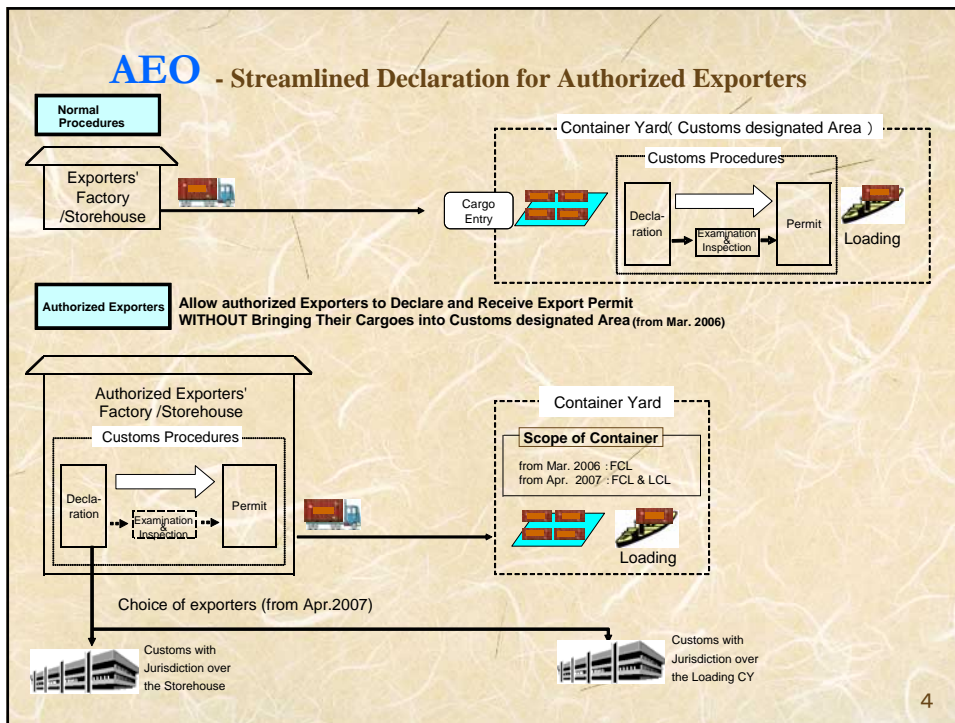


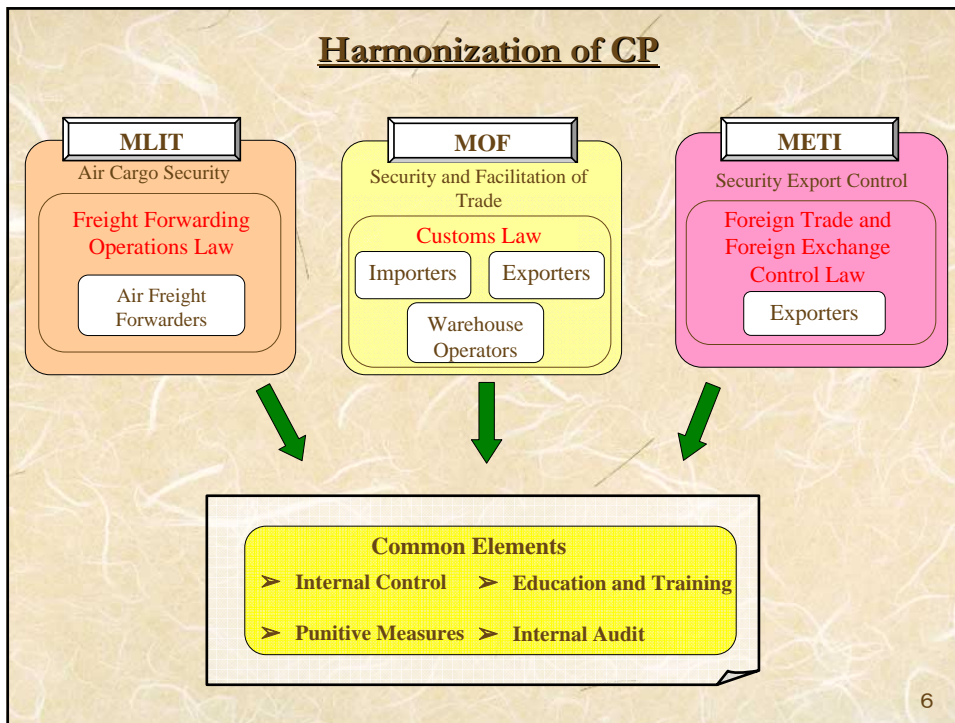
Challenge for Facilitating Secure Trade



AEO - Simplified Declaration for Authorized Importers





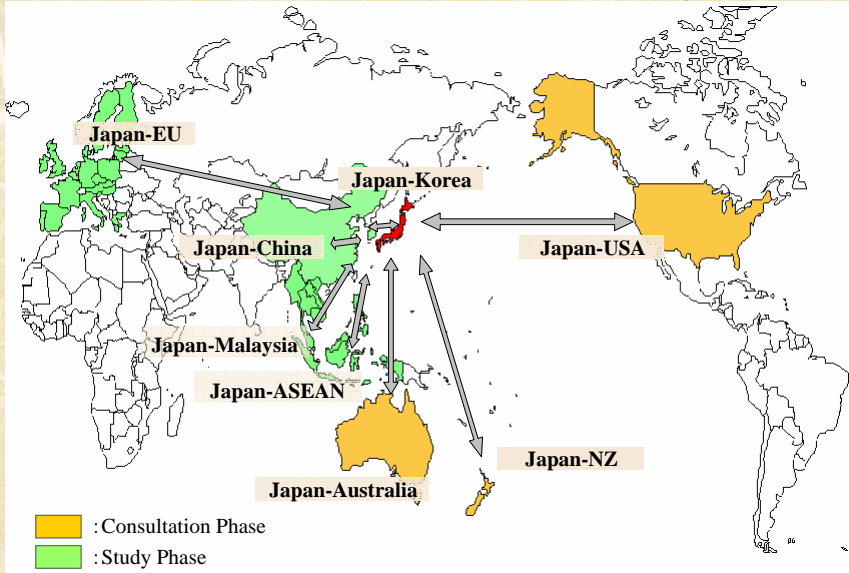


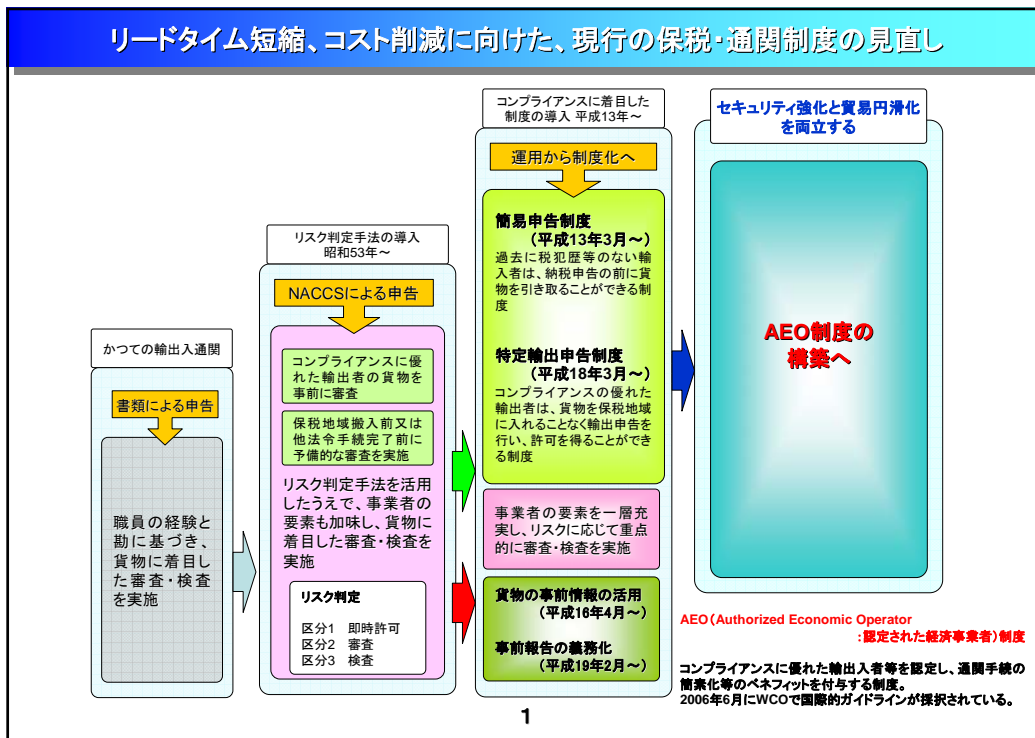
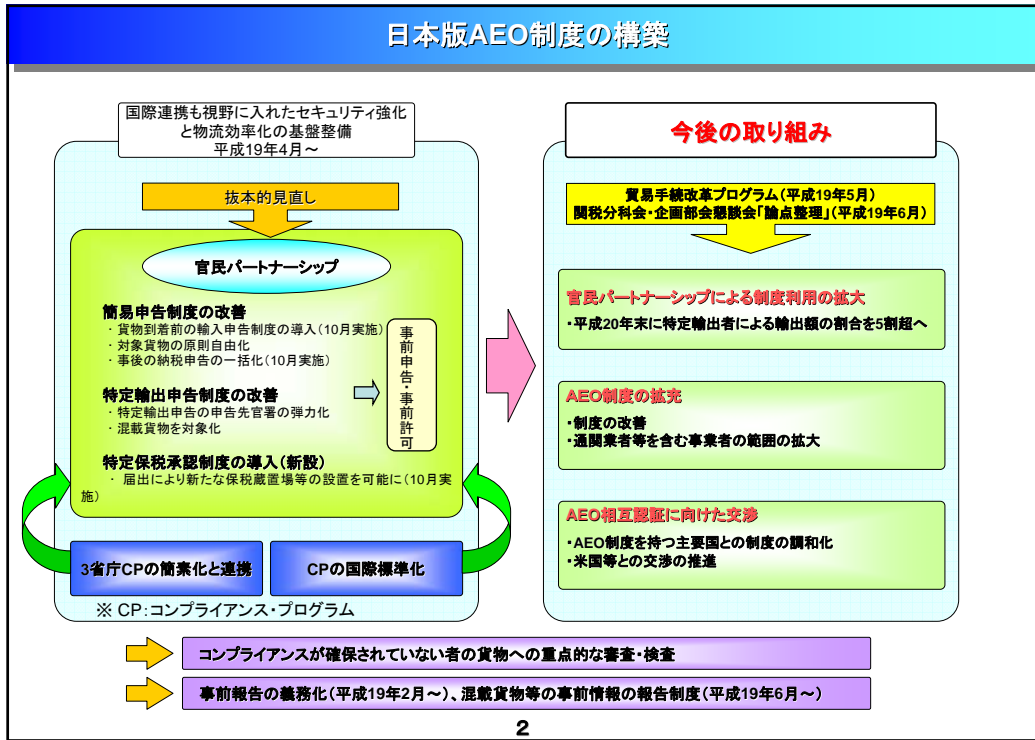
Security Measures and AEO Programs

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008~
WCO					2005.6~ SAFE Framework	2006.6~ AEO Guidelines		
USA	9/11	2002.3~ CSI 2002.4~ C-TPAT 2002.12~ 24-hour Rule	2003.6~ MI			2006.10 SAFE Port Act	2007.8 Implementing Recommendations of the 9/11 Commission Act of 2007	
EC					2005.4 Amendment CCC	2006.12 Amendment CCIP		2008.1~ AEO Program 2009.7~ 24-hour Rule
JAPAN		2001.3~ Simplified Import Declaration Program			2004.4~ Advance Electronic Cargo Information Requirements	2006.3~ Authorized Exporters' Program	2007.4~ Authorized Importers' Program	

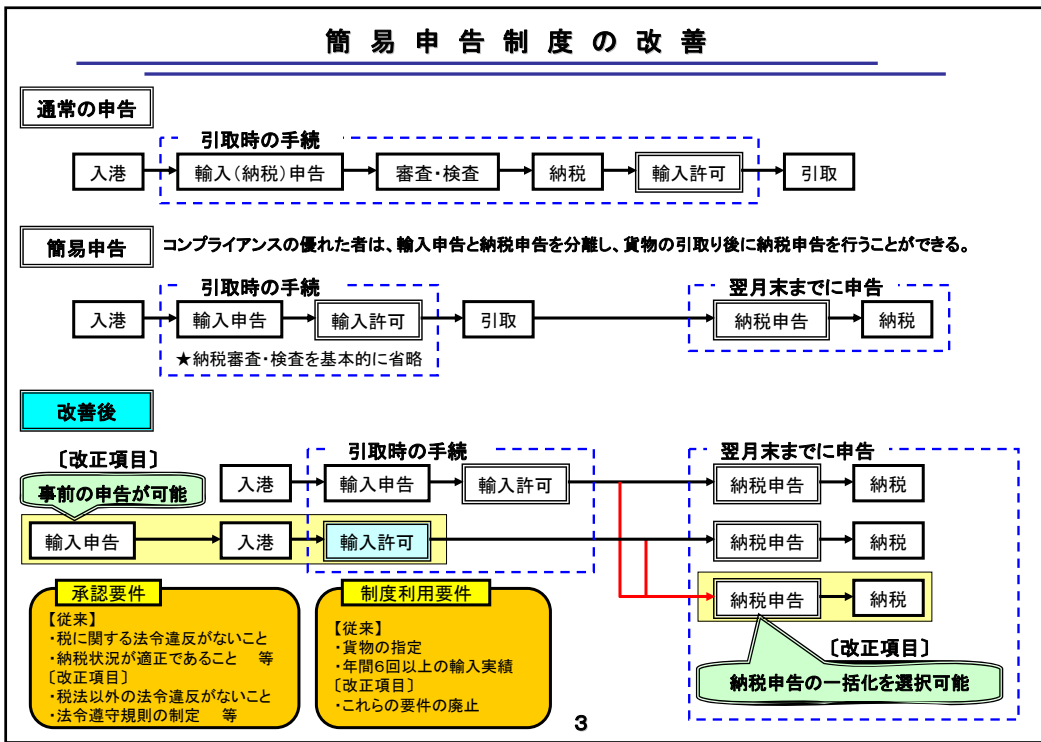
7

Mutual Recognition under the Consultation/Study

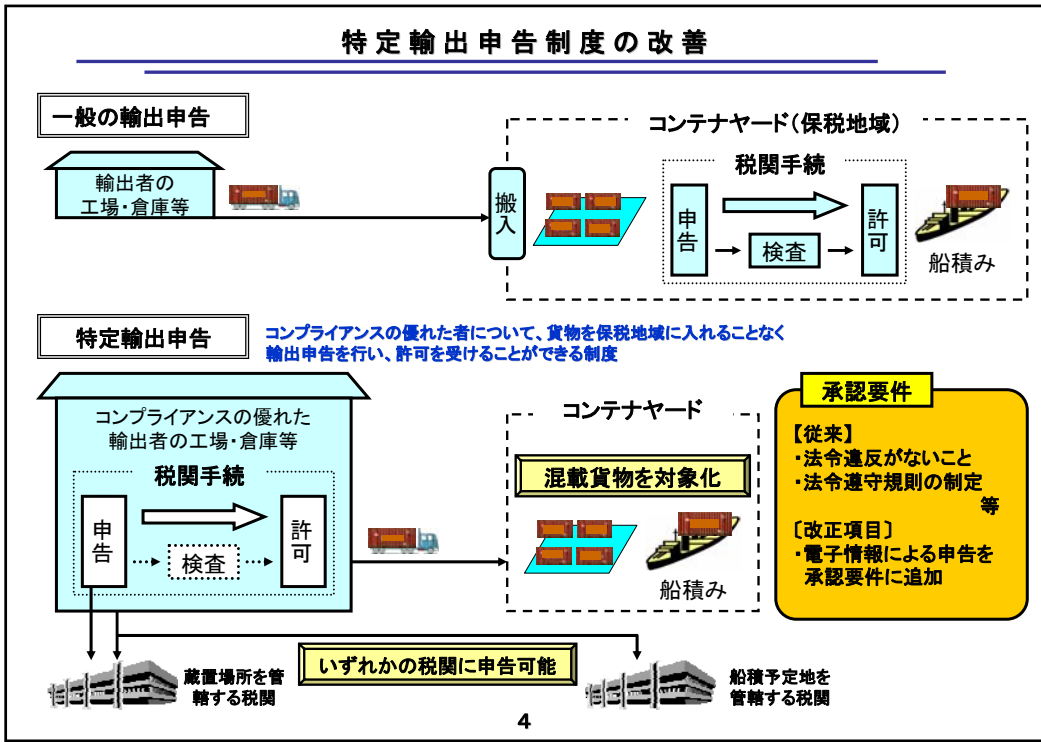


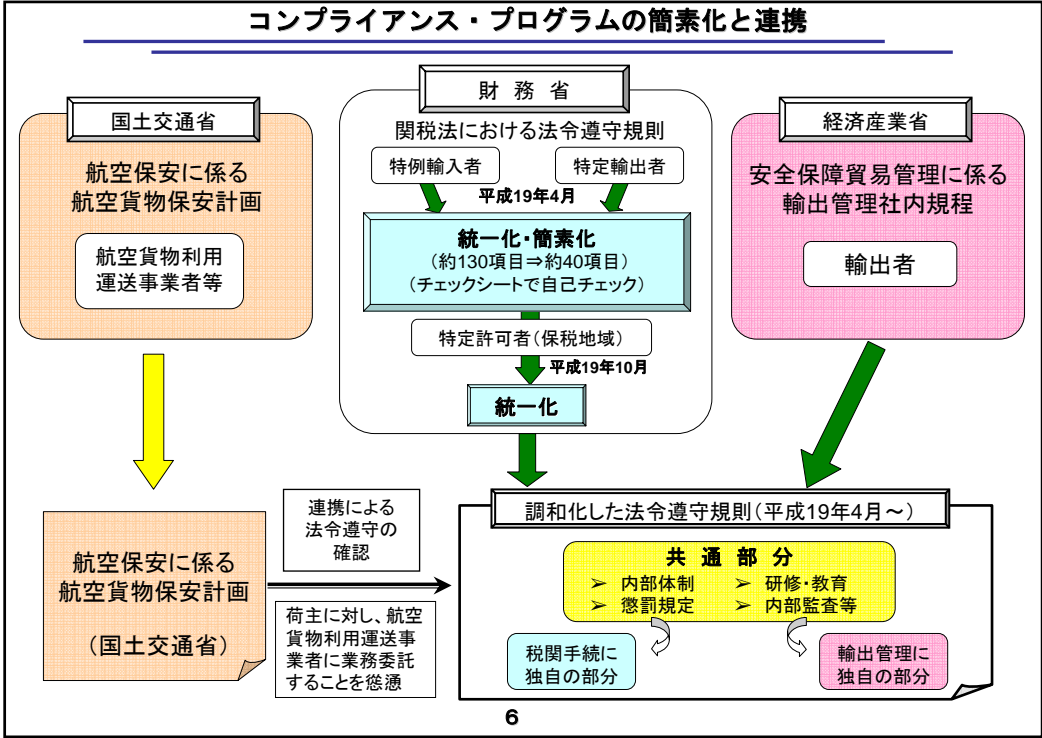
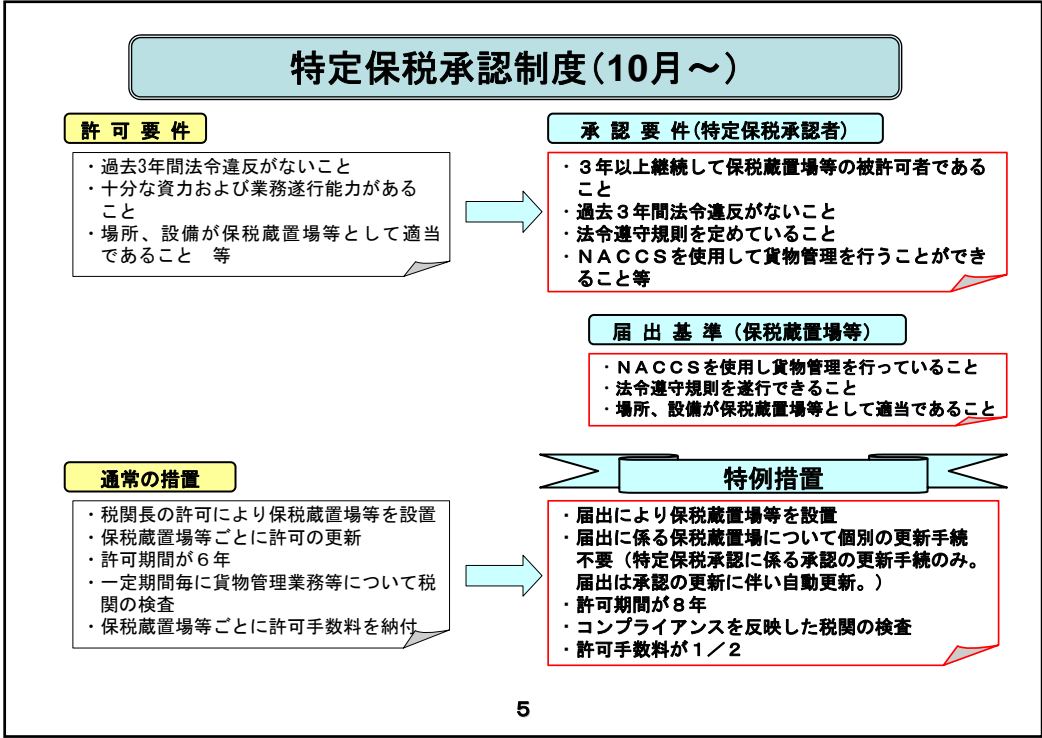


簡易申告制度の改善



特定輸出申告制度の改善





米・EC・日本のセキュリティ対策とWCO「基準の枠組み」								
	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年以降
WCO					2005.6 「基準の枠組み」採択 国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための基準をとりまとめたもの	2006.6 「AEOガイドライン」採択 AEOプログラムを実施するためのガイドライン		(注) AEO 高度なセキュリティを保證する民間企業等を税関が特定し、優遇措置を与えるもの
米国	米国同時多発テロ	2002.3 CSI導入 2002.4～ C-TPAT導入 2002.12～ 24時間ルール導入	2003.6～ MI導入 世界の主要港に放射線物質探知装置を設置			2006.10 SAFE Port Act 成立 C-TPAT・CSIの法制化・SF1バイロットプログラムの実施等	2007.8 9.11委員会勧告 実施法成立 米国向けコンテナ貨物の輸出港における100%検査等	
EC					2005.4 EC関税法改正 AEOの導入・24時間ルールに関する規定を含む	2006.12 同法施行規則改正		2008.1～(予定) AEO制度実施 2009.7～(予定) 24時間ルール導入
日本	2001.3～ 簡易申告制度導入			2004.4 積荷情報等の事前報告要請制度導入		2006.3～ 特定輸出申告制度導入	2007.10～ 特定保税承認制度導入	2007.2～ 積荷情報等の事前報告義務化 2007.6～ 輸入混載貨物等の詳細情報の事前報告要請制度導入

7

諸外国との政府間対話の状況等	
- 相互認証に向けた取り組み -	
日本－米国	2007年4月、青山関税局長とバシヤムCBP長官との相互認証に向けた協議開始の合意を受け、6月、実務者レベルの協議を開始。今秋より本格交渉を開始予定。
日本－豪州	2007年1月、相互認証を実現するための実務者レベルの協議を開始。
日本－NZ	2007年5月、第1回日NZ税関協力会議において、相互認証を実現するための事務レベルの協議開始を合意。今秋より本格交渉を開始予定。
日本－中国－韓国	2007年4月、日中韓3か国関税局長・長官会議の合意に基づき、今後のAEO制度の方向性について研究を開始する予定(まずは二国間で実施予定)。
日本－ASEAN	2007年6月、日ASEAN関税局長・長官会議において、相互認証に向けた、ハイレベルの政策対話を実施。
日本－EU	2007年6月の青山関税局長とヴェルリュEC総局長との間の会談を受け、今秋より両者の制度の研究を開始予定。

8

貿易管理制度の現状

平成19年12月
 経済産業省
 貿易経済協力局貿易管理部
 貿易管理課



1

1. 外国為替及び外国貿易法について

I. 輸出管理

外為法第48条、及び輸出貿易管理令（輸出令）第1条又は第2条の規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持、国際収支の均衡の維持並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展、我が国が締結した条約その他の国際約束の履行、国際平和のための国際的な努力への我が国の寄与並びに我が国の平和及び安全の維持、という観点から、以下のものについての輸出にあたっては経済産業大臣の許可又は承認を要する。

(1) 安全保障のための輸出規制【許可】（外為法第48条第1項、輸出令第1条）

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなるものとして輸出令別表第1に掲げられるもの。

武器（1項）、原子力関連（2項）、化学・生物兵器関連（3項）、ミサイル関連（4項）、通常兵器（5項～15項）、キャッチオール規制対象品目（16項）

(2) 国連経済制裁等その他の輸出規制【承認】（外為法第48条第3項、輸出令第2条）

- ① 国連決議等に基づく経済制裁実施
- ② 国内の需給逼迫の回避等を図るもの（核燃料物質、魚粉、配合飼料等）
- ③ 輸出急増等防止のために必要なもの（漁船）
- ④ 輸出禁制品（国宝、麻薬、知的財産侵害品等）
- ⑤ 国際協定等に基づき資源保護等を図るもの（野生動植物[ワシントン条約]、特定有害廃棄物[バーゼル条約]等）

(3) 我が国の平和及び安全の維持のための輸出規制【承認】（外為法第48条第3項）

我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときに、閣議決定により実施。

2

北朝鮮に対する経済制裁の一手段として、平成16年2月の外為法改正により創設（議員立法）。

II. 輸入管理

外為法第52条及び輸入貿易管理令（輸入令）の規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持、国際収支の均衡の維持、外国貿易及び国民経済の健全な発展、という観点から、以下の輸入承認等を実施。

(1) 輸入割当・承認（輸入令第9条、第4条第1項第1号）

特定の貨物の輸入について、輸入者に対し輸入することのできる数量又は価額を経済産業大臣が割り当てる制度。輸入者が輸入割当対象品目を輸入する際には、まず割当を受け、その枠内でさらに輸入の承認を受けることが必要。

水産物、大麻、麻薬、あへん、ウラン鉱、原子炉部品、武器、ワシントン条約附属書Ⅰの動植物、モントリオール議定書に定める特定フロン等

(2) 2号承認（輸入令第4条第1項第2号）

特定の国又は地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入を経済産業大臣の承認にかからしめる制度。

中国、北朝鮮及び台湾を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品、非加盟国を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱ、Ⅲの動植物等

3

II. 輸入管理

(3) 事前確認（輸入令第4条第2項）

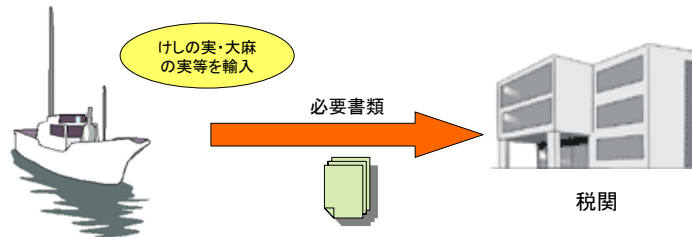
特定の貨物を輸入する際に、事前に当該貨物所管大臣の確認を必要とする制度。

微生物性ワクチン及び免疫血清（治験用であることについて厚生労働大臣（人用）又は農林水産大臣（動物用）の確認）、特定の国を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱ・Ⅲの動植物のうち特定の種の貨物及び生きている動物（経済産業大臣の確認）等

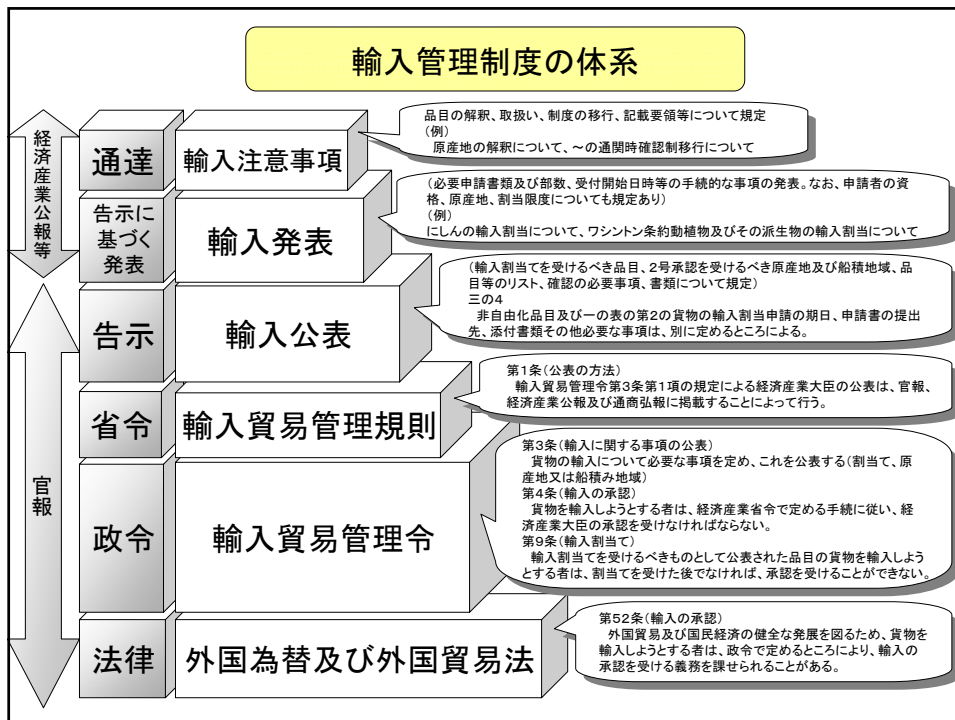
(4) 通関時確認（輸入令第4条第2項）

特定の貨物を輸入する際に、通関時に一定の書類の税関への提出を必要とする制度。

けしの実及び大麻の実（麻薬取締官事務所発行の書類）等



4



III. 事後審査

(1) 報告徴収 (輸出令第10条、輸入令第16条、外為令第18条の8)

貨物の輸出、輸入又は技術の提供等をしようとする者、貨物の輸出、輸入又は技術の提供等をした者その他の関係人から必要な報告を徴収することができる。

(2) 事後審査 (輸出令第7条、輸入令第17条)

当該貨物の輸出又は輸入が法令の規定に従っているかどうかを審査するものとする。

(3) 立入検査 (外為法第68条)

外為法の適用を受ける取引又は行為を業として行う者の営業所等の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

IV. 外為法違反事例における罰則等

(1) 刑事罰 (外為法第69条の6、第70条)

5年以下の懲役、200万円以下の罰金、又はその併科(第25条第1項、48条第1項違反)
3年以下の懲役、100万円以下の罰金、又はその併科(第16条、第24条、第25条第3項、第4項第48条第3項、第52条違反)

(2) 行政制裁 (外為法第25条の2、第53条)

3年以内の期間を限って、貨物の輸出又は技術の提供等を禁(第25条第1項、第48条第1項違反)
1年以内の期間を限って、輸出又は輸入を禁止。(輸出入に関する規定違反)

2. ワシントン条約と最近の違反事例

水際での摘発

2004. 8. 11
陸ガメの密輸入(成田税関HP)
(関税法違反で逮捕)
バーレーディアゴウファガメⅡ

国内での報道

2004. 5. 28
志村動物園チカちゃん降板(オランウータンⅠ)
インドネシアから輸入後、目的外使用
(ワシントン条約違反)

2005. 8. 17 ワニ不正登録(カビアルボキⅠ)
種の保存法違反で逮捕
2005. 8. 3 バンクン(ランパンダⅠ) 国産
2005. 6. 4 風太(レッサーパンダⅠ) 国産

ワシントン条約の概要

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES):1980年発効
:野生動植物の国際取引を規制・管理することにより種を保護する
 - 附属書Ⅰ(絶滅のおそれ):原則商業目的禁止、アジアノウ、オランウータン、ダチョウ等
Ⅱ(取引規制をしなければ絶滅のおそれ):商業目的可、オウム、サンゴ、ビクーナ等
Ⅲ(自国内の種の保護):商業目的可、セイウチ(カナダ)等
 - Ⅰの輸入:外為法に基づく輸入割当・承認(学術研究用、条約適用前取得、登録繁殖施設における商業目的の人工繁殖は可)、CITESに基づく輸入許可書
 - Ⅱ・Ⅲの輸入:外為法に基づく①事前確認(生きている動物等)、②通関時確認 等
 - Ⅰ・Ⅱの輸出:外為法に基づく輸出承認、CITESに基づく輸出許可書
- ※経済産業省貿易管理部(条約の管理当局):CITES許可書発給等を外為法により担保・実施
※任意放棄された生きた動物は管理当局(経済産業省)に引き渡され、(社)日本動物園水族館協会、(社)日本植物園協会の所属施設にて保護管理。加工品は、焼却処分。

1個体5cmのリクガメが最高250万円(7ルビ/種)
(NGO団体トラフィックの調査結果)

現状

税関での輸入差し止め件数:約1,500件(年間)
(任意放棄による)新規保護件数(METI引継)
・動物:296個体(リクガメ、スロウリス、サル等)
・植物:1,161個体(ラン、サボテン等)
・加工品:26,500点(漢方薬、象牙製品等)

問題点・課題

- ・安易な任意放棄により、保護件数・保護費用の増加(約1,500個体(リクガメⅡが2/3以上)、約3,500万円)と収容スペースの限界(動物園・水族館)
- ・任意放棄を原則認めない(積み戻し命令明文化)
- ・罰則の強化(生きた動物は原則反則金化)

7

3. 特殊関税等調査について

国外製品の輸入によって国内産業に損害が生じている場合に、以下の措置発動の是非を的確に判断するため、調査対象品目の輸入数量、価格、国内産業の損害及びそれらの間の因果関係等に関し、厳正な調査を行う。

I. アンチダンピング措置(関税定率法第8条)

国外製品のダンピングによる我が国への輸出が、国内産業に実質的な損害を与えていることが認められる場合に、それを相殺するために特別の関税を課すこと。

- ◆事例:韓国産及び台湾産ポリエステル短繊維(平成14年)
 - ・帝人株等関係企業5社から不当廉売関税課税申請を受け、調査を実施。
 - ・調査の結果ダンピングの事実とこれによる国内産業の実質的な損害に事実が認められ、平成14年7月26日に、ダンピングマージン率に相当する不当廉売関税の課税を行った。
 - ・なお、税率は、韓国(5社:0~6.0%、その他13.5%)、台湾 10.3%

II. 相殺関税措置(関税定率法第7条)

輸出国政府の補助金を受けた製品の輸入が、輸入国産業に実質的な損害を与えていることが認められる場合に、それを相殺するために特別の関税を課すこと。

- ◆最近の動き:韓国ハイニックス社製半導体DRAM
 - ・エルピーダメモリ株及びマイクロンジャパン株の国内企業2社からの申請を受け、昨年8月4日から調査開始し、現在も調査を実施中。
 - ・なお、本年8月、利害関係者から追加的に提出された証拠の十分な検討を行うため、調査終了期限を来年2月3日まで6ヶ月間延長した。

(主な調査内容)

- ①補助金の存在の有無…政府機関による財政的支援又は政府の指示・委託を受けた民間金融機関による財政的支援があったか。
- ②利益の存在の有無…補助金が利益をもたらしたか。
- ③損害の存在の有無…補助金を受けた輸入品が急増し、国内産業が損害を被ったか。

8

Ⅲ. 一般セーフガード措置（関税定率法第9条）

特定品目の貨物の輸入の急増が、国内産業に重大な損害を与えていることが認められ、かつ、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、損害を回避するための関税の賦課又は輸入数量制限を行うこと。

◆事例：ねぎ、生しいたげ、畳表（平成13年：暫定措置）

- ・農林水産大臣から調査開始要請を受けて調査を実施し、平成13年4月に200日間の暫定措置の発動を決定。
- ・中国側は、自動車等3品目に対する輸入特別関税措置を実施。
- ・平成13年12月、日中両国首脳間合意である「話し合いでの解決」との方針に基づき、閣僚級協議において、セーフガード確定措置を講じないこと、今後、ねぎ等3品目に係る「日中農産物貿易協議会」の設立を含めた日中貿易スキームを構築していくこと等に合意し、決着。

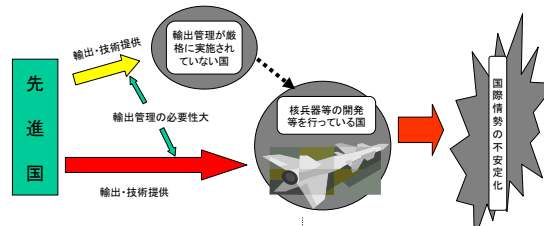
Ⅳ. 对中国繊維特別措置（外為法第52条、輸入貿易管理令第3条第1項）

中国のWTO加盟に際して、对中国繊維特別措置の制度が確立されている。（平成20年12月31日まで）中国産繊維製品等の輸入により、秩序ある貿易の発展を妨げるおそれがある市場かく乱またはそのおそれが認められる場合に、損害を回避するための輸入数量制限を行うこと。なお、これまで申請及び発動事例はない。

4(1) 安全保障貿易管理制度について

I. 安全保障貿易管理制度

安全保障貿易管理は、個人・企業の利益に優先し、考慮すべき課題です。国際情勢の不安定化は、我が国の継続的経済発展を妨げるばかりか、我々の生活を直接脅かす可能性があります！

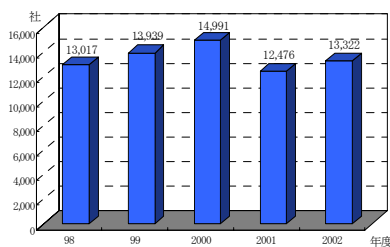


		規制の意図・目的等	規制対象地域等
貨物の輸出？ <small>規制対象の違い</small> 技術の提供？ <small>※ ソフトウェアを含む。</small>	リスト規制？	兵器及び兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制	<ul style="list-style-type: none"> ・全地域向けが対象 ・スペックで該当するものは必ず許可が必要（用途、需要者によらない）
	キャッチオール規制？	リスト規制以外で、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあるものを規制	<ul style="list-style-type: none"> ・全地域向けが対象 ・米、加、EU諸国等の輸出管理を厳格に実施している26ヶ国は除外 ・用途、需要者により、許可申請の要否が決まる

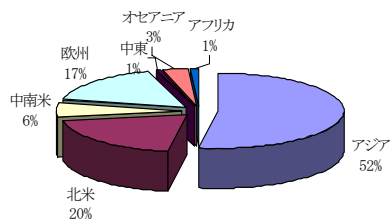
II. 海外子会社の安全保障貿易管理について

大量破壊兵器の開発等に関連した貨物等の国際的な調達ネットワークの顕在化等にかんがみ、我が国の海外子会社等が、かかる調達活動に巻き込まれないよう、海外子会社等においても厳格な管理が必要。

現地法人数の推移



地域別現地法人数



(出典)平成15年度海外事業活動基本調査

調達活動に巻き込まれた場合には、

- (1)親会社に対する社会的な責任の追求
- (2)親会社のブランド力の低下(レピュテーションリスクの増大) 等



課題

経済産業省としても、海外子会社の従業員研修のための教材の提供やベストプラクティス(先行優良企業例集)の作成等を通じ、積極的に支援していく(CISTECでは、既にモデルCPの英訳や「海外拠点のための安全保障貿易管理ガイドンス」を作成)。

II. 海外子会社の安全保障貿易管理について

取締役の善管注意義務違反等を認めた判決

(1) 事実の概要

- ① 1984年～1986年、戦闘機部品を、最終仕向地がイランであることを認識しながら、通産大臣の承認を受けることなく、日本国内で香港及びシンガポールの企業に販売・引渡し。
- ② 1985年～1989年、ミサイルの部分品を最終仕向地がイランであることを認識しながら、通産大臣の許可等を受けることなくシンガポールに輸出。



○平成4年4月23日東京地裁判決
 ・罰金500万円
 ・元社長に対し、懲役2年(執行猶予3年)

○行政処分
 ・輸出等禁止1年6ヶ月

(2) 株主代表訴訟の内容と判決の概要

取締役らの善管注意義務・忠実義務違反により、売上高の減少による利益の喪失、棚卸し資産の廃棄損失、日本・米国で支払った罰金・制裁金等、合計145億円あまりの損害を同社が被ったとして、担当取締役に50億円の範囲で賠償を求める。

裁判所は、取締役に善管注意義務・忠実義務違反があったとして損害賠償責任を認め、約12億8,000万円の賠償を命じた(平成8年6月20日東京地裁判決)。

(出典)新聞報道等を基に経済産業省作成

不正輸出事件

株主代表訴訟
12億円賠償命令
 東京地裁、元役員らに

4 (2) 輸出審査における懸念エンドユースの識別

I. 識別のポイント

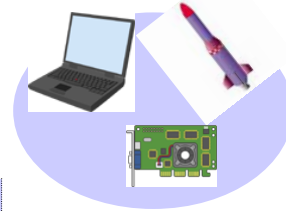
輸出を許可することが出来るのは、エンドユースを確認出来た
(若しくはそれに近い状態を確保出来た)ことによる。

(1) 申請のタイプ分類

A: 問題のないケース → 通常の民生用途であるケース

B: 問題のあるケース → A以外の特殊なケース

- ① エンドユーザーに懸念情報あり
- ② エンドユーザーに関する情報が不足 等



- (ア) 政府のお墨付きが欲しくて懸念を可能な限り明らかにするケース
- (イ) 危ない交渉に取り込まれて、断りたいため政府の拒否を暗に欲するケース
- (ウ) 何も考えずに聞いたままを申告するケース(輸入者や最終需要者が虚偽の場合あり)
- (エ) 輸出に際して申請者が虚偽の(or 真実を隠す)報告を行うケース

※(ウ)や(エ)のように、真実が明かされないまま申請に来るケース



実際のエンドユースについて顕在化させる必要あり

13

I. 識別のポイント

(2) 審査段階

<要求資料>

- ・契約書
- ・エンドユーザーの概要
- ・エンドユースに関する誓約書(用途も明記)
- ・貨物が組み込まれる場所の図(地図・プラント図など)
- ・製造される最終製品に関する情報 等

<審査時の注目点>

- ① 資料相互の記載内容に矛盾点がないか(整合性)
- ② 実際の貨物の性質や企業の活動規模、資本関係過去の同様の貨物の取引実績等に照らして合理的な説明が可能か(実態に即した矛盾点の審査)
- ③ 申請者からの提出資料の他に、エンドユーザーに別途懸念情報があるか

しかし、政府がエンドユース確認を一手に負うことは実態上厳しい

輸出者が高い意識を持つことにより、政府の負担軽減

輸出者に期待されること

- 輸出者の自主管理の仕組みを提供(CPの整備)
- 輸出者がエンドユースを識別する上でのチェック項目を提示(例: CA制度における明らかガイドライン)
- これらの取り組みを国内説明会などで普及・啓蒙

審査官が心がけること

- 貨物・技術に関する知見の蓄積
- 過去の審査事例の整理との比較
- エンドユーザーに関する調査(※HPの閲覧は有効)

14

II. 審査上で疑義が生じた最近の事例

事例1

○某沿岸部都市の近くに最終需要地があるのに、別の港湾都市経由で「陸送する」との説明。合理的でないので、詳細を調べると輸出者の誤認が発覚。



事前調査不足

事例2

○売買契約上全く現れない企業名が「保管場所」として記載。詳細を徴収すると、非該当品も含め輸入者が貨物の一時保管場所として当該場所をリース、最終需要者と輸入者の管理契約を調べると、「最終需要者が不要となった貨物は輸入者が自由に処分可能」との内容あり。



不適切な現場管理の放置

事例3

○最終需要者のホームページが審査過程での申請者とのやりとりを反映して書き換えられた。

- ①航空機部門で戦車を製造とホームページに記載あり(8月)
→「本部門での製造は2年前に完全終了」
- ②航空機部門の記載が消え、同企業の他部門のページに同記載が移動(9月)
→「製造終了」との説明と不整合が発覚
- ③ホームページから同記載が完全に削除(10月)



審査に不都合な情報の隠蔽 15

III. 課題

○ 輸出許可審査にあたっては、的確かつ迅速な審査の確保が大前提

アジア経済の発展を受け、審査件数が累増しており、各審査官への負担が増加。このため審査期間も徐々に伸長している。今後、国際合意(国連決議等)の履行のための対応や更なるアジア経済の発展を勘案すると、審査状況は一層厳しいものが見込まれる。

○ 以下の対応を行ってきたが、更なる改善策の実施、人的体制の確保・向上が肝要

1. ファスト・トラック審査の導入(簡易案件、慎重審査案件の峻別)
2. 審査マニュアルの導入
3. 申請者向け情報支援の整備(HPによる必要書類の判別を容易にする)

IV. まとめ

- 輸出審査においては、独自の懸念情報や調査機関がなくても、申請資料や公開情報(HP等)を効果的に使い、過去の申請実績も整理し、これらを比較検討することで、ある程度の信頼性を持ったエンドユースの推定が可能
- 事前確認で足りない場合、許可条件を付与し、事後的に状況報告を求める手段を活用すると良い
- 輸出者のコンプライアンス意識が極めて重要

16

貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS)の概要



平成19年12月
 経済産業省
 貿易経済協力局貿易管理部
 貿易管理課

1

1. 背景と目的

- ◆ 我が国においては、パソコン、インターネットを始めとする情報通信技術の飛躍的な発展を踏まえ、国民サービスの質的な向上や行政事務の効率化を図るため、行政業務の早期情報化が求められている。
- ◆ この中、政府は、「総合物流施策大綱」(平成9年4月閣議決定)、「規制緩和推進3か年計画」(平成10年3月閣議決定)に基づき、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく輸出許可・承認、輸入割当・承認等の全ての輸出入手続のペーパーレス化、ワンストップサービスを実現するため、2000年4月に「貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)」を開発した。
- ◆ さらに、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月閣議決定)、「e-Japan重点計画」(平成13年3月IT戦略本部)、「新総合物流施策大綱」(平成13年7月閣議決定)、「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月IT戦略本部)が順次策定され、2002年11月から通関情報処理システム(以下「NACCS」という。)と本格接続し、輸出入及び港湾・空港関連手続のワンストップサービスの一翼を担っている。

※貿易管理オープンネットワークシステム
 (JETRAS: **J**apan **E**lectronic open network **T**RAde control **S**ystem) 2

2. 開発経緯

- 2000年4月
JETRASの運用を開始。
- 2002年度
税関における電子許可・承認証等の照会・確認サービスを開始。
→通関情報処理システム(NACCS)との連携
- 2004年度
電子政府構築計画に基づき業務・システムの最適化計画を策定。
- 2005～2006年度
新システムの設計及び開発
- 2007年度
新システムの試行運用及び運用開始(2007年10月予定)

3

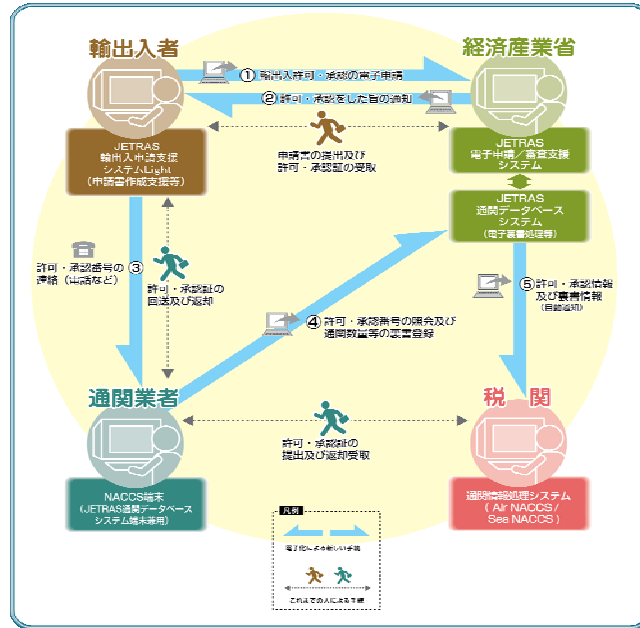
3. JETRASの利用効果

JETRASは、輸出入許可・承認の申請から税関における輸出入許可・承認証の参照・確認に至るまで、外為法に基づく輸出入手続のペーパーレス化、ワンストップサービスを実現。

- オフィスから直接インターネット等を介して輸出入許可・承認申請ができるため、経済産業省の窓口に出向く必要なし。
- 船積数量等の裏書情報と通関申告情報とのデータ連携により、通関時における一連の手続が効率化。
- 許可・承認情報及び裏書情報がNACCSへ電子的に送信され税関端末から参照・確認が可能となるため、紙の輸出入許可・承認証を持参する必要なし。
- 輸出入許可・承認証は経済産業省が電子的に保管するため、紙の輸出入許可・承認証の煩雑な管理や通関後の返却が不要。
- 通関直後に通関数量等の実績が税関からリアルタイムにフィードバックされるため、輸出入者のパソコンから数量残等をタイムリーに参照することが可能。

4

【参考】JETRASの利用による手続と上ライセンスによる手続の比較



5

4. JETRASの対象とする輸出入手続き

外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく輸出入手続を対象。

◆ 輸出関連

- 輸出許可申請、役務取引許可申請、包括輸出許可申請、包括役務取引許可申請
→ 武器、原子力関連、化学・生物兵器関連 等
- 輸出承認申請 → ワシントン条約関係、バーゼル条約関係 等

◆ 輸入関連

- 輸入割当申請・輸入承認申請 → 水産物 等
- 輸入2号承認申請 → 特定の国を原産地または船積地域とする特定の貨物 等
- 輸入事前確認申請 → 水産物、ワシントン条約関係 等

6

5. JETRASの概要

JETRASは、輸出入許可・承認に関する申請、審査支援、許可証／承認証の発給、税関における許可証・承認証の参照・確認など一連の輸出入手続を電子化するもの。

(1) 申請者届出サブシステム

JETRASを利用するために必要な申請者届出書に基づき、経済産業省において認証書(ID、パスワード、電子鍵等)を発行する。現在、申請者届出書の送付及び認証書の返送は郵送(あるいは持参)で行っている。

(2) 申請者用ソフトウェア

申請者のパソコンでナビゲーション機能を用いて申請書を作成し、電子署名を付与した後に、経済産業省に送付する。また、申請書が受理された後は、申請者のパソコンから審査進捗状況、審査官からの質問・回答、許可・承認情報、数量残等の照会が随時可能。

7

5. JETRASの概要(続き)

(3) 電子申請サブシステム

インターネットあるいはダイヤルアップによる申請書を受け付け、必須項目の記入有無、英数字、桁数等のフォーマットチェックを行い、エラーとなった場合は即時に申請者へ通知。また、申請者に対して、受理後の審査進捗状況、審査官からの質問・回答、許可・承認情報、数量残等を随時提供。

(4) 審査支援サブシステム

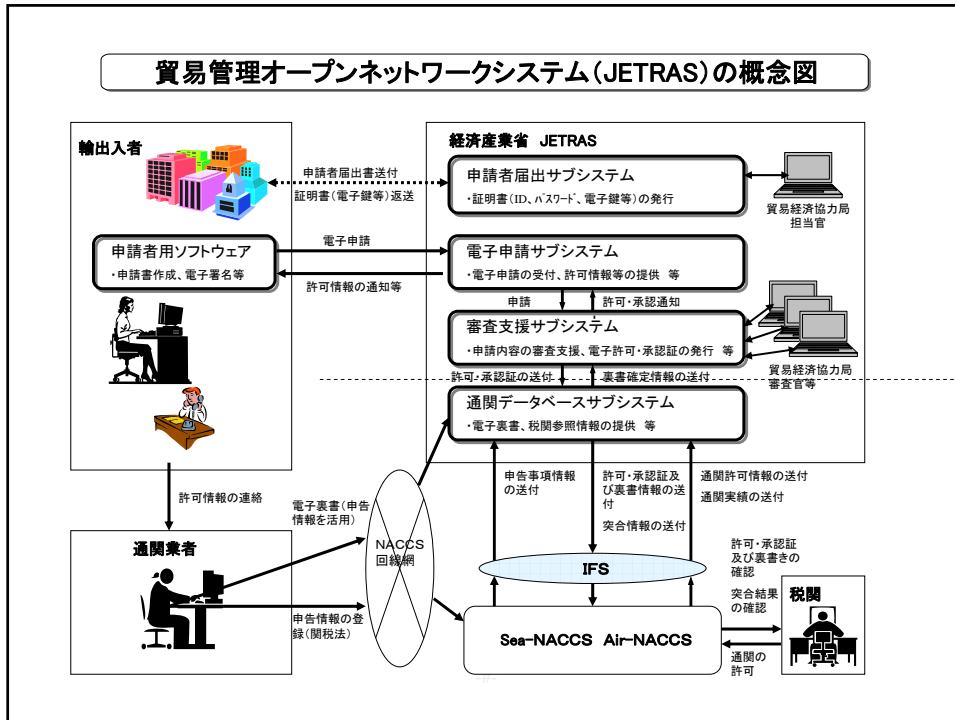
根拠法令、対象品目区分、許可・承認条件等による申請内容の自動チェックや過去類似案件・パイヤ等の関連情報の提供を行うなどの審査を支援し、審査後は電子許可・承認証を発給。また、申請者に提供するための審査進捗状況、審査官からの質問・回答、許可・承認情報、数量残等を作成・編集し電子申請サブシステムに随時送付。

(5) 通関データベースサブシステム

審査支援サブシステムより送付される電子許可・承認証に対して通関申告時に通関業者が裏書を行う。裏書後、電子許可・承認証及び裏書情報をNACCS側に送付する。これにより、税関端末から電子許可・承認証及び裏書情報の参照が可能。また、通関許可後は、NACCS側から通関実績を受け取り、数量残を確定して審査支援サブシステムへ裏書確定情報を送付。

8

貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)の概念図



6. JETRASのサービス時間

◆電子申請受付及び確認受付時間

①許可承認の電子申請受付

平日9:00～17:00(土、日、祝日及び年末年始を除く)

②確認受付(申請後の電子的な状況確認、許可証参照、通関業者指定、通関裏書・実績照会等の受付。電子的な会社・申請者情報の確認、申請者情報の変更届等の受付。)

平日9:00～18:00(土、日、祝日及び年末年始を除く)

◆通関時における電子裏書及び税関参照・確認に係るサービス時間

6:00～翌朝3:00

7. 将来の展望について

「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」を踏まえ、次世代型ワンストップサービス・シングルウィンドウ化の実現を目指す。

◆ 輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画の概要

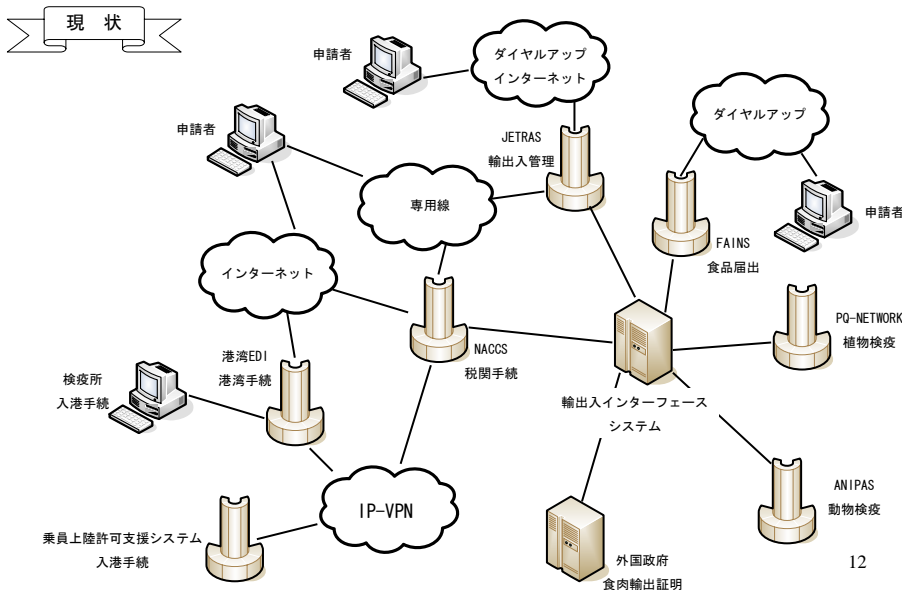
- 輸出入手続関係
 - 府省共通ポータルの実現

【府省共通ポータルの概要】

府省共通ポータルにおいては、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、輸出入及び港湾・空港手続関係のシステムを対象に、既存の輸出入手続インターフェースシステム機能と通関情報処理システム(NACCS)等が持つシングルウィンドウ機能を統合、Web上に存在する関係府省の申請窓口やホームページへのリンクを一括して提供するサイトの設置、ワンストップサービスの推進による申請窓口の一本化等を実現し、もって、国際貨物の物流時間の短縮、官民トータルの物流コストの低減及び利用者の利便性の向上に寄与する。

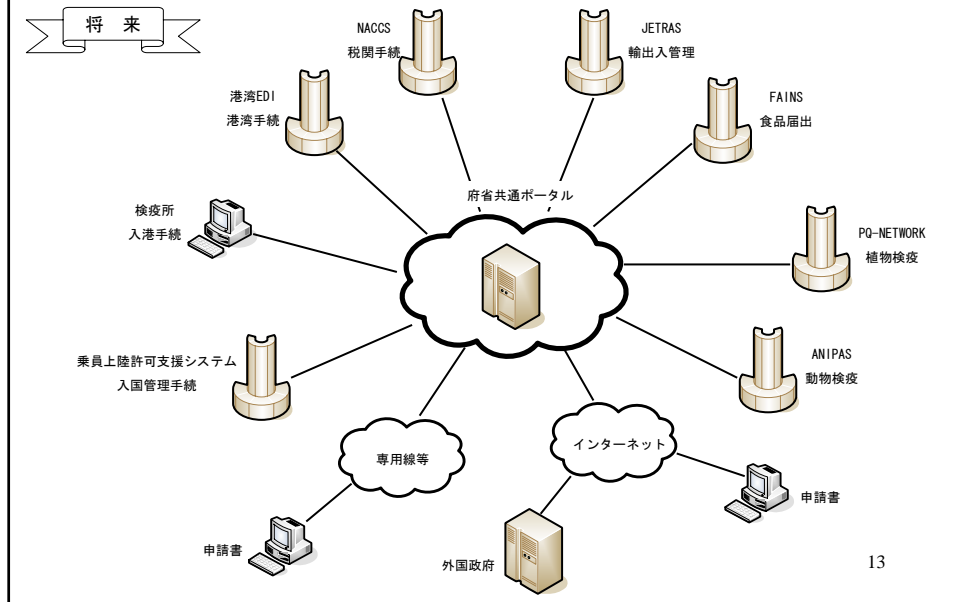
11

7. 将来の展望について(続き)



12

7. 将来の展望について(続き)



8. まとめ

◆ 次世代型ワンストップサービス・シングルウィンドウ化の実現

- ◆ 府省共通ポータルの実現により、シングルウィンドウ機能が整備され、また、Web上に存在する関係府省の申請窓口やホームページへのリンクを一括して提供するサイトの設置、ワンストップサービスの推進による申請窓口の一本化等を実現する。
- ◆ 府省共通ポータルに参画する新JETRAS等についても個別に見直しを実施。
- ◆ これらにより、国際貨物の物流時間の短縮、官民トータルでの物流コストの低減及び利用者の利便性の向上に寄与する。

(財)日本国際協力センター(JICE)

2007年12月6日

輸出者から見た日本版AEO制度への期待
(特定輸出申告制度の説明を中心に)

キャノン株式会社
生産・ロジスティクス本部
貿易法務部

本日お話しする内容

1. 貿易管理の方向性
2. 特定輸出申告制度とはどのような制度なのか
3. 日本版AEO制度への期待

貿易管理の方向性



「特定輸出申告制度」とは

財務省・税関が新たに創設した「輸出申告制度」
(平成17年3月法案成立、平成18年3月運用開始)

目的

- ① 国際物流の高度化に対応した物流促進(迅速化)
- ② セキュリティー対策の強化

特典

コンプライアンス(法令遵守)の優れた者として

税関長の承認を受けた輸出者は、

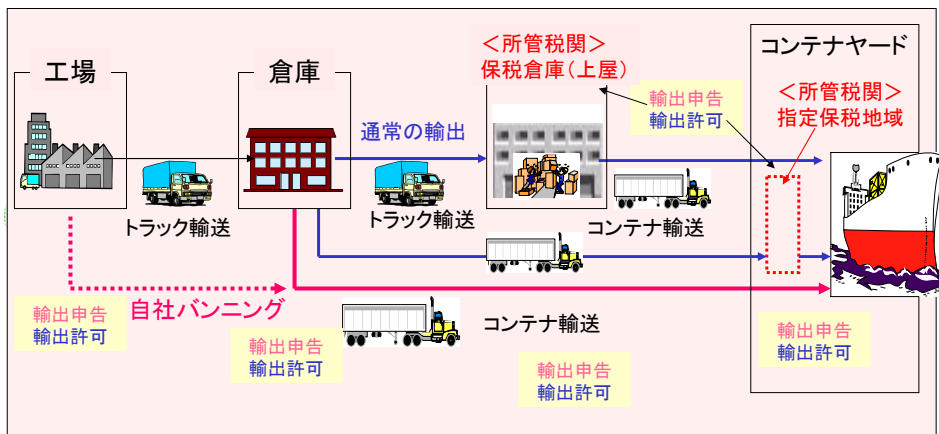
- ① 保税地域に貨物を搬入することなく輸出申告可能
- ② 審査・検査において優れたコンプライアンスが反映されることから、輸出貨物の迅速かつ円滑な船積み(搭載)が可能

「特定輸出申告制度」と「包括事前審査制度」の比較

比較ポイント	包括事前審査制度	特定輸出申告制度
・制度の根拠	税関 個別通達	関税法 67条
・制度の狙い	繰り返し通関の簡素化	優良企業の通関の迅速化 貨物セキュリティーの向上
・更新/変更の負担	3年ごと、変更/追加は事前	永久、変更/追加は事後
・輸出申告の融通性	保税地域に搬入して申告	保税地域への搬入をせず、特定輸出者の工場、倉庫で申告可能 → 輸送中の申告も可
・申告手続きの簡素化	税関申告システム (NACCS) + 月次データ	税関申告システム (NACCS) による申告のみ [完全ペーパーレス、検査に備え管理義務あり]
・通関時の検査	機械的な確率で発生	コンプライアンスの反映
・対象となる貨物	海運貨物、航空貨物	海運貨物 (FCL → LCLも可) 航空貨物 (荷主がパレタイズ等したものに限る → 梱包したものは可)

NACCSとは税関への輸出申告システムのことで、Nippon Automated Cargo Clearance System の略

特定輸出申告制度を利用することで可能になること (登録施設輸出申告、輸送途中輸出申告、保税地域申告)



特定輸出申告制度のメリット

コンプライアンスに優れた輸出者として税関から認められた場合のメリットが非常に大きい

輸出計画性、融通性の向上
コスト・手番の削減
ペーパーレス
業務手続の簡素化

* 特典を得るためにコンプライアンスをしっかりとするという考え方ではない。

「特定輸出申告制度」を担保するコンプライアンス

法律に基づいた確固たる制度であり、輸出申告の自由度が大幅に増し、通関時の審査・検査において優れたコンプライアンスが反映される。

但し、コンプライアンスの徹底が必要 

条件

- ① 社長を最高責任者とする管理体制を構築すること
- ② 法令管理面と貨物管理面の両方がしっかりしていること
(荷主責任)
- ③ それらを社内規程化すること
- ④ 税関による立入事後監査を受け入れること

コンプライアンスへの全社的な取組みが重要

あらゆる事業活動の前提がコンプライアンス
(法令遵守)という考えの社内浸透

経営トップが非常にコンプライアンスを大切に考えており
あらゆる事業活動においてコンプライアンスを最優先に
するという考えを常々発信している。

原則全ての責任が輸出者にある制度

業務委託先へ理解と協力を要請する必要

倉庫業者（貨物の保全、入出庫作業、車両・人の出入）

輸送業者（配送、ドレージ）

通関業者（統番設定、申告業務）

原則全ての責任が輸出者にあるという認識が重要

CY運営会社、フォワーダー、船会社、航空会社

業務委託先(倉庫)への協力要請のポイント

1. 貨物の保全に関する状況

各物流センターの「貨物の保全」に関する業務手順書、マニュアル、解説書等の有無、それらに基づく実際の管理
<具体的には、「車両・人の出入り管理」や「フェンス、カメラ敷設、夜間巡回等の防犯対策」等、いわゆるセキュリティに関する業務が所定のルール通りに行なわれているか。>

2. 業務の遂行に関する状況

各物流センターの「作業の遂行」に関する業務手順書、マニュアル、解説書等の有無、それらに基づく実際の管理
<具体的には、輸出者から出庫指示を受けてからコンテナ(トラック)積み込みを完了させるまでの作業が手順・注意点等についての所定のルール通りに行なわれているか。入荷して棚付けするまでの作業が手順・注意点等についての所定のルール通りに行なわれているか。>

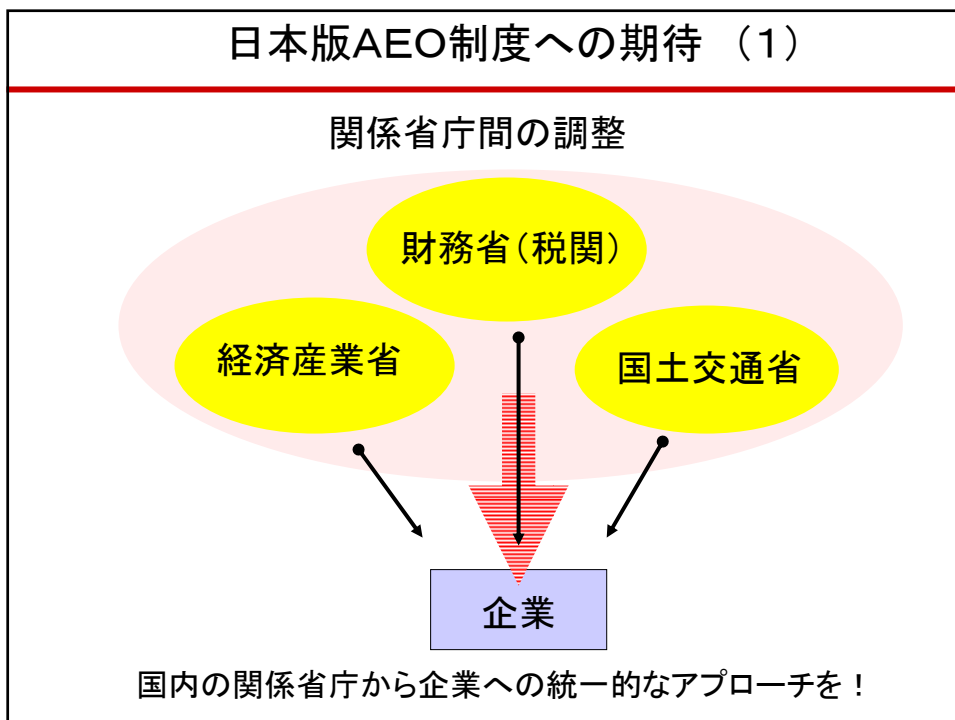
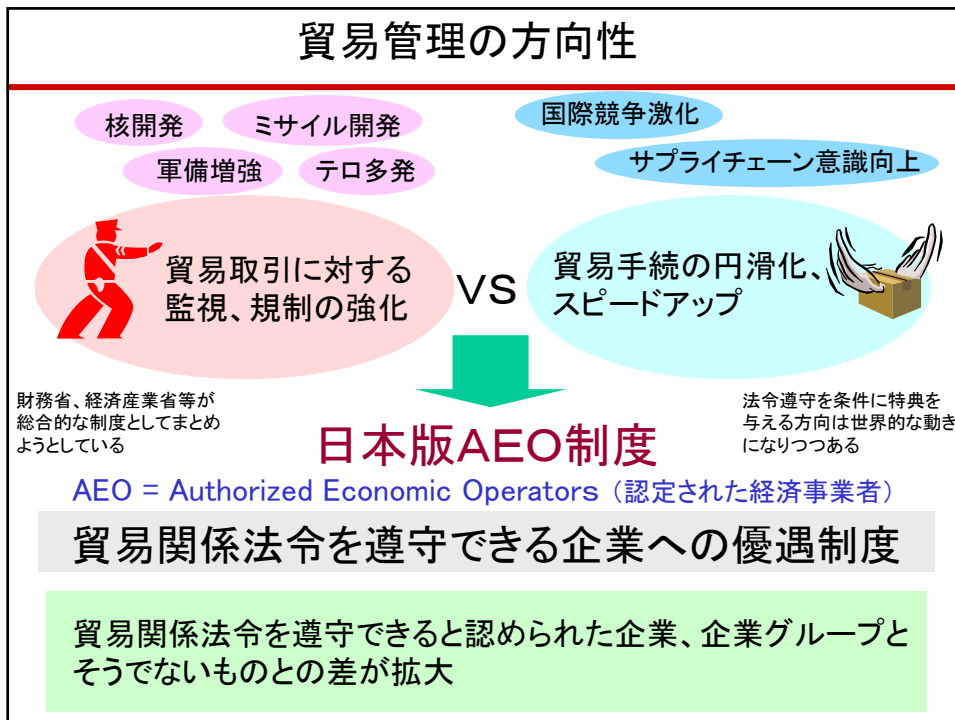
上記2ポイントについては、輸出者が基準を明示し、業務委託先への指導を実施し、実際に行なわれていることを確認する必要がある。

実際に利用してみた感想

- ・ 輸出業務の計画性が非常に高くなった。
(実際に今のところ申告即区分1許可、停滞なし)
- ・ 輸出業務の柔軟性が非常に高くなった。
(工場・倉庫で、輸送途上で申告できる、申告官署を選べる)
- ・ 輸出業務の付随的業務が非常に少なくなった。
(税関への書類の提出がなくなった。〔輸出令別1該当貨物申告時を除く〕)

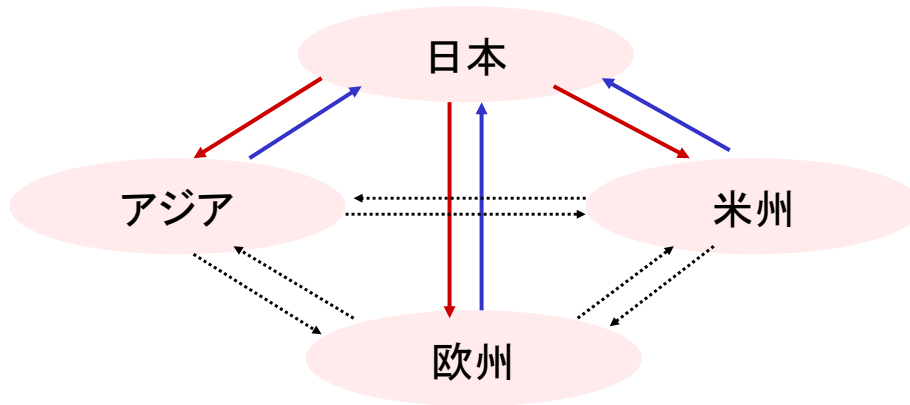
責任の重さも痛感

* 運用して行く上で発生する問題への税関の対応は非常に迅速



日本版AEO制度への期待 (2)

外国の制度との相互認証



コンプライアンスに優れたと認められた企業の世界貿易をできるだけスムーズに行なえる環境作りを！

日本版AEO制度への期待 (3)

AEO制度は日本の制度から世界相互認証へ
(産業界の大きな期待)

日本で認定された企業は米国でも認定される

例：日本の特定輸出者であれば、米国の制度である「C-TPATの資格認定」や「24時間ルール適用除外」が受けられる等の具体的なメリットを享受できるようになる可能性が大

輸出者から見た日本版AEO制度への期待
(特定輸出申告制度の説明を中心に)

ご清聴ありがとうございました。

キャノン株式会社
生産・ロジスティクス本部
貿易法務部

日台技術協力
AEO とシングルウィンドウ研修

日本版 AEO への対応

— 日本版 AEO に係る荷主の観点 —

三菱商事株式会社 ICT事業本部 貿易基盤開発室 渡邊浩吉

Dec. 6, 2007

日本版 AEO に係る荷主の観点

- 日本版 AEO が国際相互認証を得られること
- 認定業者には、自国の規制緩和に加えて、貿易相手国に於いて輸入規制緩和が与えられるべきこと
- 荷主だけでなく、通関業者・国内運送業者・キャリアなど、貿易関連全ての業界が個別にAEOに認定されるべきこと
- 法令遵守規則 (Compliance Program) の提出などが求められることに対応し、一層の貿易手続緩和策が採られるべきこと

日本版 AEO の国際相互認証

- 「国際貿易サプライ・チェーンの安全確保及び円滑化に関するWCO決議」が母体となってWCOによるAEOのための「基準の枠組み」が設定されていることから明らかな通り、AEOは各国が同じレベルで安全な企業を認定し、これらの企業が安全なサプライ・チェーンを構築することで効果が発揮される。
- 従って日本版 AEO も、その認定基準が「基準の枠組み」に沿い、日本政府により認定された AEO が、どの国においてもAEOとして認められるような構造が確保されなければならない。
- 現在日本が相互認証につき交渉中の相手先
米国、EU、中国、韓国、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド

3

相互認証による各国輸入規制緩和の期待

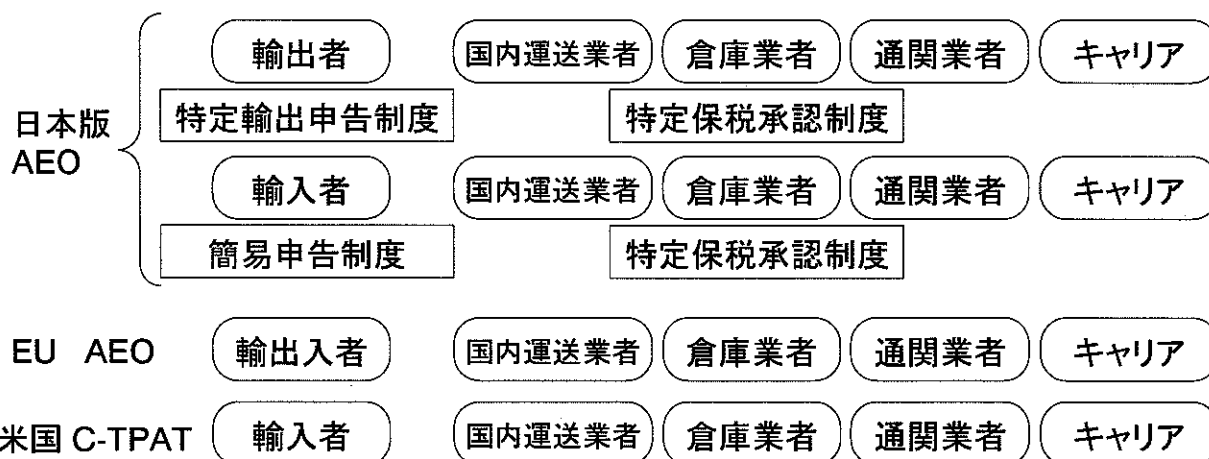
国際相互認証により期待される効果は次のとおり。

- グローバル・サプライ・チェーンが、輸出国から輸入国までAEO認定企業だけで構成されることが可能となり、そのようなサプライ・チェーンには貿易円滑化関係の特典が与えられると期待される。
- 米国の出航24時間前マニフェスト提示規則は、例外を設けない意向とのことだが、種々の規制により国際物流コストが上昇することは誰も望まぬこと故、安全確保が明確であれば一般的に規制が緩和される動きが期待される。

4

貿易関連全ての業界に個別AEO認定

- 現在のところ欧米の規則に比して日本版AEOの対象業種()で表示)は限られており、サプライ・チェーンとしてカバーするには充分ではない。



- カバーされていない部分は荷主が責任を肩代わりするというのにも限度があることは認識されており、現在、通関業者・国内運送業者・キャリアに対するAEOプログラムも行政当局で検討されている。

5

法令遵守規則 (Compliance Program) と貿易手続緩和策

- 外国為替及び外国貿易法の遵守のために策定・届出が推奨されている輸出管理社内規程の他に、日本版 AEO ではWCOの基準の枠組みにも設定されていない関税法の規定に基づく法令遵守規則が設定されている。
- CPの要点は次の通り。

・ 組織	・ 貿易関連業務
・ 他法令の遵守規則	・ 関連会社の指導
・ 所管官庁との連絡体制	・ 危機管理
・ 帳簿書類の保存	・ 教育・研修
- このような厳しい規定を課すことに相応する貿易手続の一層の緩和が望まれる。

6

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（参考） ※下線部は、特例輸入者のみ

【注】この法令遵守規則の雛形は、貿易関連業務の多くを外部に委託している場合における標準的な法令遵守規則の例示です。

法令遵守規則の制定を検討する場合には、各企業の実情に応じて、本例を参考に、自社に適した法令遵守規則を作成する必要があります。

貿易関連業務に係る法令遵守規則

第1章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 ●●社法令遵守規則（以下「本規則」という。）は、●●社（以下「当社」という。）が行う貿易に関連する業務（以下「貿易関連業務」という。）について、法令を遵守し、業務を適正に遂行することを目的として定める。

2 本規則は、当社が行う輸出入手続、貨物管理その他の貿易関連業務に適用する。

第2章 基本方針

（基本方針）

第2条 貿易関連業務を適正に行うため、以下を当社の基本方針とする。

- 一 貿易関連業務の遂行に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- 二 法令遵守のため必要な社内体制の整備を図る。
- 三 本規則及び別途策定する業務手順書の定めるところにより、適正に業務を行う。

第3章 組織

（最高責任者）

第3条 適正な貿易関連業務の遂行のため、代表取締役又はこれに準ずる者を最高責任者とする。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針の適正な実施のため、第4条各項に定める社内体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう有効な施策を講じる。

（社内体制の整備）

第4条 貿易関連業務（特定輸出関連業務、特例申告関連業務）の遂行に際しての責任体制を明らかにするため、各部門における責任者の権限及び責任の範囲を明確に定める。

- 2 社内の連絡体制を整備すると共に税関その他の関係官庁への連絡体制を整える。
- 3 貿易関連業務に係る知識及び経験に応じて、従業員の適切な配置を行う。

（総括管理部門）

第5条 最高責任者は、法令遵守の観点から、貿易関連業務（特定輸出関連業務、特例申告関連業務）を総合的に管理する総括管理部門として「*****」を設置し、次の業務を行わせることとする。

- 一 社内体制の整備、本規則の制定及び改訂
- 二 各事業部門が策定する業務手順書の管理
- 三 各部門への指示、連絡及び調整
- 四 危機管理体制の整備
- 五 社内教育の実施

六 監査部門からの勧告に対応する業務改善の措置

（事業部門）

第6条 各事業部門においては、第4条各項の規定に従い体制を整備する。

- 2 各事業部門は、本規則を踏まえ、適正に貿易関連業務を行うことが可能となる業務手順書を策定及び改定を行う。
- 3 各事業部門は、取引先との間で輸出入の注文等を行うに当たり、定められた業務手順書に従って関係書類の作成等を行う。
- 4 各事業部門は、個別の貿易関連業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて確認を行うものとし、必要に応じて第8条の規定に基づく各事業部門における責任者による確認を受けるものとする。
- 5 各事業部門は、貿易関連業務の委託先に対し、信頼度の調査及び指導を行うものとする。
- 6 各事業部門は、定められた業務手順書に従って、輸出入貨物に関する各種書類の対査確認、帳簿書類の保存、在庫や運送状況の管理等を行う。

（監査部門）

第7条 監査部門は、貿易関連業務に関する法令遵守を実効あるものとするために、次の業務を行う。

- 一 業務手順書に則った定期的な監査の実施及び各部門における自己監査の支援
- 二 監査結果等に基づく法令遵守に係る業務の改善措置の勧告
- 三 監査結果及び勧告の最高責任者及び統括管理部門への報告

（各事業部門における責任者）

第8条 各事業部門における貿易関連業務を適正に遂行するため、各事業部門ごとに貿易関連業務について十分な知識・経験を有する者を通関管理責任者として任命する。

- 2 通関管理責任者は、貿易関連法令、本規則及び業務手順書を遵守させるため、各事業部門における貿易関連業務に携わる従業員の指導、監督、指示を行う。

（従業員の責務）

第9条 従業員は、第2章に定める基本方針が企業活動の基本であることを理解し、本規則及び業務手順書に基づき、貿易関連業務を適正に遂行する。

第4章 基本的業務

（貨物リストの作成・管理）

第10条 各事業部門は貿易関連業務を適正に行うため、特定輸出または特例申告の対象となる貨物リストを作成し、総括管理部門に提出する。

- 2 貨物リストは、必要に応じて審査及び改訂を行う。また、税関から提供を求められた際には速やかに提出する。

（輸出入通関業務）

第11条 特定輸出または特例申告の対象となる貨物の輸出入手続に際しては、当該貨物が貨物リストに掲載されていることを確認し、輸出入申告等の手続を行う。

- 2 通関業者が適正に通関手続を代理・代行するため、通関業者に対して、通関依頼書、イン

法令遵守規則（コンプライアンス・プログラム）の例（参考） ※下線部は、特例輸入者のみ

ボイスその他通関に必要な書類・データを提供する。

- 3 輸出入申告に係る貨物について税関による検査が行われることとなった場合は、速やかに関係書類の提出、検査への対応等を行う。

（貨物管理）

第 12 条 各事業部門は、契約条件により貨物の出入荷を行う必要がある場合には、特定輸出または特例申告の対象となる貨物について、インボイス等各種帳票とパッキングリスト等の出荷明細書との対査確認を行うとともに、貨物リストの確認を行った後、運送を担当する部門（又は業務委託先）により運送を行う。

1 の 2 各事業部門は、契約条件により貨物の出入荷を他社が行う場合または他社に依頼する場合には、契約先において、特定輸出または特例申告の対象となる貨物について、対査確認の上、パッキングリスト等の出荷明細書が作成されていることを確認する。

2 各事業部門は、契約条件により貨物管理が必要な場合には、貨物の保管施設における亡失防止等の措置、搬出入の管理に加え、貨物の運送状況、外国貿易船（機）への積卸の状況を把握できる体制を整備する。

2 の 2 各事業部門は、契約条件等により貨物管理等を他社が行う場合または他社に依頼する場合には、貨物の保管施設における亡失防止等の措置、搬出入の管理、貨物の運送状況及び外国貿易船（機）への積卸の状況の把握できる体制が整備されていることを確認する。

3 各事業部門は、貨物の保管施設においては、安全管理のための十分な施設が整えられ、定められた業務手順書に則って適正な保管のための管理がなされることを確保する。

3 の 2 各事業部門は、契約条件等により貨物の保管を他社に依頼する場合には、安全管理のための十分な施設が整えられ、定められた業務手順書に則って適正に保管のための管理がなされることを確認する。

4 各事業部門は、特定輸出または特例申告の対象となる貨物に異常が認められた場合には、速やかにその状況を総括管理部門に報告する。

（担保及び納税の管理）

第 13 条 特例申告貨物の輸入状況を管理し、必要な担保が確保されているかどうかの確認を行い、適正な担保額の確保を行う。

2 特例申告及び納税が適正に行われているかを、必要に応じて確認する。

第 5 章 他法令の法令遵守規則

（他法令の法令遵守規則）

第 14 条 ○○は、他法令の法令遵守規則が別に定められている場合又は変更があった場合には、税関に報告する。

第 6 章 関連会社等の指導等

（関連会社等への委託及び指導）

第 15 条 各事業部門は外部の事業者に貿易関連業務の一部を委託する場合には、委託先の法令遵守の状況及び信頼性を十分に把握し、選定する。

2 各事業部門は、法令遵守が実施されるよう、委託先に対する指導を行う。

3 各事業部門は、適正な貨物管理が実施されるよう、委託先に対する指導を行う。

第7章 所管官庁との連絡体制

（所管官庁との関係）

第16条 関係法令を所管する官庁からの質問、照会に対応する担当責任者をあらかじめ定める。また、立入調査及び業務改善措置の求め等に対しては、各部門が協働して積極的に協力し、的確に対応する。

第8章 報告及び危機管理

（報告及び危機管理）

第17条 貿易関連業務についての事故、法令違反等又は関税等の納税に支障を及ぼす状況（以下「事故等」という。）が発生した際における連絡体制を整備する。

2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に報告するとともに、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に報告する。

3 総括管理部門は、前項により報告を受けた事故等の内容を所管官庁に速やかに報告する。

4 最高責任者及び総括管理部門は、事故等が発生した原因の究明等を行い、その原因に応じて本規則等の改善など、再発防止のための必要な措置をとる。

第9章 帳簿書類等の保存

（帳簿及び書類の保存）

第18条 関税法に基づき備付け及び保存が義務付けられている帳簿書類を作成する部門及び保管を行う部門を明確にし、それぞれの責任者を定める。

2 保存された帳簿書類及び許可後の修正の履歴は、税関からの照会があったときに速やかに利用可能となるような状態に整理しておく。

第10章 教育及び研修

（教育及び研修）

第19条 各部門は、貿易関連業務を適正に遂行するために必要な業務手順書、関係法令集、参考資料等を整備し、従業員が使いやすい場所に整理及び保管するなど、適時に利用可能となるような状態を維持する。

2 総括管理部門は、従業員が常に高いコンプライアンス意識を維持し、貿易関連法令、本規則等の遵守を徹底するため、必要な教育を定期的かつ継続的に実施する。

第11章 処分

（処分）

第20条 法令及び本規則に違反した従業員は、別に定めるところにより、最高責任者が厳正に処分する。

第12章 その他

（規則等の改訂）

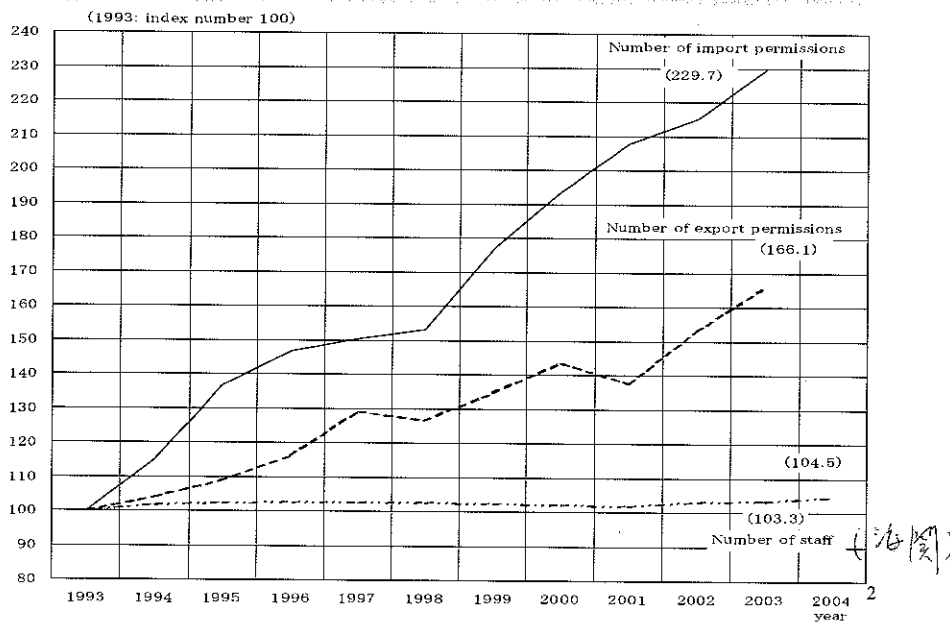
第21条 本規則及び業務手順書の改訂を行った場合には、改訂後の本規則及び業務手順書を速やかに所管省庁に提出する。

Single Window System of Japan Customs

Dec.2007

NACCS Operations Organization
(NACCS Center)

The number of import/export permissions and
the change of staffs



Systems of Japan Customs

- **NACCS**
Nippon Automated Cargo Clearance System
- **CUPES**
Customs Procedure Entry System
- **CIS**
Customs Intelligence Database System

3

"Single Window" System in Japan

"Single Window" System for Import Procedures

"Single Window" System for Port-related Procedures

4

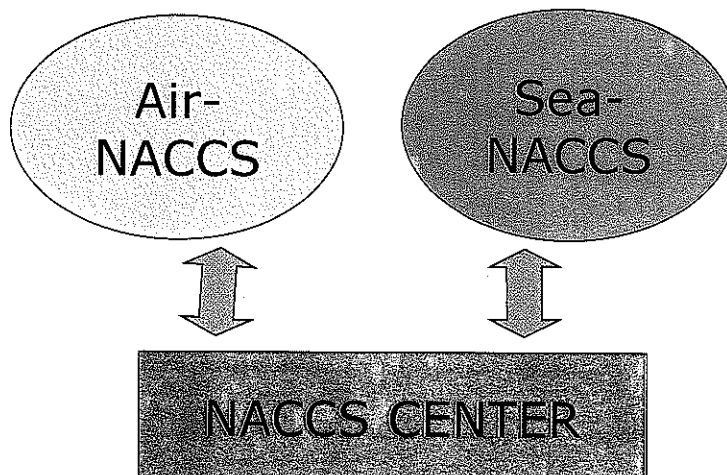
Outline

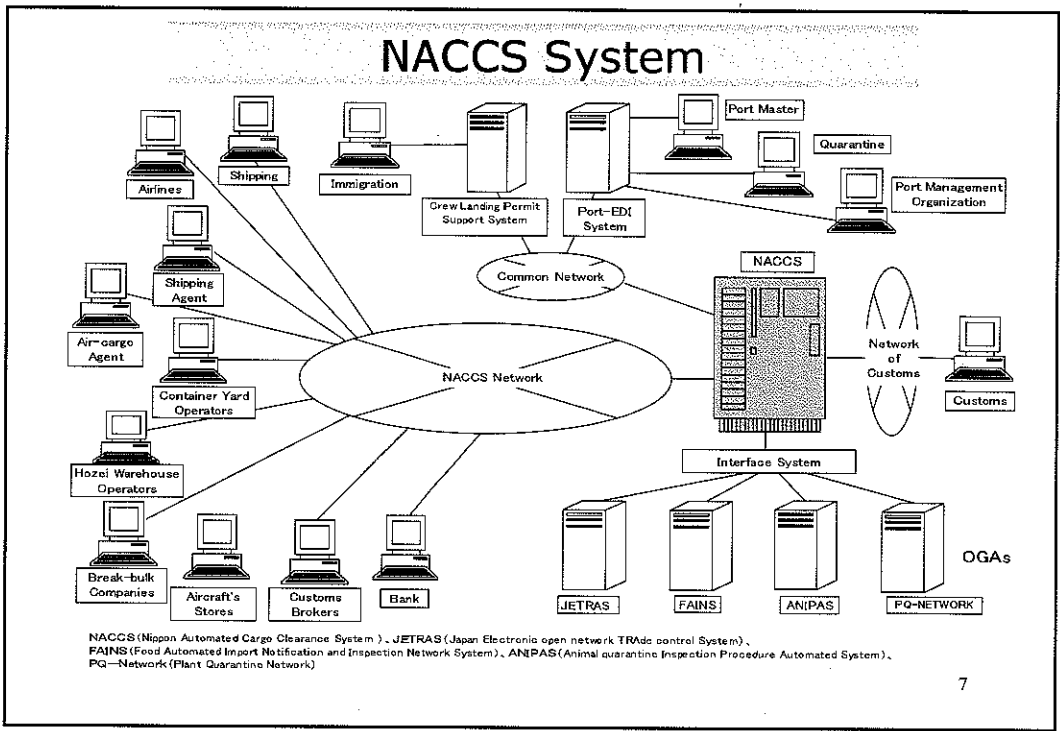
- NACCS
 - Air-NACCS
 - Sea-NACCS
- One Stop Service
- Single Window
 - "Single Window" for Import Procedures
 - "Single Window" for Port-related Procedures

5

NACCS

Nippon Automated Cargo Clearance System





Air-NACCS

- Since 1978
- 11 Airports
- 303 private users, as of Oct, 2007
 - Airline Companies, Warehouse operators,
 - Break-bulk Companies, Air-cargo Agencies,
 - Customs Brokers, Ship's Supply Companies, Banks
- 99% of import/export declarations are processed

8

Sea-NACCS

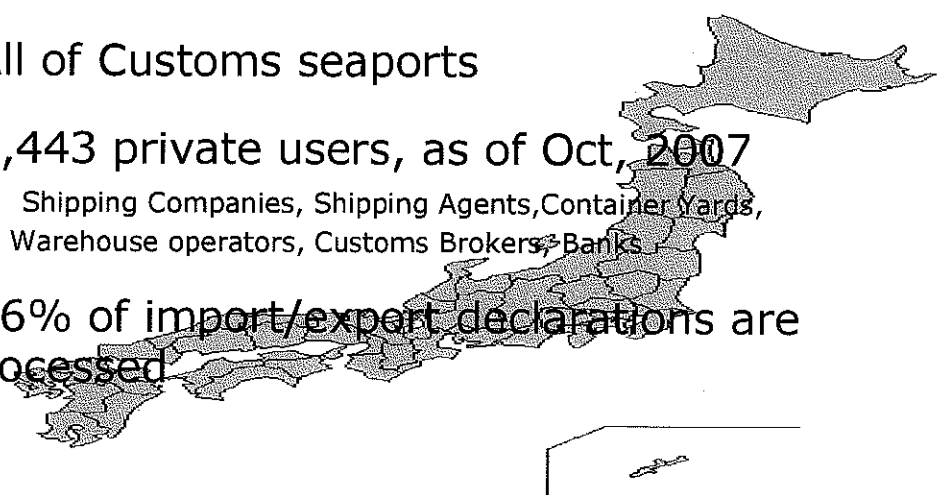
-Since 1991

-All of Customs seaports

-1,443 private users, as of Oct, 2007

Shipping Companies, Shipping Agents, Container Yards,
Warehouse operators, Customs Brokers, Banks

-96% of import/export declarations are processed



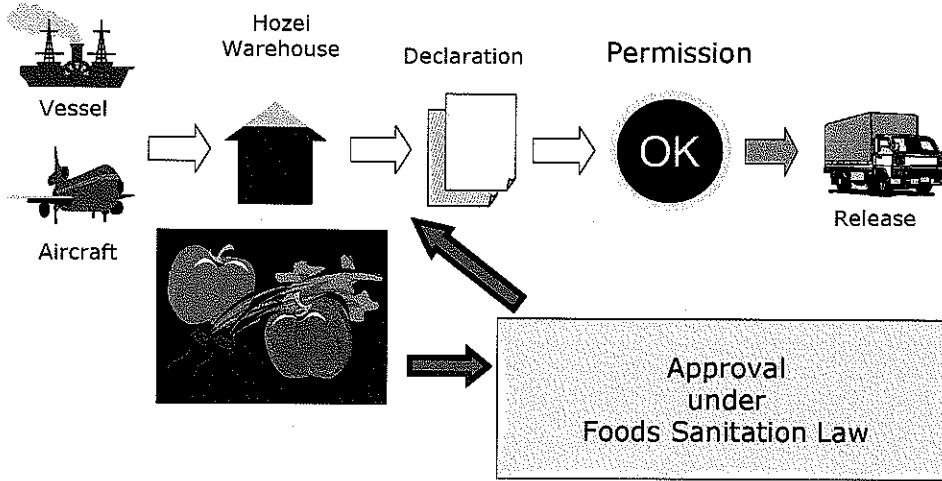
9

One Stop Service



10

Approval of Other Agencies



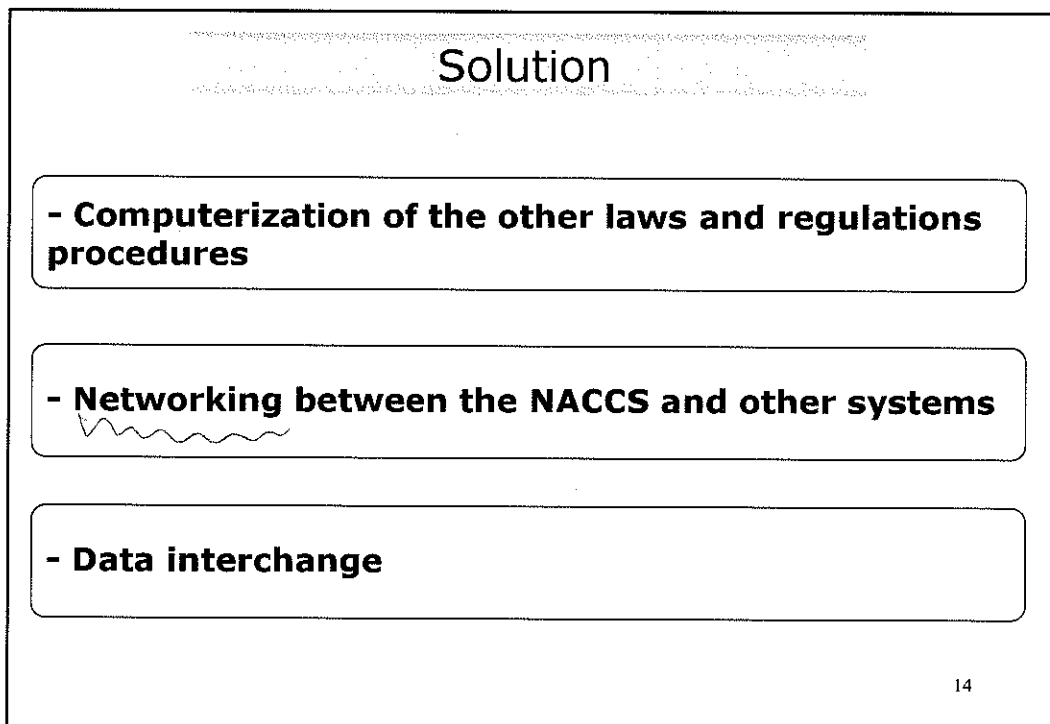
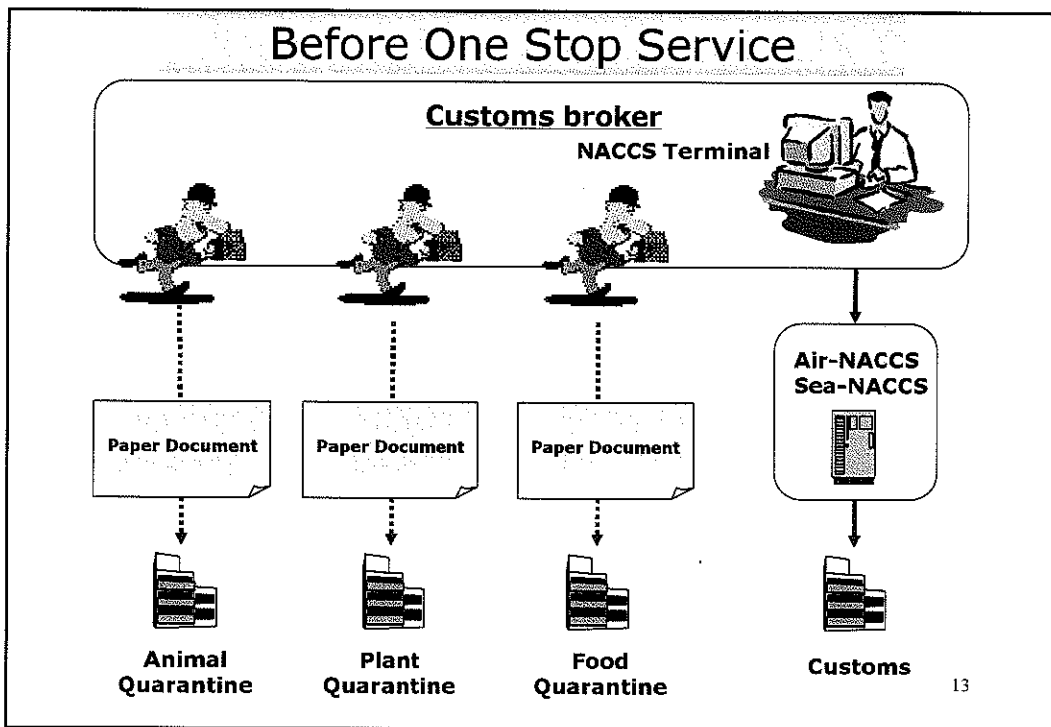
11

Import Procedures

(Object of the "One Stop Service" and "Single Window" Procedures)

Government Office	Customs	Animal Quarantine	Plant Quarantine	Food Quarantine
Import procedures	Import Declaration	Application for Import Animal Inspection	Application for Import Plant Inspection	Import Notification

12



Development Process

- Inter-agency Meetings
 - Director Level
 - Deputy Director Level

15

Decisions of Directors

- Terms of Reference
- Objective
- Coverage
- Schedule

16

Decisions of D.D.

- Methodology of Development
- Reconciliation
 - Items
 - Data Spec.
- Common Spec. among Agencies
 - System
 - Protocol

17

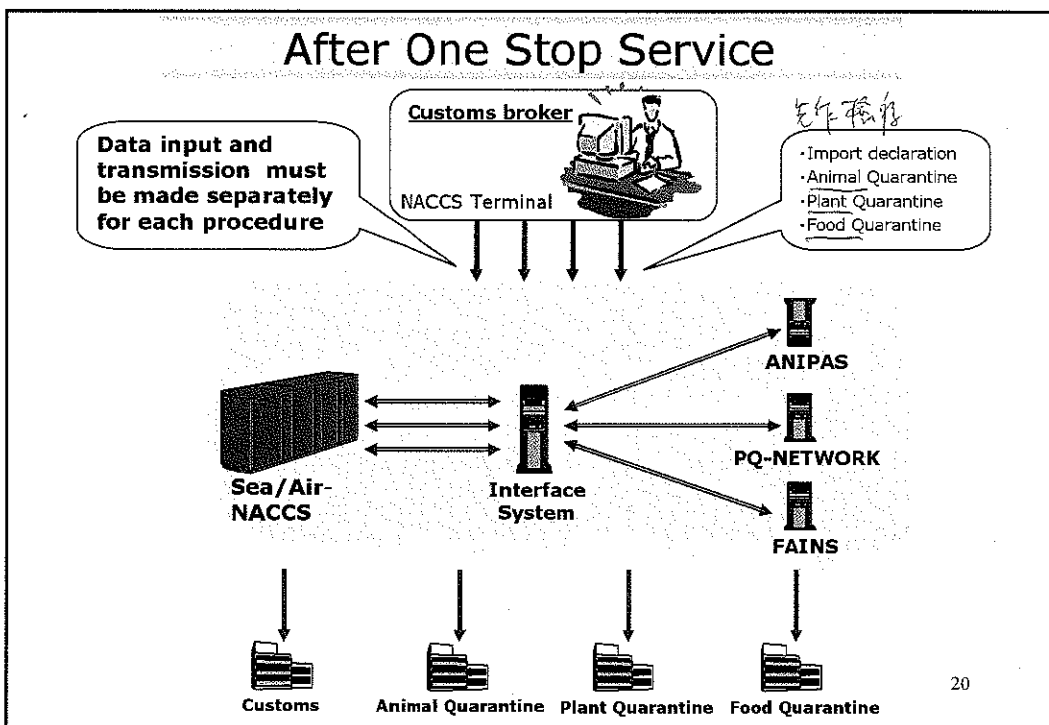
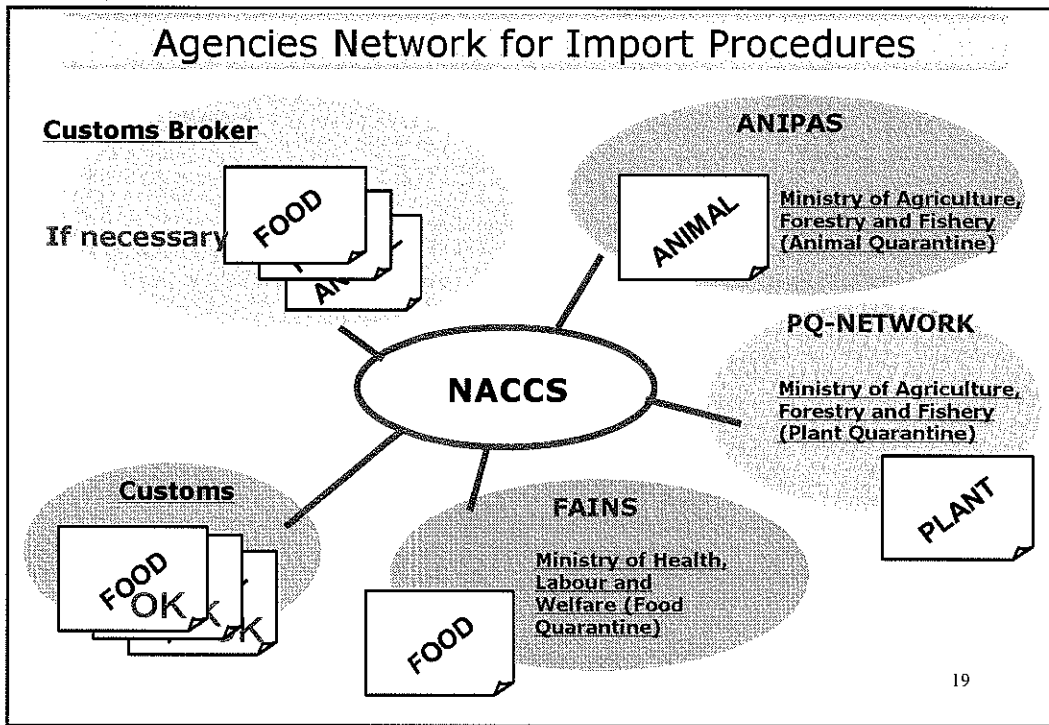
Development

FY1997 - Ministry of Health and Welfare (currently Ministry of Health, Labor and Welfare): Data interchange with "FAINS" was put into operation. (in February 1997)

FY1997 - Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries: Data interchange with "PQ-NETWORK" and "ANIPAS" was put into operation. (in April 1997)

日本語を扱わない

18



Development

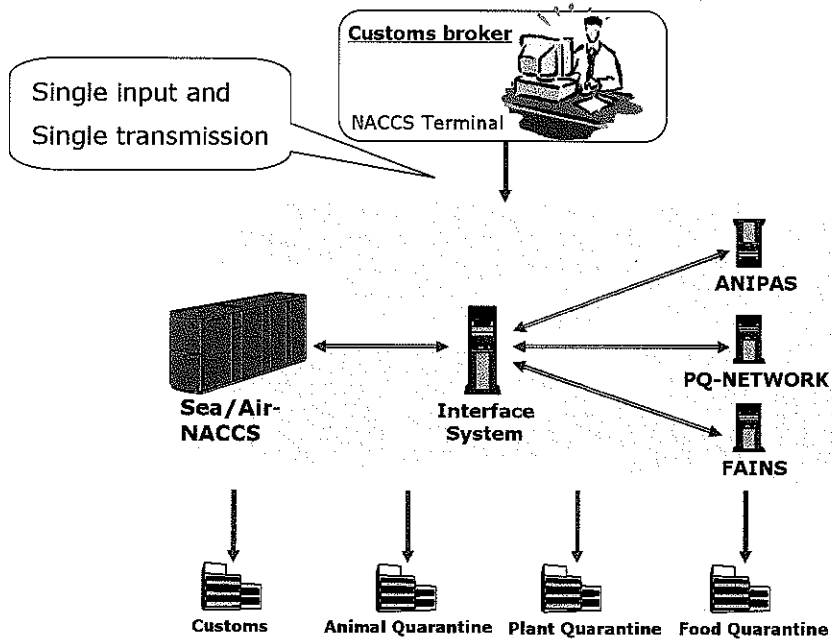
FY1997 - Ministry of Health and Welfare (currently Ministry of Health, Labor and Welfare): Data interchange with "FAINS" was put into operation. (in February 1997)

FY1997 - Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries: Data interchange with "PQ-NETWORK" and "ANIPAS" was put into operation. (in April 1997)

FY2003 - Commencement of operation of the "Single Window" system (July 23 2003)

21

After Single Window

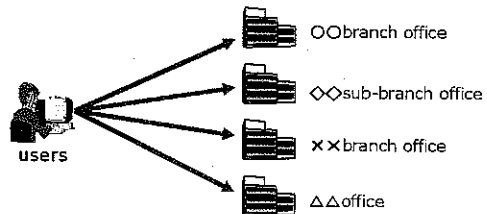


22

What is the "Single Window" system? (Our Perception)

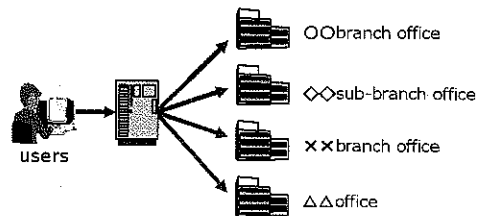
● One-Stop Service

It allows users to do multiple procedures on a single terminal, but data transmission must be made separately for each procedure.



● Single Window

It allows users to do multiple procedures in a single input and a single transmission on a single terminal.



23

"Single Window" for Port-related Procedures



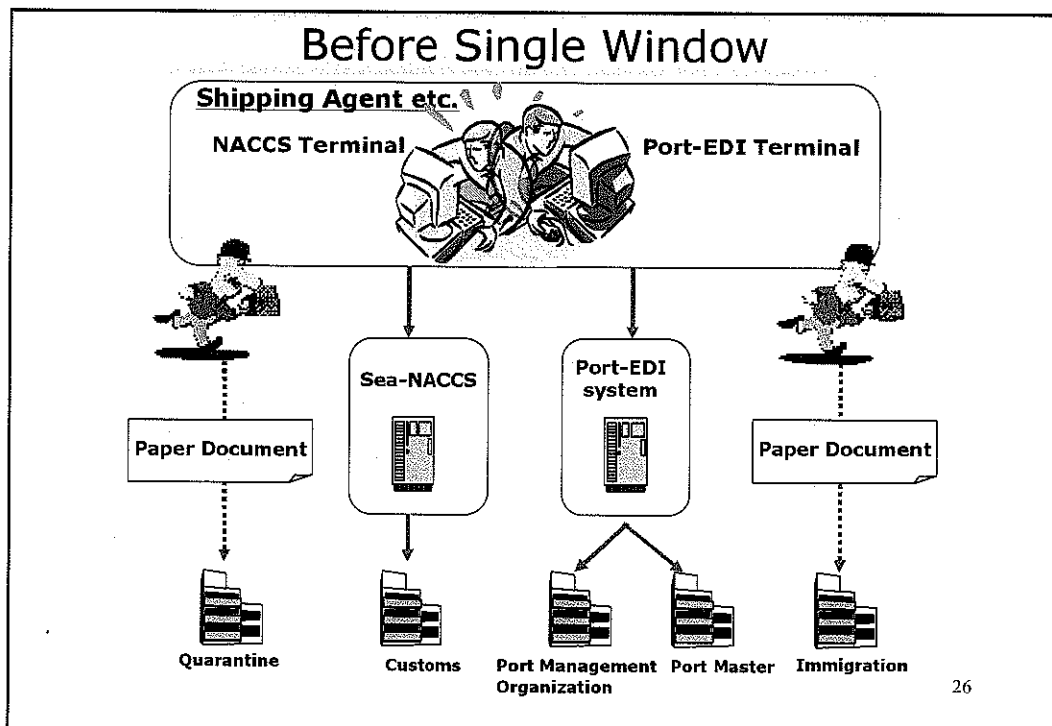
24

Port-related Procedures (Object of the "Single Window" Procedures)

	Customs	Port Master	Port Management Organization	Quarantine	Immigration
Arrival Notice				○	○
Declaration Inward of Vessel	○	○	○	○	○
Declaration Outward of Vessel	○	○	○		○
Crew Manifest	○			○	○
Passenger Manifest	○			○	○

25

Before Single Window



26

Solution

Harmonization of the data elements

- Harmonization of the data item attributes, digits and definitions of data elements, and unification of message of Declaration Inward of Vessel, etc.

Unification of submission time

- Unifying submission time of every governmental agency, such as Declaration Inward of Vessel, Crew Manifest, etc.

海關及港務局等一單出入
→統一

Computerization of the procedures

- Quarantine Procedures ⇒ Using the Port-EDI System
- Immigration Procedures ⇒ Developing the Crew Landing Permit Support System

Interconnecting among the NACCS, the Port-EDI system, and the Crew Landing Permit Support System

27

Development

FY2001 - "Plans for the Reform of International Logistics" was proposed by Finance Minister Shiokawa (in August 2001)

- The Ministry of Finance and the other related agencies started to study of Single Window. (in September 2001)

- The basic guidelines for the "Single window" system was established (in January 2002)

- Preparations for the drafting of the system program

FY2003 - Examination of system interconnection (from February 2003)

- Commencement of operation of the "Single Window" system (July 23 2003)

28

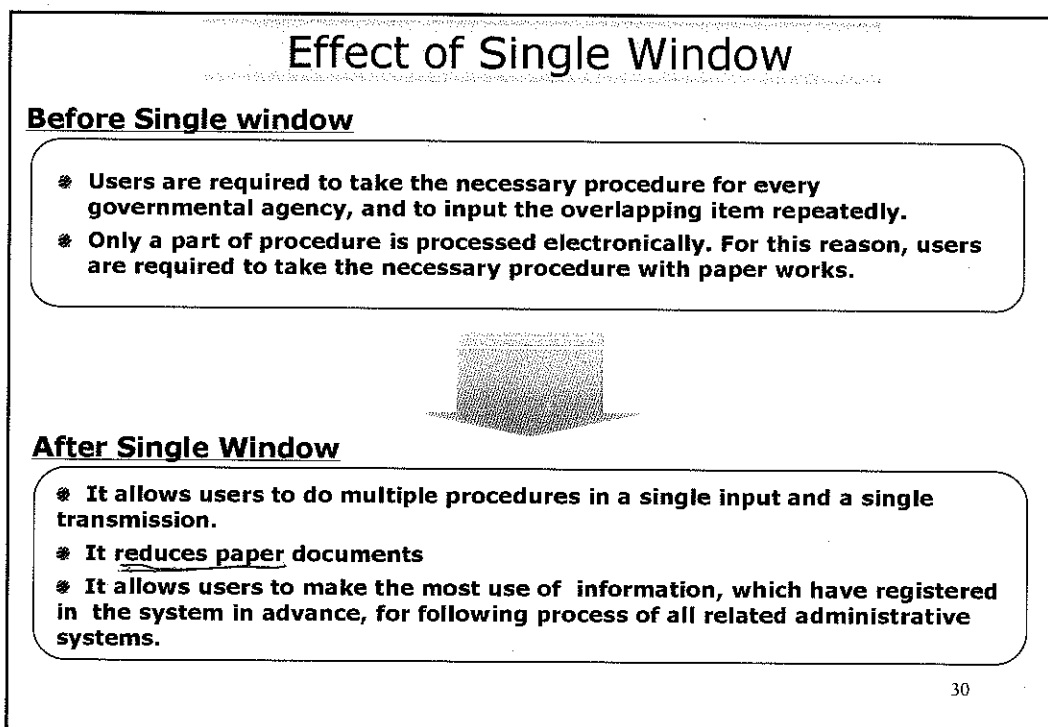
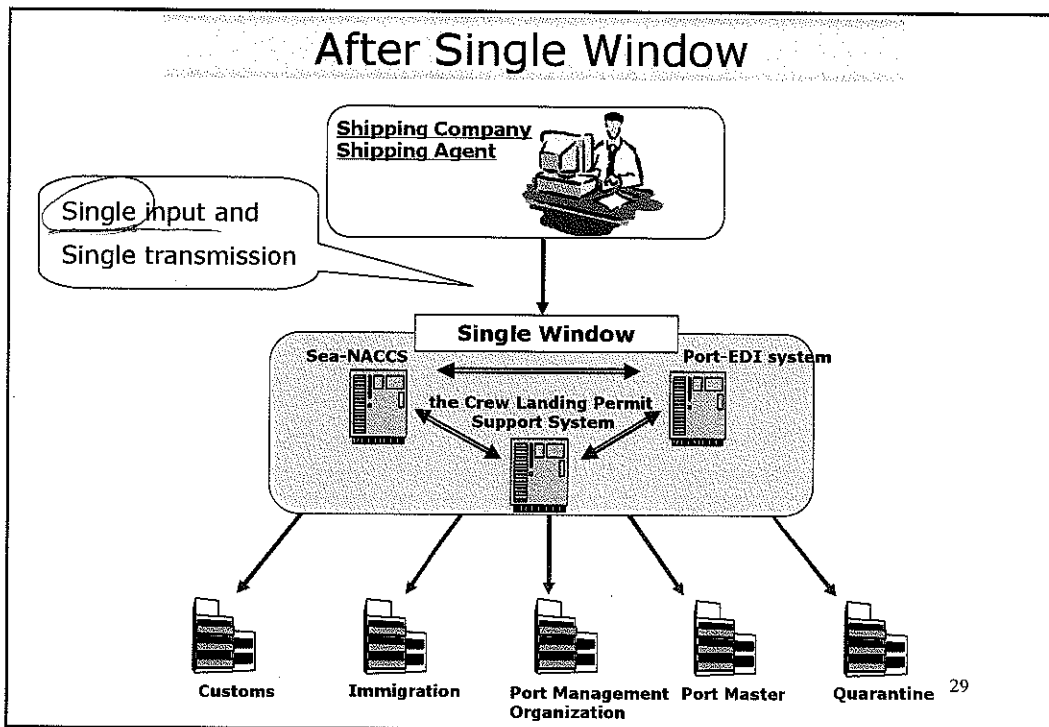
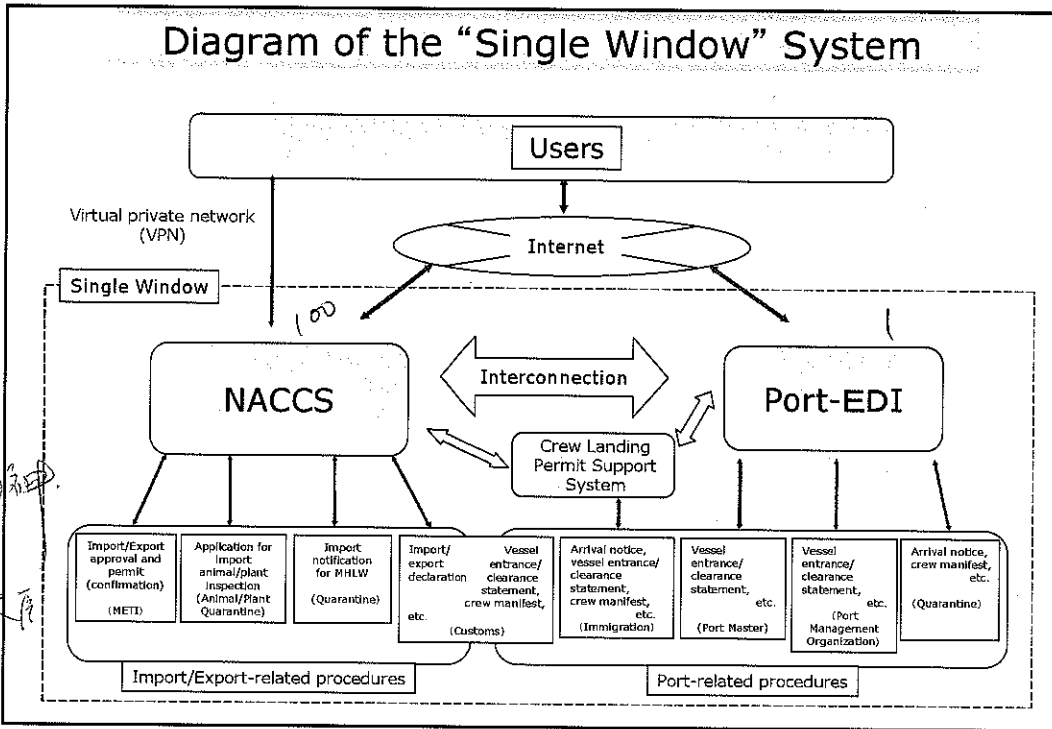
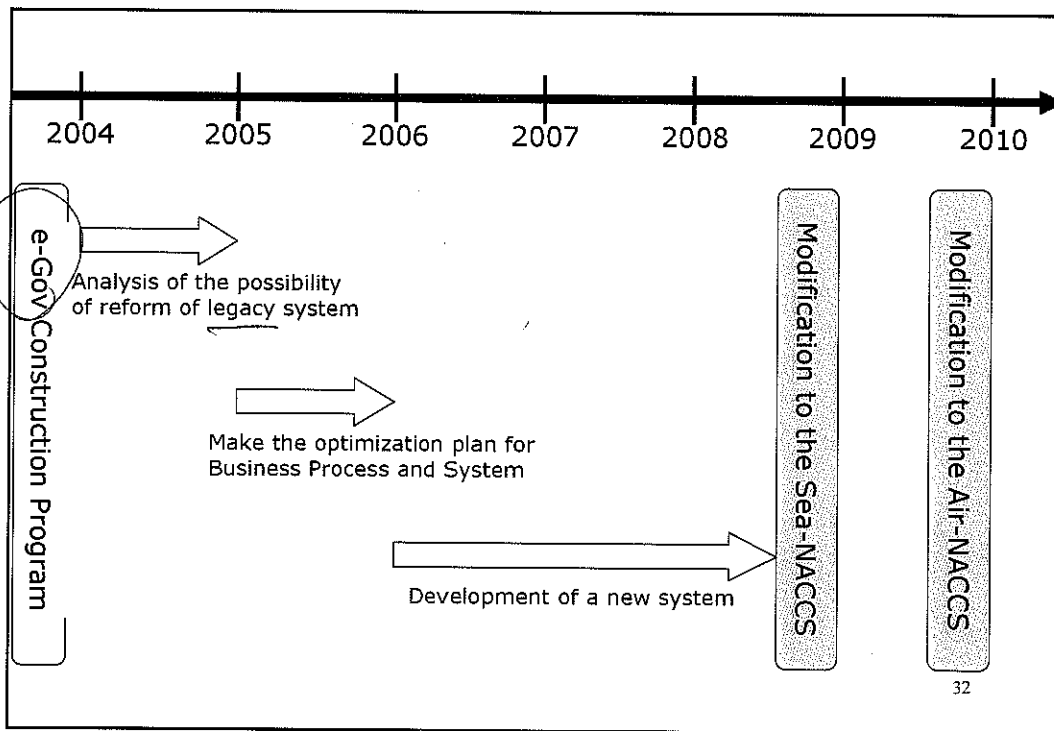


Diagram of the "Single Window" System



由于有每周
 的船不同
 以至同种船
 走了不同的程序
 如由原程序
 报告和以
 但总是用可带大也可提步



Major Achievements for Administrative Reform by Use of IT

Formulate Optimization Plans for Business Processes and Systems

- > All Business Processes and Systems of the Government were systematically sorted out by December 2003 and were grouped into common or individual Business Processes and Systems.
- > Optimization Plans for Business Processes and system were formulated by March 2006, including Business Processes renovation, integrations of systems, outsourcing of routine Businesses and the estimation of time and costs reduction effects.
- > As a target of the optimization, 86 areas (of which 23 are common, and 63 are individual Business Processes and Systems) were selected.
- > Optimization Plans for 85 areas (23 common, 62 individual areas) out of 86 areas, including personnel and payroll, were formulated by April 2007.

Renovate Legacy Systems

- > Ministries formulated action plans for reviewing 36 legacy systems and the action plans described to undertake renovation feasibility study by external experts, to formulate Optimization Plans as early as possible by the end of March 2005. The action plans also described that all the legacy systems are to be renovated based on optimization plans.
- > A feasibility study was undertaken for all the legacy systems by March 2005 and Optimization Plans were formulated by March 2006.
- > Feasibilities as follows had to be examined when renovating legacy systems.
 - Utilization of widely used package software
 - Transition to Open systems
 - Unbundling from hardware to software (separate procurement)
 - Transition from voluntary contracts to general competitive biddings.

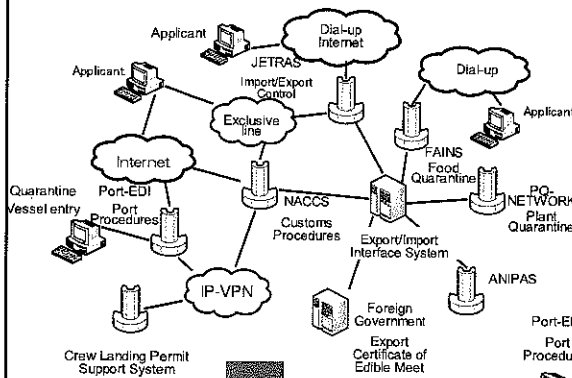
※ legacy systems:
Information systems with more than ¥1 billion of running cost per year (US\$3.4 million) and match either of the following condition
1. mainframe (large scaled), etc.
2. the systems which have been used with a negotiated contract since 1994.

Implement and Evaluate Optimizations

- > To ensure the consistency as a whole of government, optimization and evaluation are based on "Optimization Policy of Business Processes and Systems (Guideline)" which was formulated in March 2006.

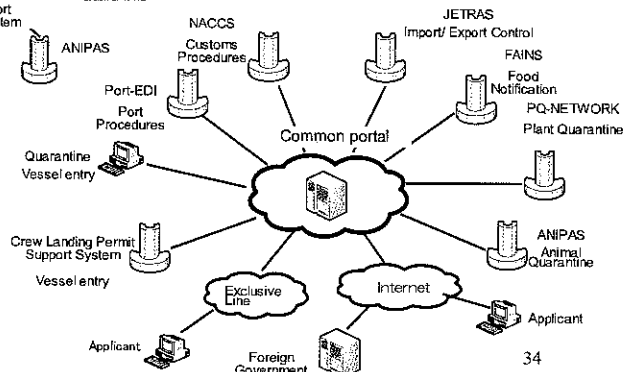
Future Outlook of Next-Generation Single-Window System

Current Connection



JETRAS: Japan Electronic open network TRADE control System
NACCS: Nippon Automated Cargo Clearance System
FAINS: Food Automated Import notification and inspection Network System
ANIPAS: Animal Inspection Process Automated System
PQ-NETWORK: Plant Quarantine NETWORK
IP-VPN: Internet Protocol- Virtual Private Network

Future Connection (Next-Generation Single Window)



實現政府單一窗口
推動電子口岸



Confidential

NACCS and National Single Window in Japan

7th, December, 2007

NTT DATA CORPORATION

Copyright(C)2007 NTT DATA CORPORATION

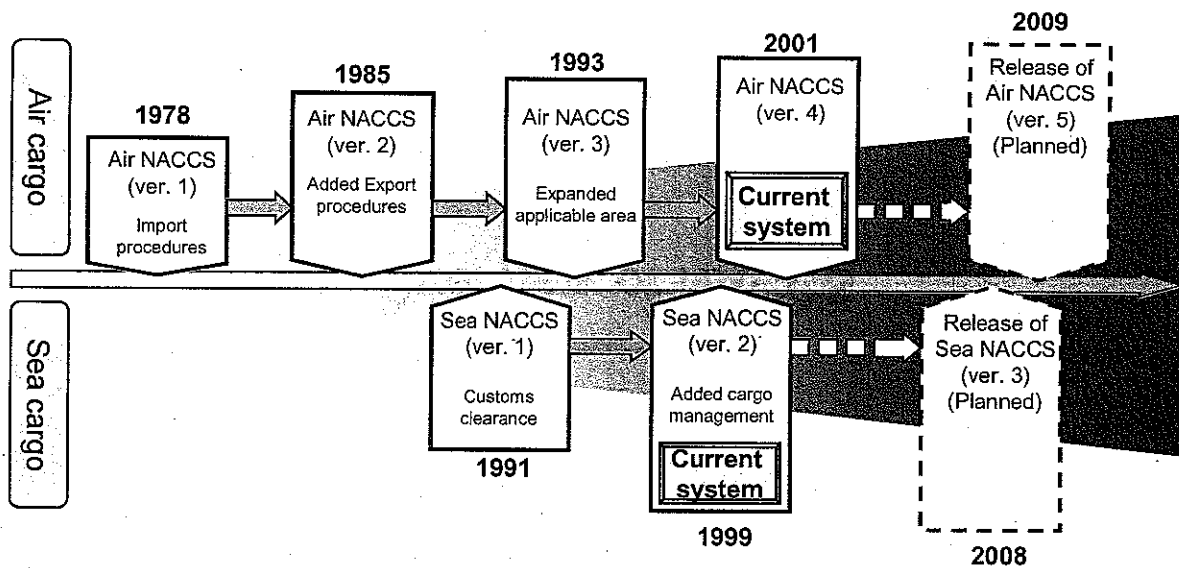
Table of Contents



- 1. Overview of NACCS**
 - 2. Technical Aspects of NACCS**
 - 3. Next Generation of NACCS**
 - 4. National Single Window in Japan**
 - 5. Next Generation of National Single Window
(Will be released in 2008)**
- (Reference) Overview of JETRAS**

1. Overview of NACCS

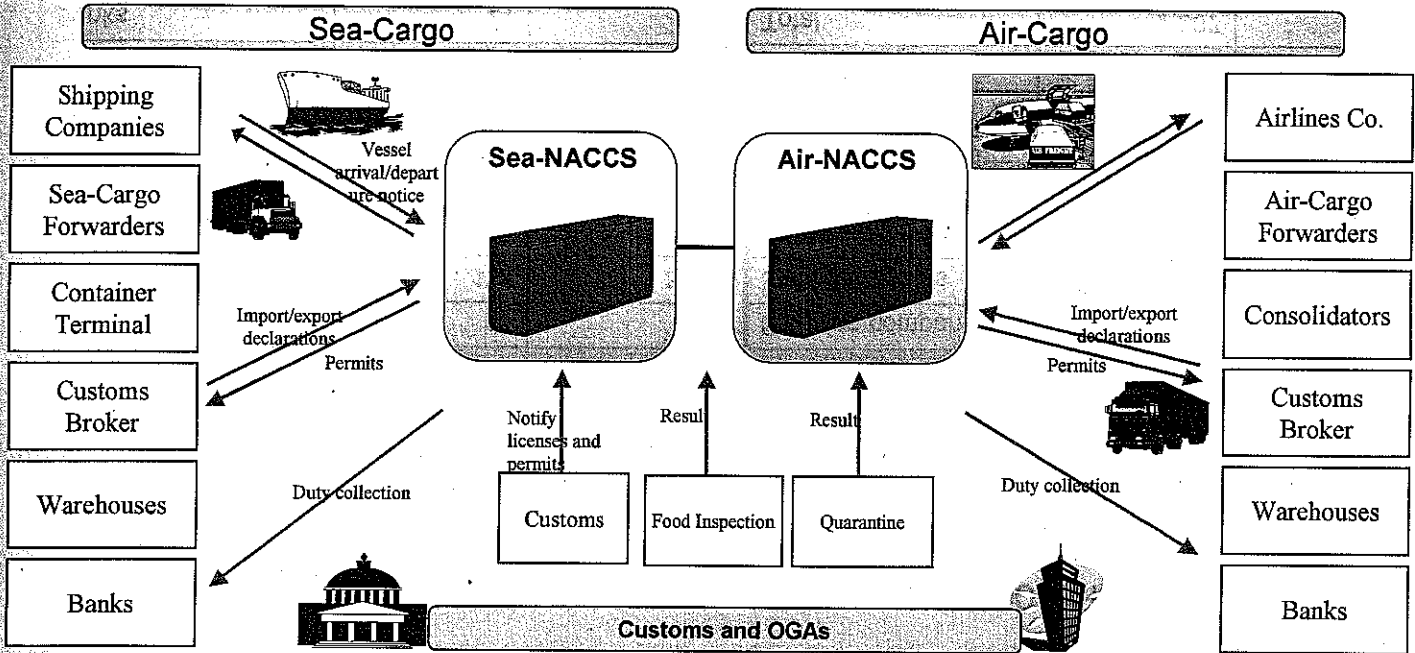
History of NACCS (Nippon Automated Cargo Clearance System)



NTT Data has been engaged in the development of NACCS for about 35 years.

Overview of NACCS

NACCS: Main trade system in Japan used by both public and private sectors



Number of NACCS Uses and Terminals

Air-NACCS and Sea-NACCS combined, about 3,000 companies are using NACCS, with over 20,000 terminals.

Air-NACCS

Industry	No. of companies	No. of facilities
Airline companies	15	64
Warehouse operators	134	313
Consolidators	142	411
Air cargo agents	127	443
Customs brokers	181	465
Flight caterers & suppliers	13	17
Banks	21	25
Total	663	1,738

Sea-NACCS

Industry	No. of companies	No. of facilities
Shipping companies	37	87
Shipping agents	259	529
Container yard operators	363	955
Warehouse operators	762	2,031
Customs brokers	836	465
Banks	50	25
Total	2,307	5,441

* As of May 31, 2007



Features of NACCS

1. Shared between public and private sectors
 - Used by both the Customs and related private sector companies.
2. Comprehensive system
 - Includes import/export customs clearance function and logistics function
3. High computerization rate
 - More than 95% of the import/export cargoes in Japan are processed electronically (Air cargo: more than 99% / Sea cargo: more than 95%)
4. Linked with OGA systems and Harbor system
 - Quarantines, food inspection, vessel arrival / departure procedures, etc.
5. Processes customs procedures electronically
 - Applicants can process import/export declarations and cargo carrying-in and out
 - Applicants can receive permits from the Customs electronically/



Processing Capability of NACCS

Number of processes (yearly)

- Sea-NACCS: Around 200 million
- Air-NACCS: More than 250 million

Cf: OGA systems: From several hundred thousands to several millions

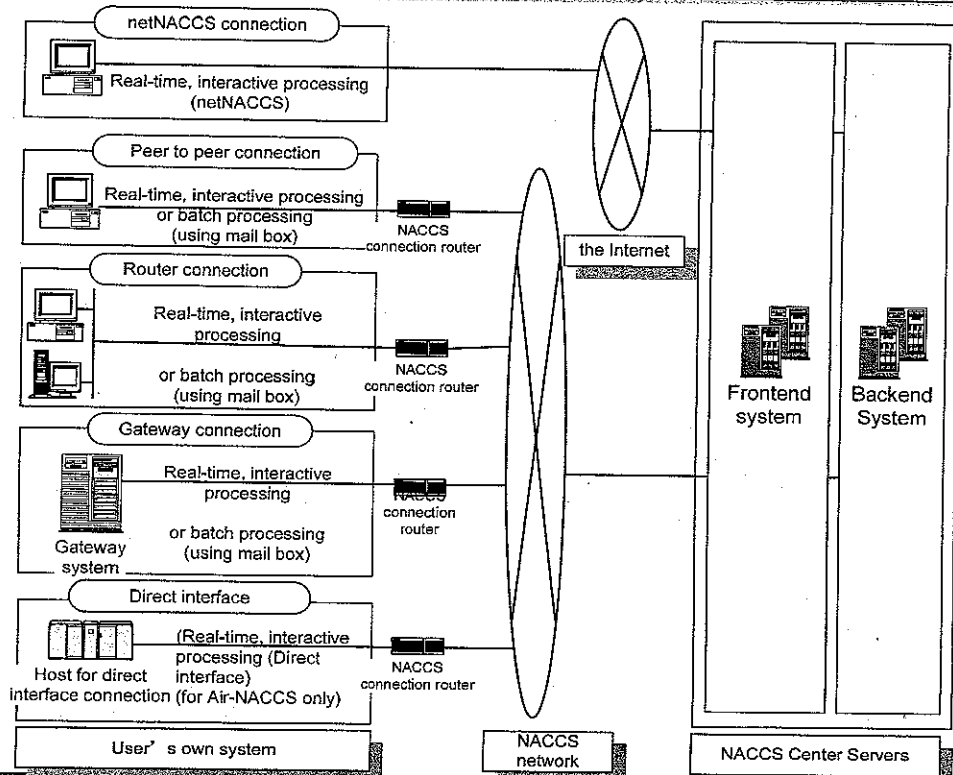


Average processing time

- Sea-NACCS: 0.15 sec/process
- Air-NACCS: 0.12 sec/process

2. Technical Aspects of NACCS

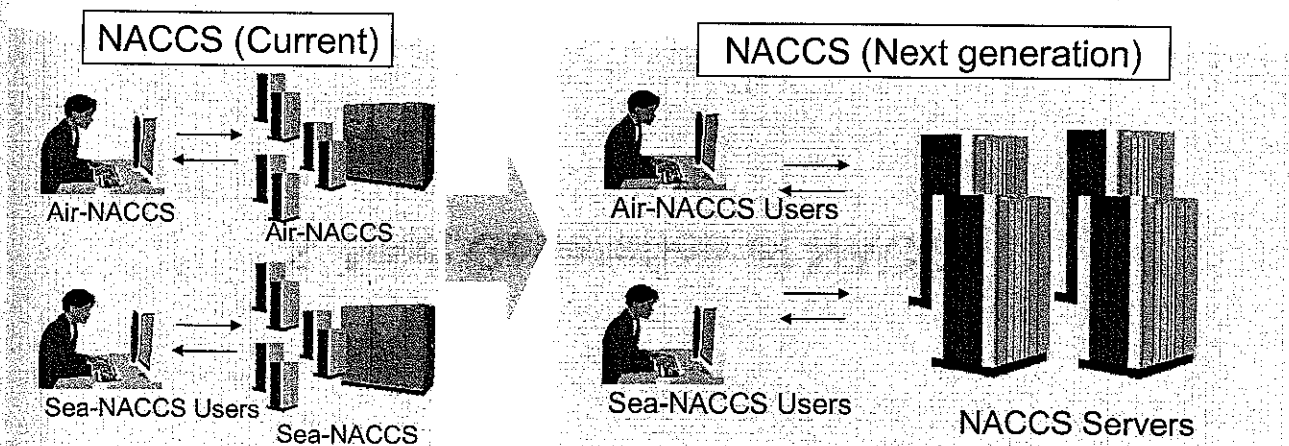
System configuration of NACCS (Current)



3. Next Generation of NACCS

Next generation of NACCS: Will be released in 2008 and 2009

Air-NACCS and Sea-NACCS will be operated on the same platform.



Two systems are separated.
Connected when necessary.

Two systems will be operated on the same platform.

Integrating Air-NACCS and Sea-NACCS will achieve cost reduction and shorter development time, while assuring system's reliability



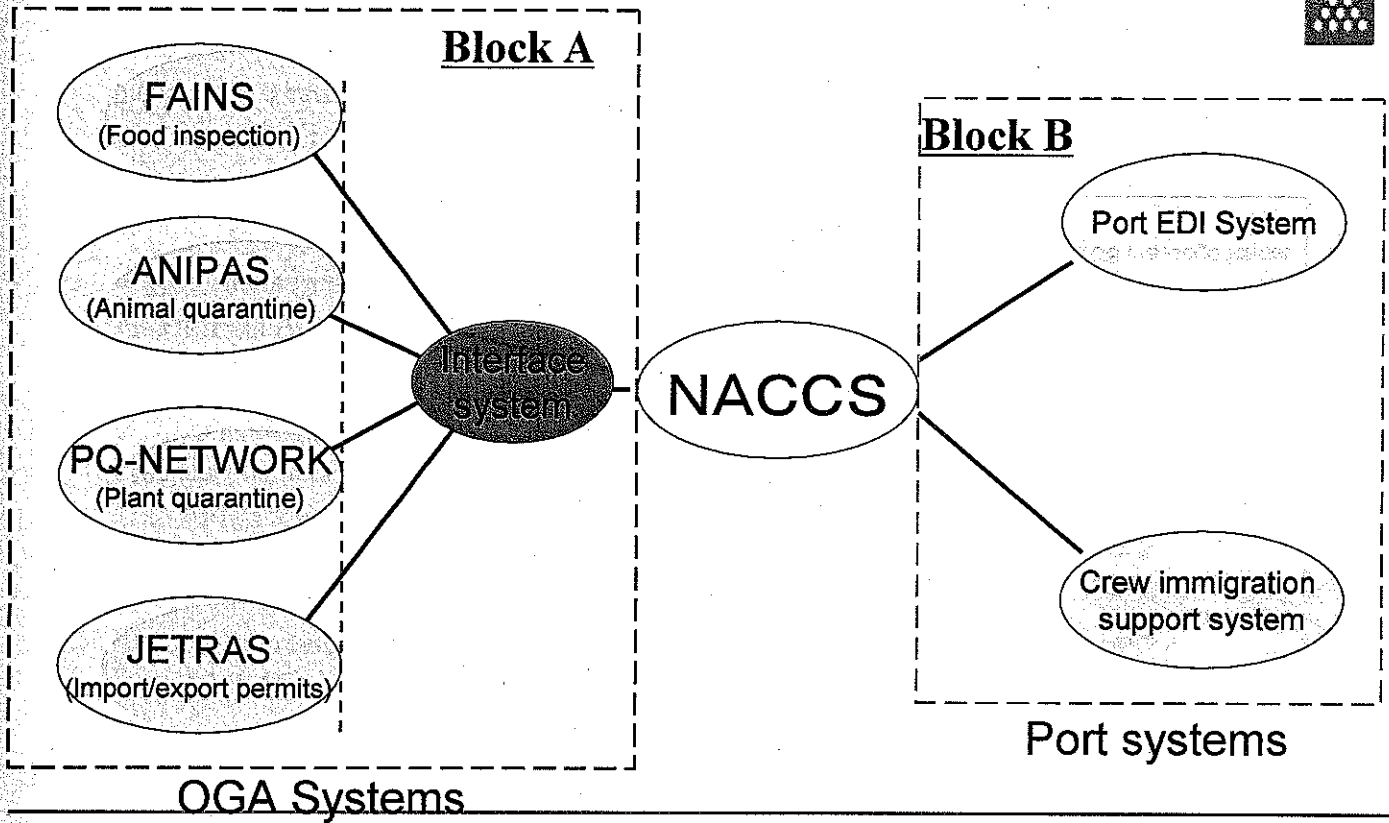
Features of next generation of NACCS: now under development)

1. Operates 24hrs 365days
2. Integrate some modules of Air-NACCS and Sea-NACCS
3. Involvement of new users (Importer/exporter, NVOCC)
4. XML compatible (for invoice and packing list)
5. Disaster recovery: Establishment of backup center

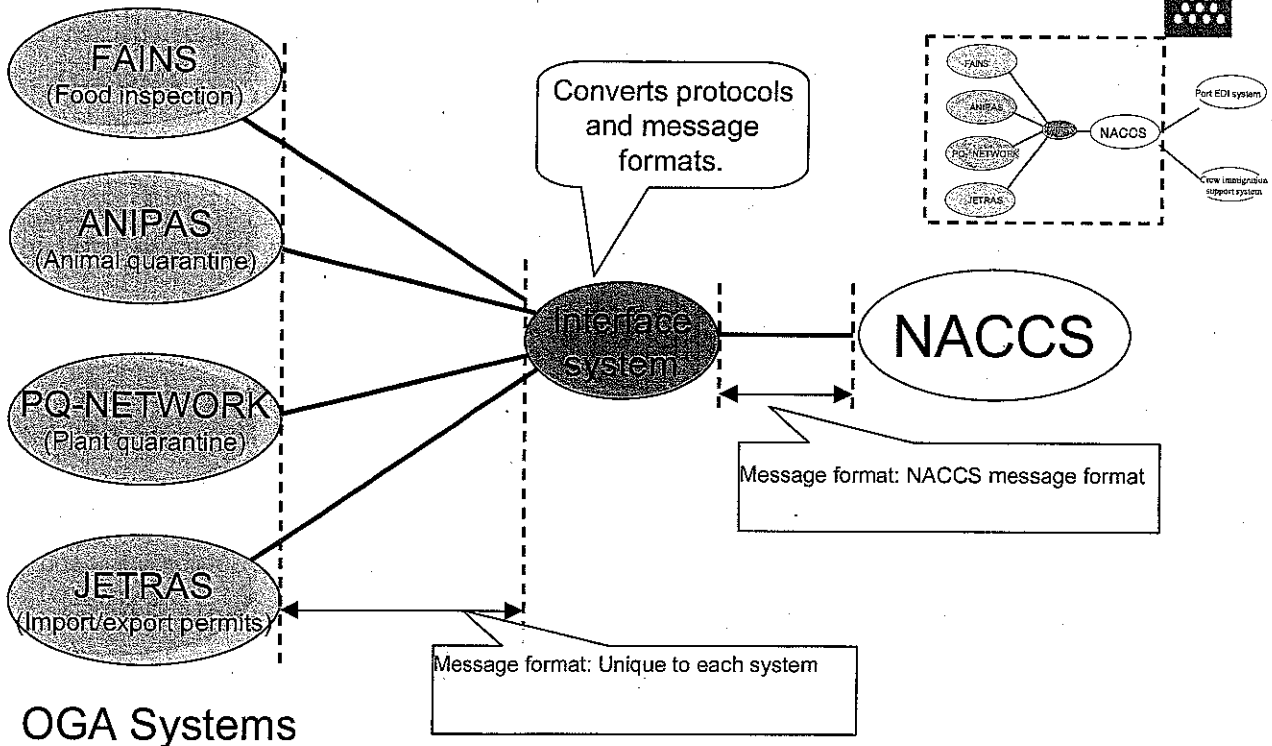


4. National Single Window in Japan

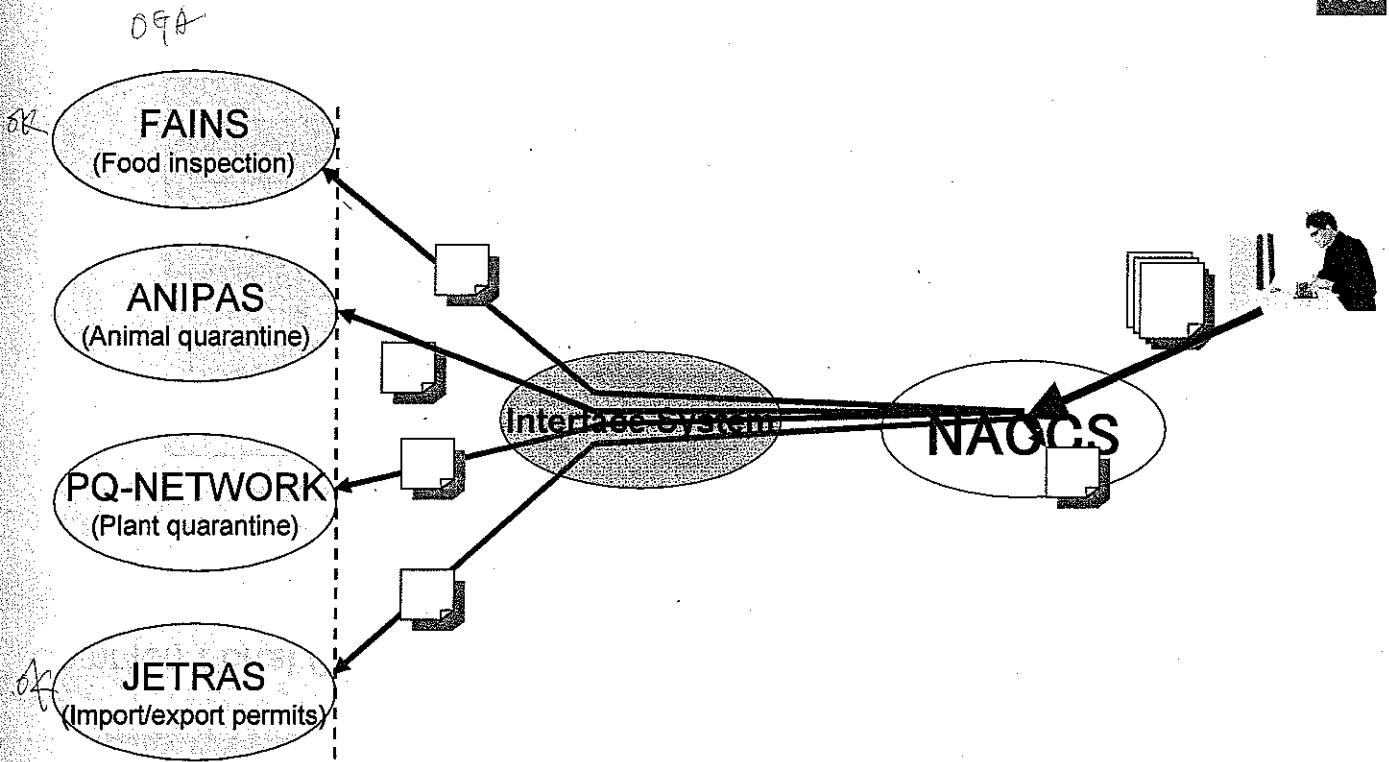
Overview of Single Window System in Japan (Current)



Details of Block A: Link with OGA Systems (1/3)

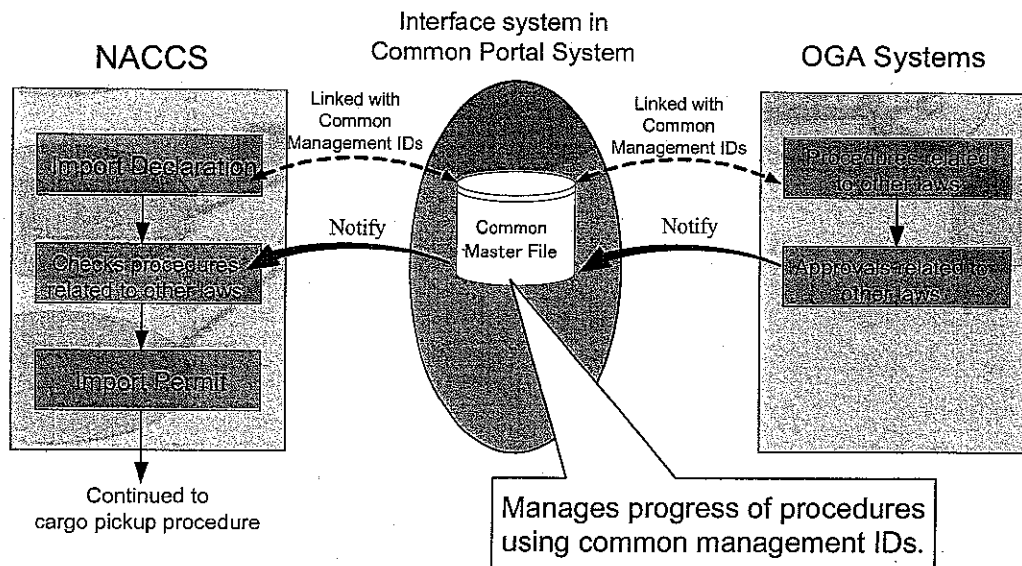


Details of Block A: Link with OGA Systems (2/3)

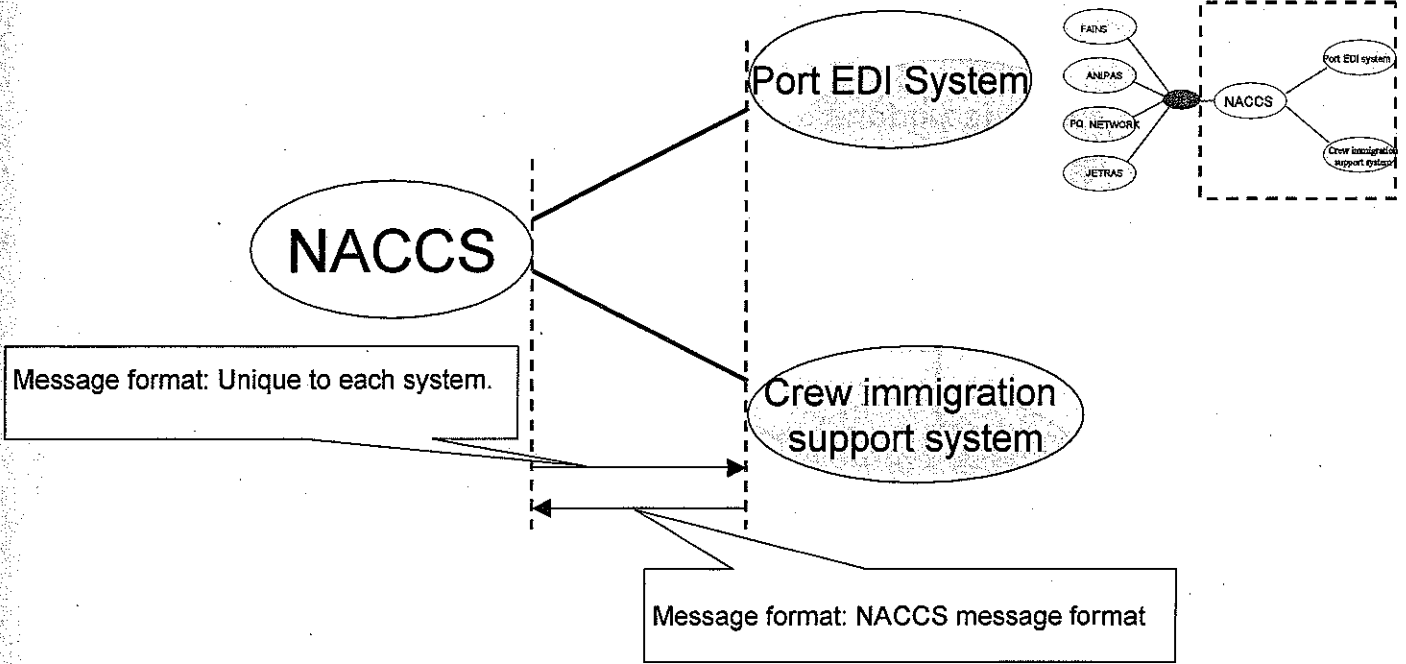


Details of Block A: Link with OGA Systems (3/3)

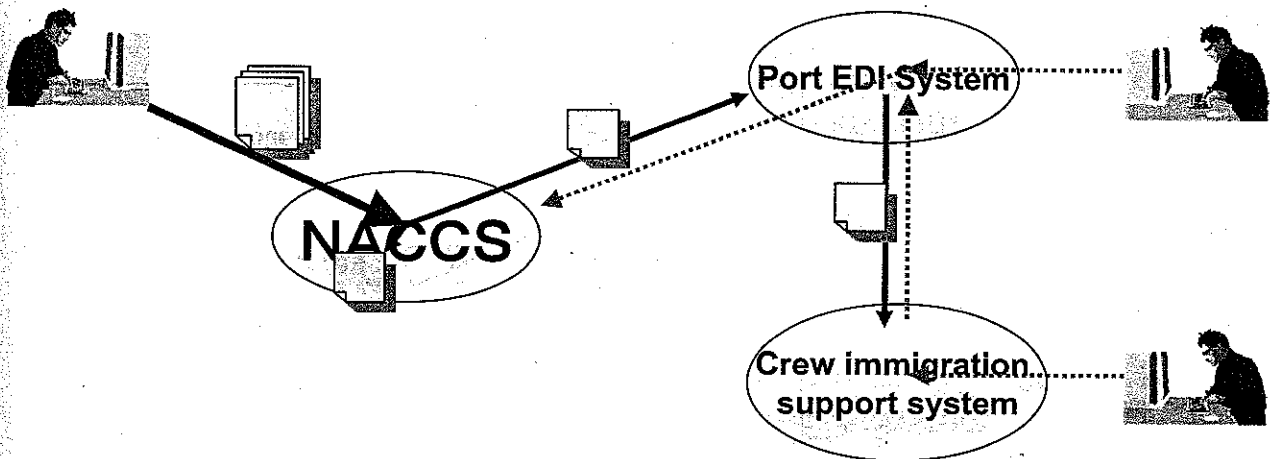
Common Portal System manages status of each declaration and procedure and automatically activates import permit function.



Details of Block B: Link with Port Systems (1/2)



Details of Block B: Link with Port Systems (2/2)

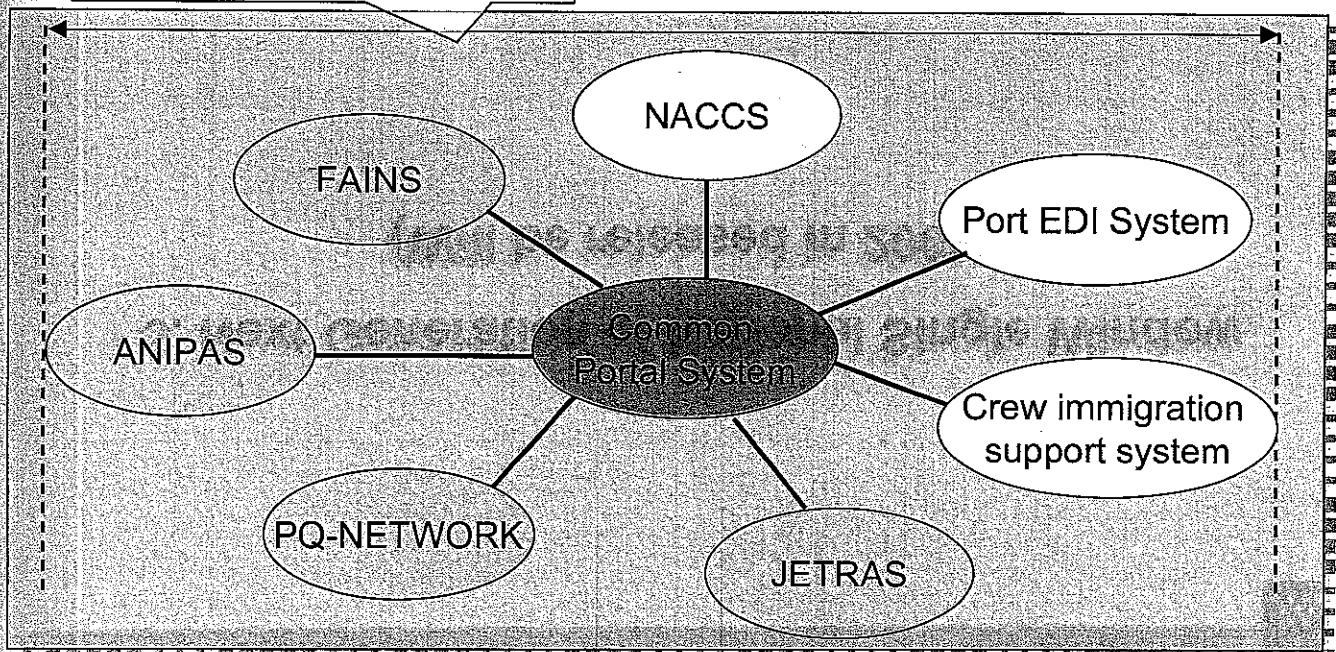


5. Next Generation of National Single Window (Will be released in 2008)

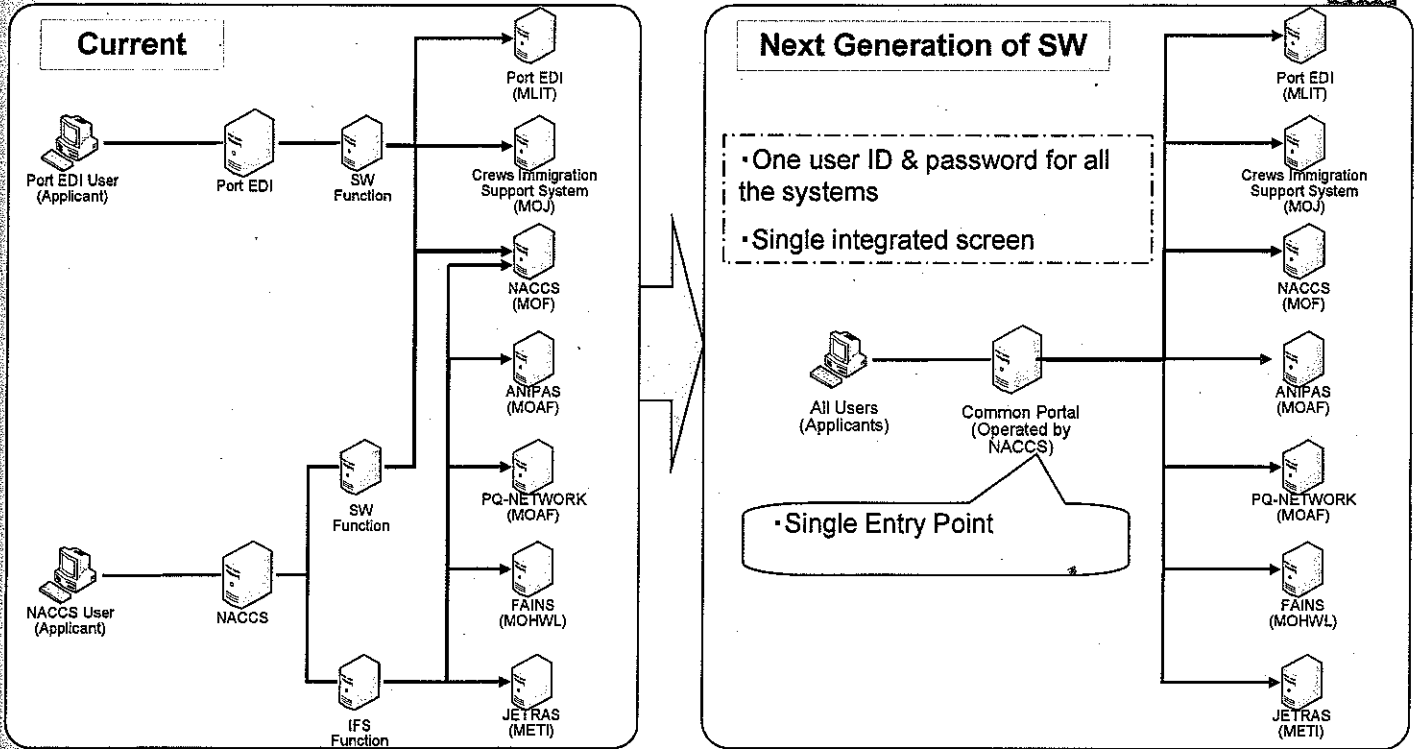
Next Generation SW with "Common Portal System"

Message format: Common EDI format

Will be released in October 2008

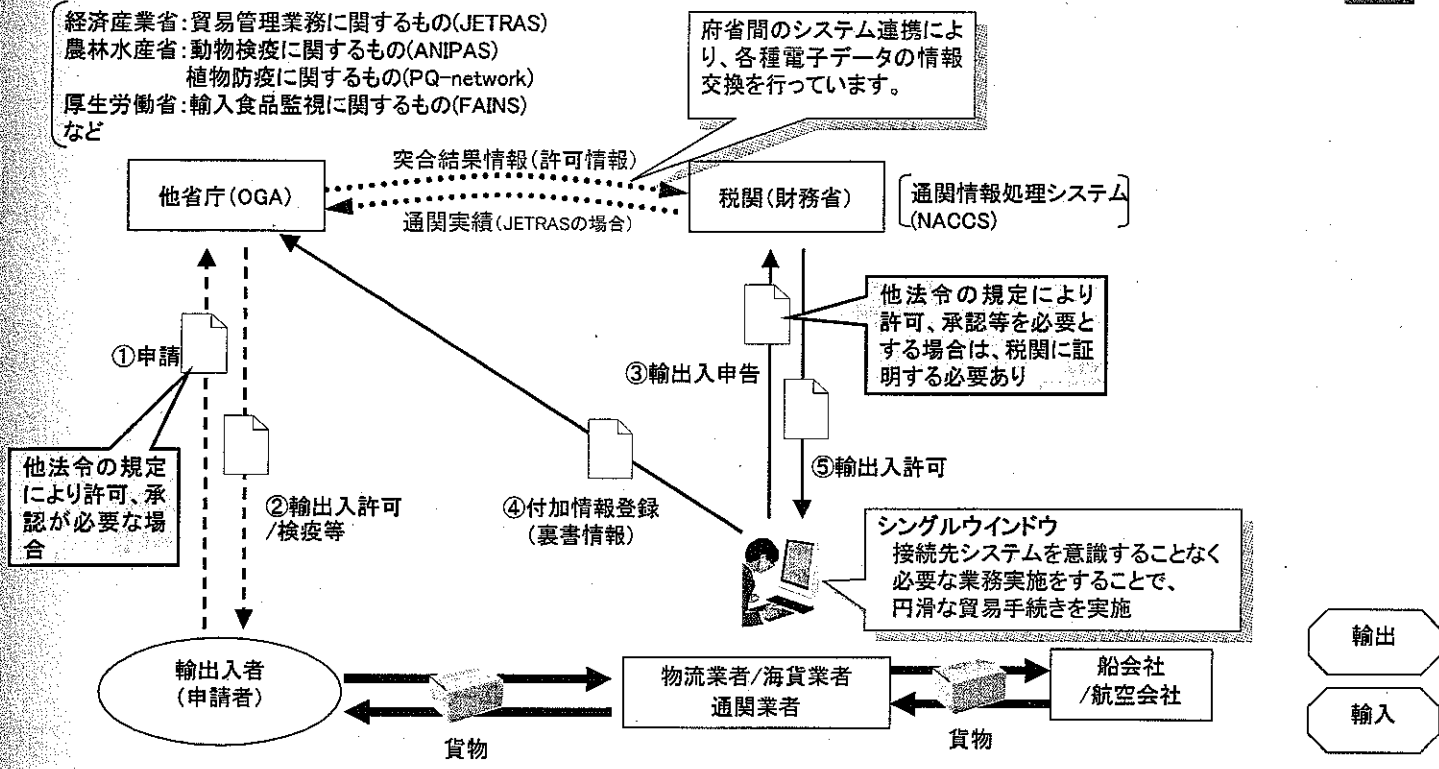


Next Generation SW — System Configurations



(Reference) Overview of JETRAS

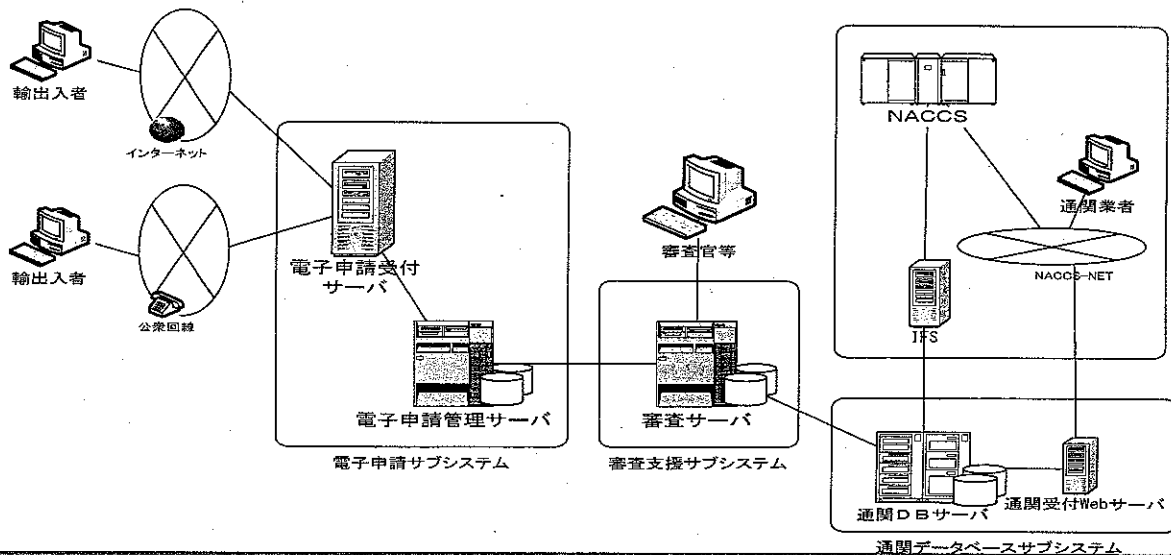
他法令(貿易管理業務)に関わる貿易手続の流れ



Overview of JETRAS (Current)

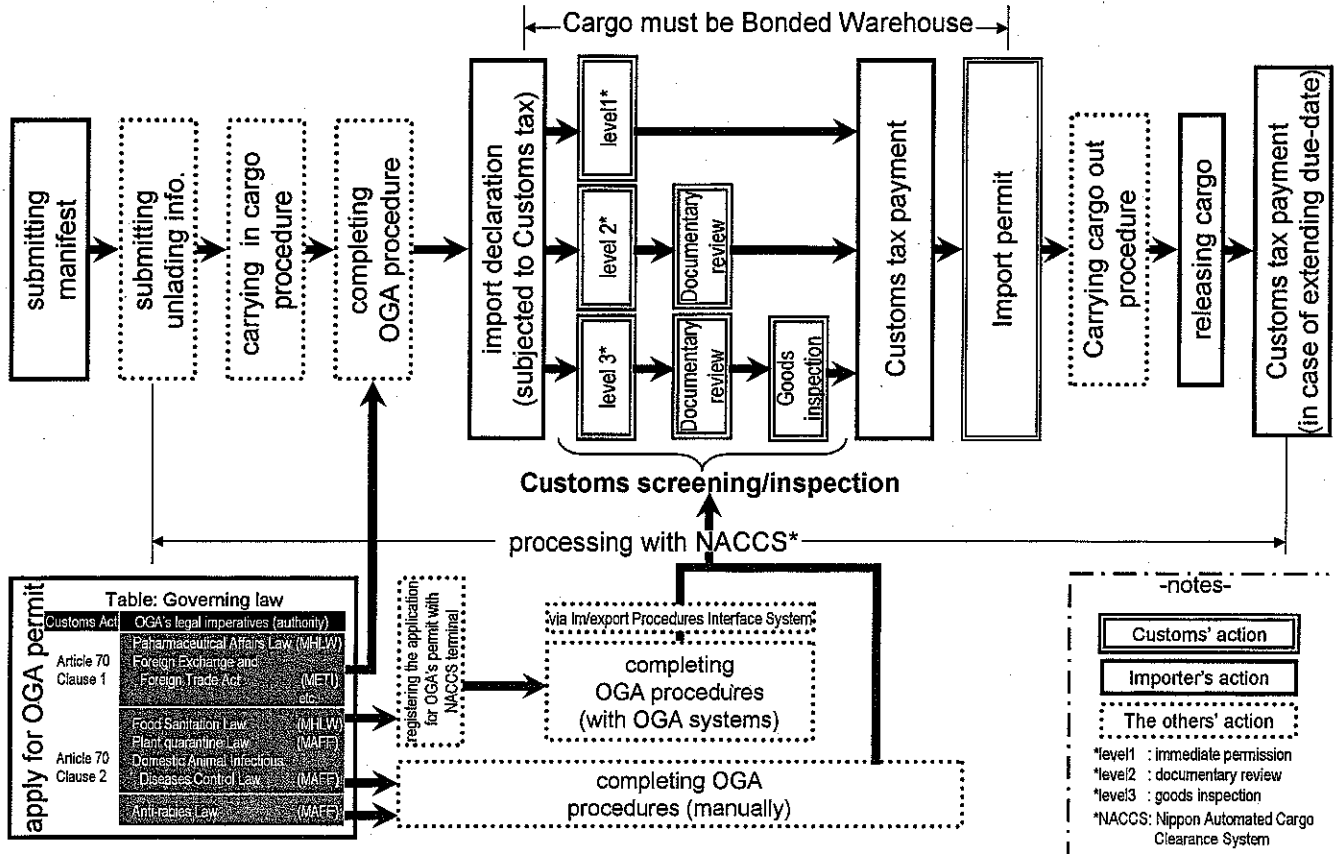
JETRASは、以下のようなサーバーで構成されています。

- 電子申請受付サーバ: インターネットやダイヤルアップを通じて電子申請書を受付。
- 電子申請管理サーバ: 申請書や許可・承認証を管理。
- 審査サーバ: 審査官による審査業務を支援し、許可・承認証を発給。
- 通関受付Webサーバ: 通関業者による許可・承認証の電子裏書きを受付。
- 通関DBサーバ: 電子裏書き情報の管理。NACCSとの間で通関情報の授受。



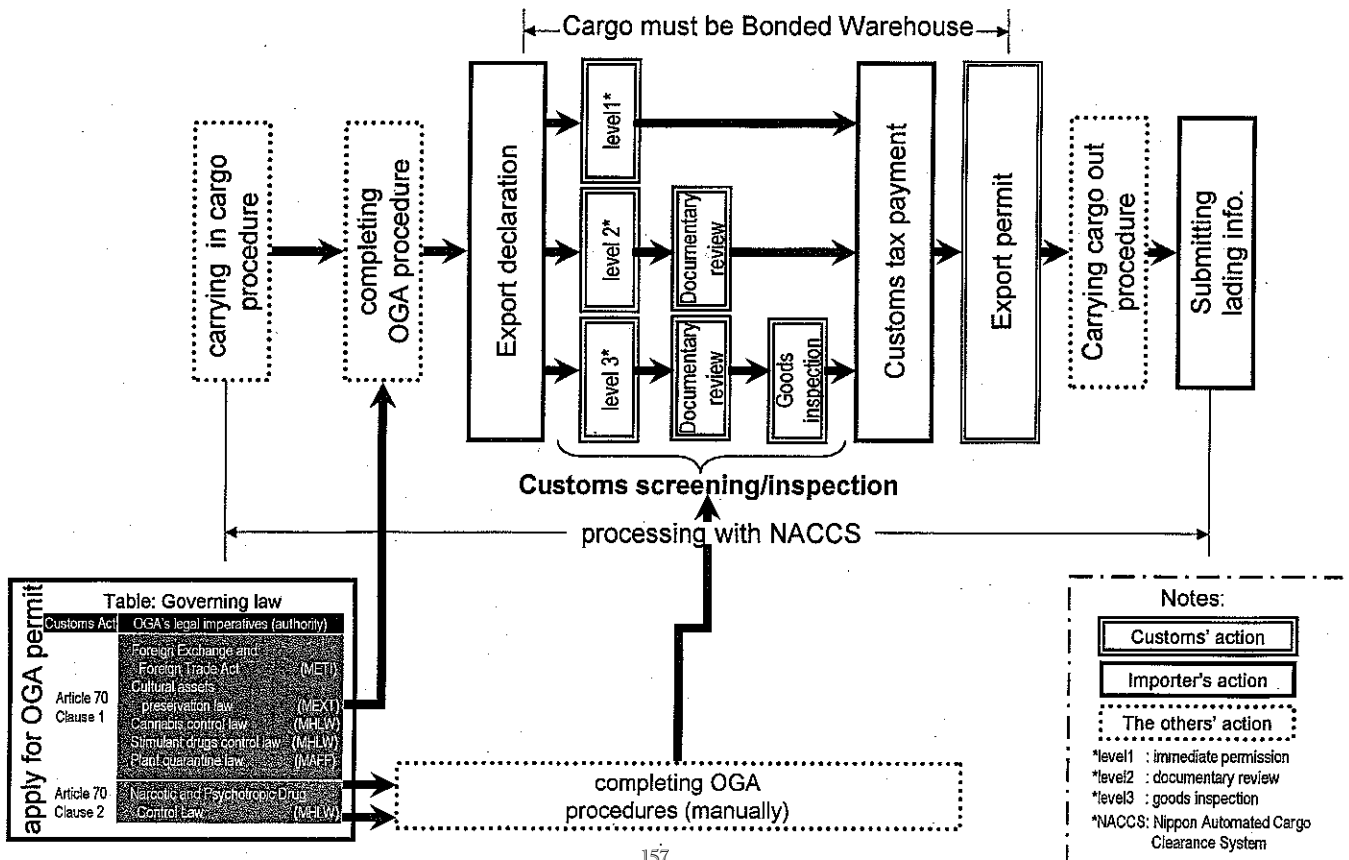
(Reference)

Import procedure in Japan



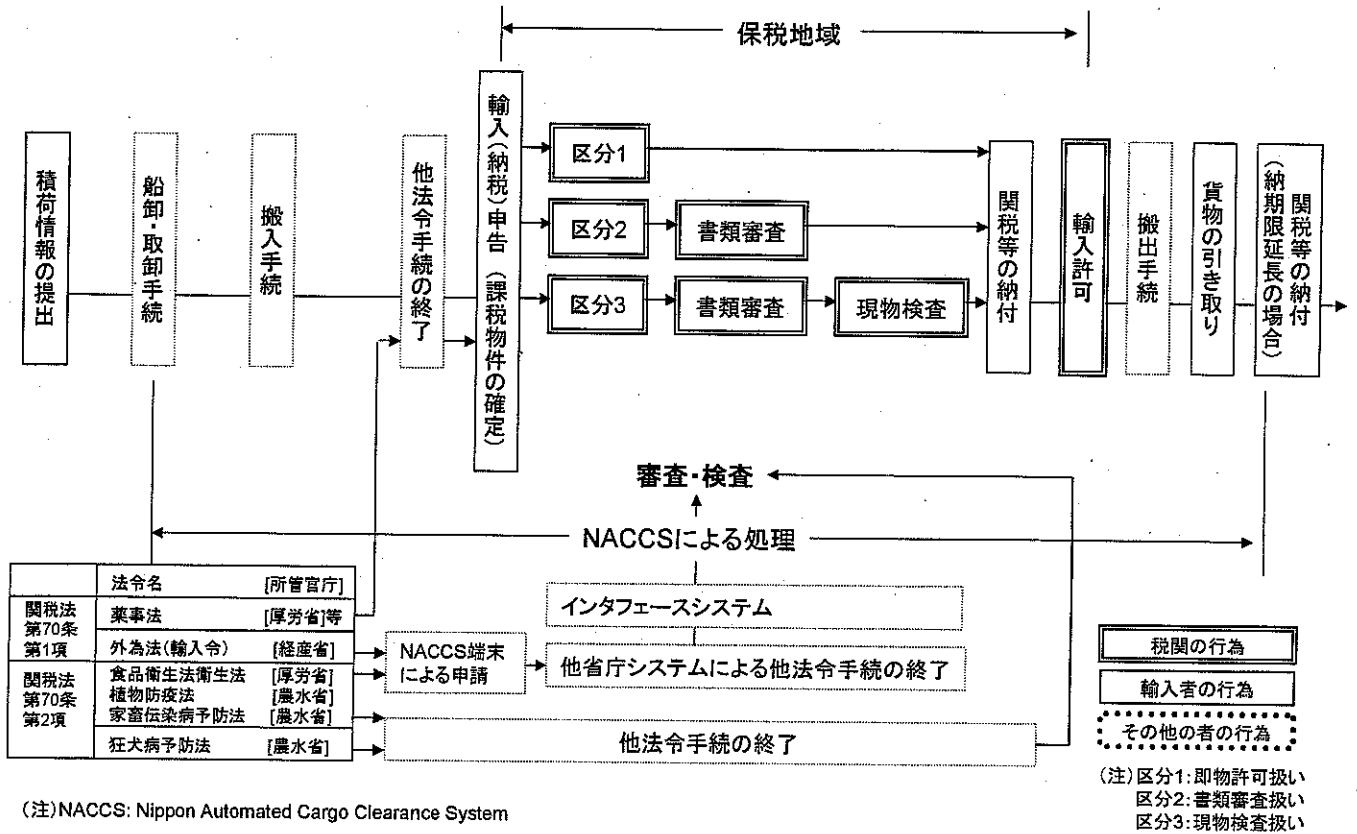
(Reference)

Export procedure in Japan



(参考)

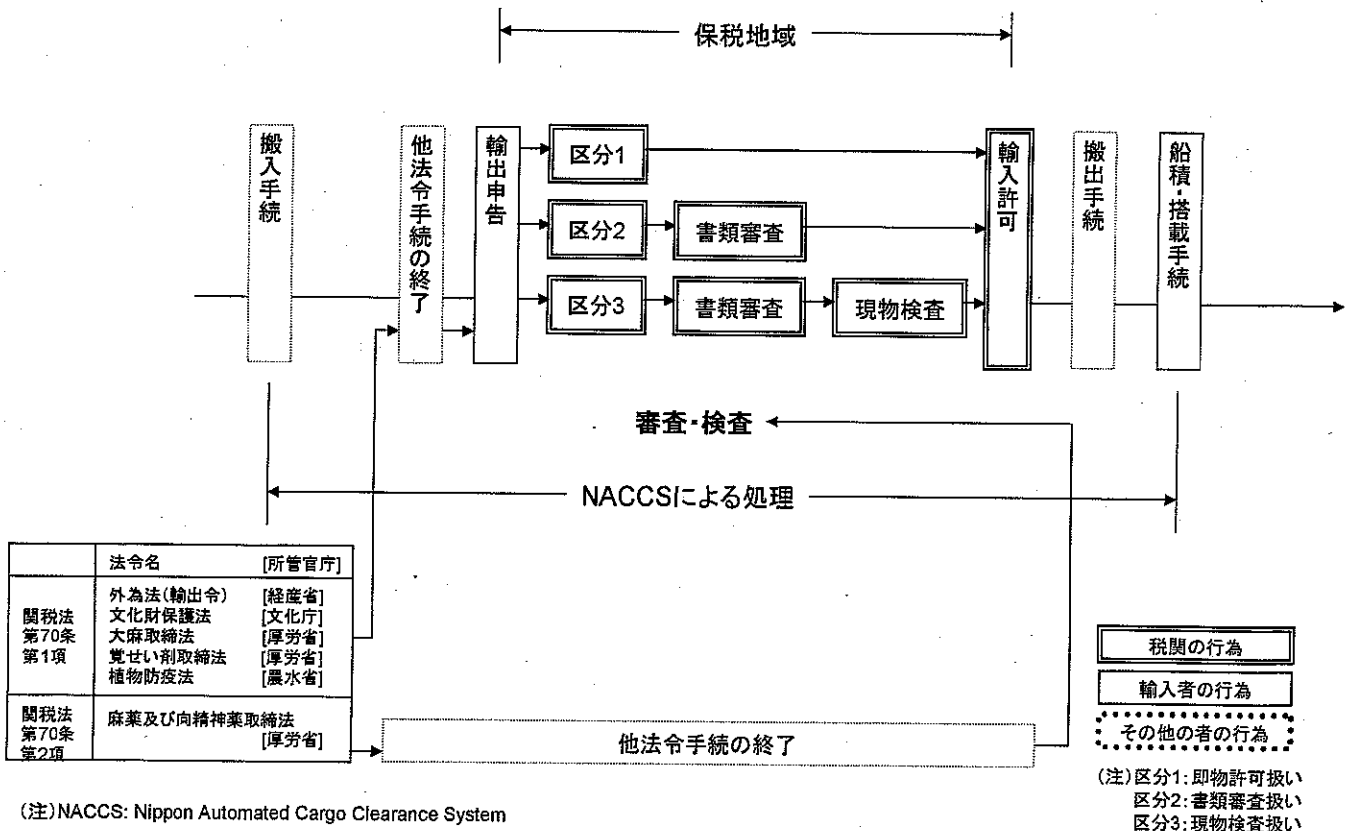
NACCSによる輸入通関の流れ



(注)NACCS: Nippon Automated Cargo Clearance System

(参考)

NACCSによる輸出通関の流れ



(注)NACCS: Nippon Automated Cargo Clearance System